

第6期杉並区介護保険事業計画

(平成27年度～29年度)

平成27年3月



杉並区

目 次

第1章 計画の基本的考え方

1	計画策定の背景	1
2	計画の基本理念	2
3	計画の位置付け・期間	2
4	計画策定の方法	2

第2章 介護保険サービスの現状

1	要介護者等の実態	
(1)	高齢者人口の推移	5
(2)	要介護等認定者の推移	6
(3)	要介護度別認定者の推移	7
(4)	要介護度別認定者における認知症者の状況	8
2	現状の介護保険サービスの体系	9
3	要介護等認定者が利用できるサービスの種類	10
4	各介護保険サービス別の利用実績・評価	11
5	施設サービスの利用実績	
(1)	各施設サービスごとの利用状況	12
(2)	給付実績と事業計画との比較	13
6	居住系サービスの利用実績	
(1)	給付実績と事業計画との比較	14
7	標準居宅介護サービスの利用実績【介護給付】	15
(1)	給付実績と事業計画との比較	16
8	標準居宅予防サービスの利用実績【介護予防給付】	21
(1)	給付実績と事業計画との比較	22
9	地域密着型サービスの利用実績	27
(1)	給付実績と事業計画との比較	28
10	保険給付費・サービス費の現状	30
11	地域支援事業の現状	
(1)	介護予防事業の現状	31
(2)	包括的支援事業の現状	35
(3)	任意事業の現状	37

第3章 第6期介護保険事業計画策定の基本的な視点

1	2025年度（平成37年度）を見据えた課題への取組	
(1)	今後の人口推計	39
(2)	今後の高齢者人口の推計	40
2	介護保険制度改正への的確な対応	
(1)	新しい介護予防・日常生活支援事業（総合事業）の実施	41
(2)	所得に応じた負担のあり方の見直し	41
3	地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進	
(1)	関係機関と連携した地域づくりの推進	42
(2)	在宅サービス基盤整備の推進	43

(3) 医療・介護の連携による在宅医療の推進	4 3
(4) 認知症施策の充実	4 3
(5) 高齢者の施設・住まいの整備促進	4 3
4 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の推進	
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	4 4
(2) 一般介護予防事業	4 7

第4章 介護保険サービス量の見込み

1 第6期介護保険事業計画におけるサービス量の推計手順	4 9
2 日常生活圏域	
(1) 日常生活圏域の設定	5 0
(2) 圏域ごとの地域密着型サービス事業所の必要利用定員の設定	5 0
3 被保険者数の推計	5 2
4 要介護等認定者数の推計	
(1) 要介護等認定者の推計	5 3
(2) 要介護度別認定者の推計	5 3
5 介護給付等サービス種別ごとの見込み	
(1) 施設サービス量の見込み	5 5
(2) 居宅サービス量の見込み	5 6
(3) 介護予防サービス量の見込み	5 7
(4) 地域密着型サービス量の見込み	5 8
6 新しい地域支援事業のサービス量の見込み	
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	5 9
(2) 包括的支援事業	6 0
(3) 任意事業	6 2

第5章 介護保険事業費の見込み及び保険料

1 介護保険事業費の見込み	
(1) 保険給付費の財源内訳	6 3
(2) 地域支援事業の財源内訳	6 4
2 第1号被保険者（65歳以上）の保険料	
(1) 第1号被保険者の保険料	6 4
(2) 保険料段階の見直し	6 5
(3) 介護保険給付費準備基金等の活用	6 6
3 保険料の独自減免	6 8

第6章 介護保険事業の円滑な運営を目指して

1 介護保険サービスの適切な利用の促進	
(1) 介護保険制度の周知・介護保険サービス情報の提供	6 9
(2) 福祉サービス第三者評価受審の支援	6 9
(3) 相談・苦情処理体制の整備	6 9
(4) 個人情報の保護	6 9

2	介護保険サービスの質の向上	
(1)	研修事業の実施及び支援	7 0
(2)	介護人材の確保・定着支援	7 0
(3)	介護給付の適正化	7 0
(4)	指導（実地指導・集団指導）の実施	7 0
(5)	地域密着型サービス事業者等の指定・支援	7 1
(6)	地域ケア会議の実施	7 1
(7)	高齢障害者のケアマネジメントの充実	7 1
3	介護保険運営協議会の役割	7 1

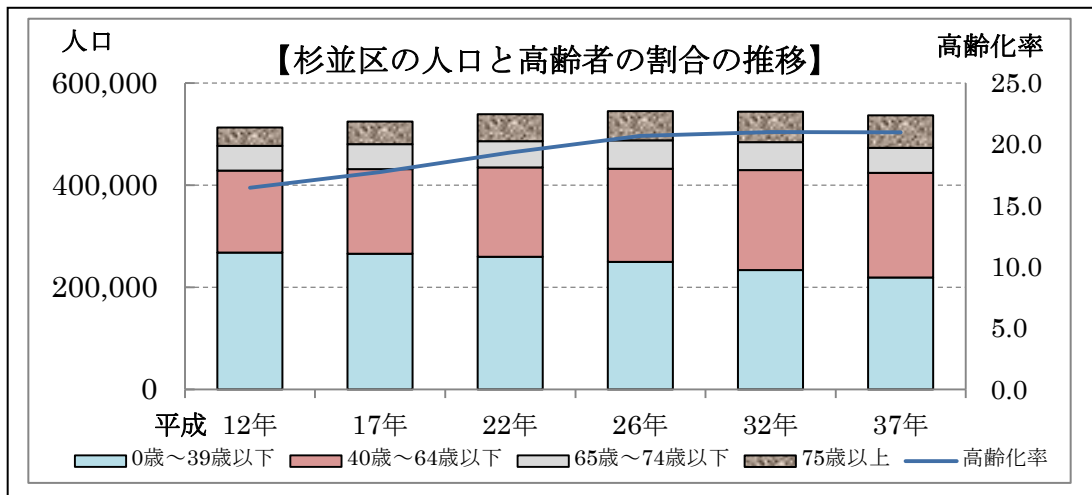
資 料 編

1	日常生活圏域について	
(1)	日常生活圏域の名称	7 3
(2)	日常生活圏域図	7 4
(3)	各圏域の現状	7 5
2	高齢者・要介護等認定者（居宅）の現状（高齢者実態調査の結果）	
(1)	世帯の状況	7 7
(2)	日中独居の状況	8 0
(3)	日常生活で希望する援助	8 1
(4)	介護が必要な場合に希望する居住形態	8 3
(5)	在宅生活のために必要だと思うサービス	8 5
(6)	要支援・要介護認定の状況	8 7
(7)	介護等の必要の有無	8 8
(8)	介護保険サービスの利用状況	8 9
(9)	介護保険料の負担感	9 3
(10)	介護保険料とサービスのあり方	9 4
(11)	介護者の現状	9 6
3	高齢者向け住まい・施設の概要	9 9
4	保険料額・保険料率の第5期計画との比較	1 0 1

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の背景

- 介護を必要とする高齢者等を社会全体で支えるシステムとして、負担と給付が明確な社会保険方式を導入し、保健・福祉・医療にわたる介護サービスが総合的に利用できる介護保険制度が平成12年に創設されました。
- 制度が施行された平成12年当時、全国で約900万人だった後期高齢者(75歳以上)は、現在約1,400万人となり、更に団塊の世代が後期高齢者となる2025年(平成37年)には2,000万人を突破することが見込まれ、要介護者等を社会全体で支援するための方策を明らかにすることが急務となっています。
- このため、平成26年6月に、持続可能な社会保障制度のもとに今後の高齢者福祉を支えていくため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、「介護保険法」についても大規模な改正が行われることとなりました。
- 今回の法改正では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目的とした「地域包括ケアシステム」の構築に向けた地域支援事業の充実をはじめ、中重度の要介護高齢者を支える施設としての特別養護老人ホームの機能の重点化や、費用負担の公平化を図るために一定以上所得者の自己負担を見直すことなどが定められました。
- これまで在宅医療体制や認知症対策の充実、特別養護老人ホームをはじめとする介護施設の整備を積極的に進めるなど、区は「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を既にスタートさせていますが、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となる2025年(平成37年)までの中長期的な視点で事業計画を策定し、介護保険事業のさらなる充実を図る必要があります。



※グラフは、平成26年1月1日現在の実績をもとに、区が独自に推計したものです。

杉並区の人口は、平成26年4月現在、545,210人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は、112,863人となっています。人口に占める65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は20.7%で、平成12年の16.5%から約4ポイント増加しており、団塊の世代が75歳以上となる平成37年までは約21%前後で推移すると見込まれます。

2 計画の基本理念

区は、人権擁護を前提とした「高齢者の自立支援」を介護保険事業の基本理念としています。この理念に基づき、高齢者が尊厳を保持し、生きることが真の喜びになるように、高齢者が持てる能力を活かし、自らの意思で介護保険サービス等を選択しつつ、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう支援等を講じていきます。

3 計画の位置付け・期間

本計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として、基本理念や施策の考え方を共有する「杉並区保健福祉計画」と一体的に策定するものです。介護保険サービスの利用量やサービス基盤整備の方向性に加え、介護保険費用及び保険給付費、第 1 号被保険者（65 歳以上の方）の介護保険料等を定めています。

今回の第 6 期計画は、平成 24 年度から 26 年度までの第 5 期計画の延長線上に位置づけられ、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間で計画期間とします。

また、平成 37 年におけるサービス水準、給付費や保険料の水準などを推計したうえで、計画期間における目標値を定めて取り組みます。

【計画の期間】

24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
第 5 期事業計画					
		見直し			
			第 6 期事業計画		
					見直し

4 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、高齢者や要介護者の生活の実態を的確に把握するとともに、被保険者である区民の意見を介護保険事業計画に反映させる取組を行いました。

○杉並区介護保険運営協議会における検討

区長の附属機関である杉並区介護保険運営協議会において、介護保険事業に関する必要な事項を調査審議し、その審議内容を踏まえて策定しました。

○被保険者等の意見反映のための取組

介護保険運営協議会の意見等を踏まえ、区として計画の案を取りまとめた段階で公表し、意見募集を実施し、議会、関係団体、被保険者を含む区民から意見を求めました。

区民等の意見提出手続き

実施期間 平成26年12月1日～平成27年1月5日

○高齢者・要介護者の実態把握の調査

「地域包括ケアモデル実態調査」

- ・調査対象 高井戸、成田、方南地域の中で、医療・介護サービス、インフォーマルサービス等が集積している地区に居住する 75 歳以上の区民 1,921 人

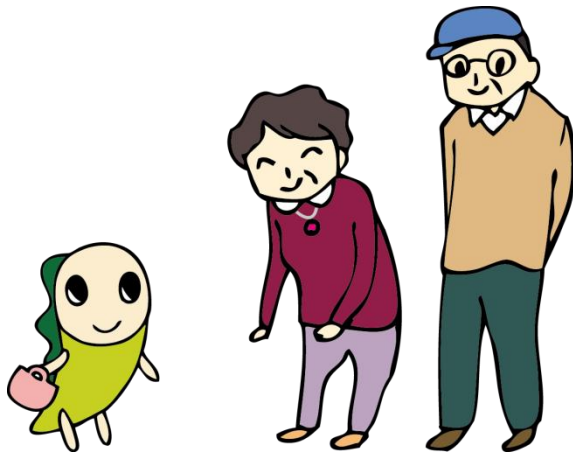
「日常生活圏域ニーズ調査」

- ・調査対象 日常生活圏域ごとに無作為抽出した
 - ①要支援・要介護認定を受けていない第1号被保険者 2,000 人
 - ②要支援1・2の認定を受けた第1号被保険者 2,000 人

「介護保険に関する調査」

- ・調査対象 要介護認定者のうち、施設サービス受給者を除いた第1号被保険者から無作為抽出した 2,000 人

※上記3つの調査の主な結果については、資料編（P77～P98）参照



第2章 介護保険サービスの現状

介護保険制度は、高齢者の暮らしを支える制度として定着してきましたが、急速な高齢化の進展は、家族や地域社会にも大きな変容をもたらし、介護保険制度が目指す「高齢者の尊厳保持」、「自立支援」をいかに実現するかが問われています。そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「地域包括ケアシステム」の構築がうたわれ、平成24年4月の介護保険法改正で、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等が加わり、地域密着型サービスの充実が図られました。

第5期介護保険事業計画では、医療・介護ニーズへの対応が必要な在宅療養者が増加傾向にあることや、要介護等認定者の多くが何らかの認知症の症状を有していること、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加に伴い介護力が低下していることなどの現状を踏まえ、在宅医療や介護関係者の連携体制の強化をはじめとする在宅介護体制の充実強化とともに、特別養護老人ホーム等の入所施設や認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の施設や住まいの整備等に取り組んできました。

1 要介護者等の実態

(1) 高齢者人口の推移

区 分			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口(人)	事業計画		535,527	538,118	539,662	540,476	540,727	541,129
	実績		539,657	539,156	538,796	540,125	543,146	547,318
第2号被保険者(人) (40歳以上 65歳未満)	事業計画		174,923	178,272	181,438	181,470	182,308	183,402
	実績		174,571	178,071	180,725	181,018	182,001	183,684
第1号被保険者(人) (65歳以上)	事業計画		103,623	104,549	105,450	107,688	109,958	112,081
	実績		104,094	105,119	105,722	108,984	112,091	115,014
高齢化率(%)	事業計画		19.3	19.4	19.5	19.9	20.3	20.7
	実績		19.3	19.5	19.6	20.2	20.6	21.0
前期高齢者(人) (65歳以上 74歳以下)	事業計画		51,635	51,105	50,825	51,569	53,789	55,819
	実績		51,608	51,158	50,118	52,280	54,596	56,941
後期高齢者(人) (75歳以上)	事業計画		51,988	53,444	54,625	56,119	56,170	56,262
	実績		52,486	53,961	55,604	56,704	57,495	58,073

注1 総人口及び第1号被保険者数は、各年度10月1日現在の住民基本台帳の数値です。住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行(平成24年7月9日)に伴い、外国人住民が住民基本台帳制度の対象となりました。

注2 第1号被保険者数(前期高齢者数・後期高齢者数)には、住所地特例者(杉並区から区外の介護保険施設等に入所し、住所を移転した被保険者。引き続き杉並区の被保険者となる)が含まれています。

注3 第2号被保険者数は、平成23年度まで1月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録の合計数値です。平成24年度からは10月1日現在数です。

65歳以上の高齢者である第1号被保険者は、毎年度増加しており、平成26年度の高齢化率（65歳以上の高齢者数／総人口）は21.0%（4.8人に1人の割合）になっています。平成21年度と比較すると1.7ポイント増加しており、杉並区における高齢化が進んでいます。

第1号被保険者人口のうち、前期高齢者は平成21年度から平成23年度までやや減少しましたが、平成24年度から再び増加しています。また、後期高齢者は毎年度約600人～1,600人程度の増加を続けています。

（2）要介護等認定者の推移

※要介護等認定者とは、要介護認定者及び要支援認定者の合計数です。

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護等認定者数(人)	事業計画	18,723	19,316	19,893	21,814	22,196	22,565
	実 績	18,924	19,736	20,812	21,759	22,929	23,635
要介護等認定者の第1号被 保険者に占める割合(%)	事業計画	18.1	18.5	18.9	20.3	20.2	20.1
	実 績	18.2	18.8	19.7	20.0	20.5	20.5
第2号被保険者(人) (40歳以上64歳以下)	事業計画	506	519	523	512	515	517
	実 績	464	499	498	458	461	438
第1号被保険者(人) (65歳以上)	事業計画	18,217	18,797	19,370	21,302	21,681	22,048
	実 績	18,460	19,237	20,314	21,301	22,468	23,197

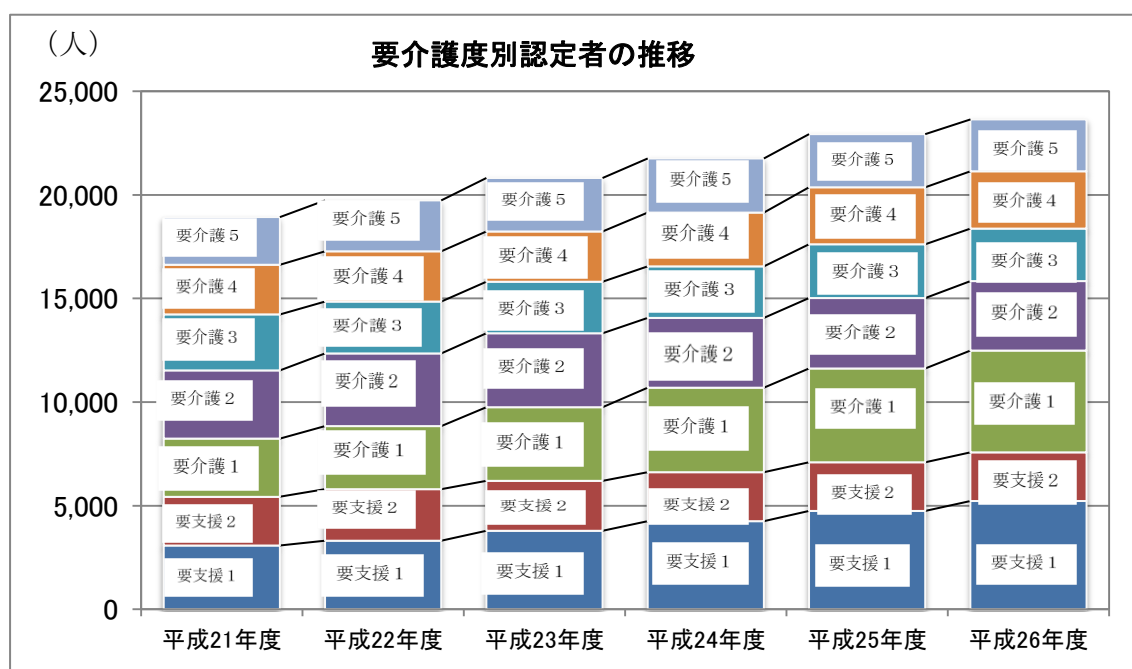
注1 各年度10月1日現在の数値です。

(3) 要介護度別認定者の推移

(単位:人)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	事業計画	3,235	3,321	3,403	3,881	3,925	3,962
	実 績	3,082	3,311	3,790	4,255	4,755	5,233
要支援2	事業計画	2,254	2,316	2,377	2,543	2,584	2,621
	実 績	2,354	2,491	2,411	2,359	2,340	2,347
要支援 小 計	事業計画	5,489	5,637	5,780	6,424	6,509	6,583
	実 績	5,436	5,802	6,201	6,614	7,095	7,580
要介護1	事業計画	2,571	2,656	2,735	3,694	3,763	3,828
	実 績	2,802	3,047	3,546	4,081	4,522	4,904
要介護2	事業計画	3,315	3,421	3,527	3,771	3,842	3,913
	実 績	3,291	3,494	3,573	3,364	3,410	3,356
要介護3	事業計画	2,809	2,907	3,001	2,612	2,662	2,712
	実 績	2,699	2,508	2,480	2,491	2,581	2,533
要介護4	事業計画	2,355	2,437	2,517	2,587	2,640	2,694
	実 績	2,396	2,417	2,425	2,595	2,750	2,766
要介護5	事業計画	2,184	2,258	2,333	2,726	2,780	2,835
	実 績	2,300	2,468	2,587	2,614	2,571	2,496
要介護 小 計	事業計画	13,234	13,679	14,113	15,390	15,687	15,982
	実 績	13,488	13,934	14,611	15,145	15,834	16,055
合 計	事業計画	18,723	19,316	19,893	21,814	22,196	22,565
	実 績	18,924	19,736	20,812	21,759	22,929	23,635

注1 各年度 10月1日現在の数値です。



要介護等認定者数は毎年度増加を続け、平成 26 年度は平成 21 年度と比較して 4,711 人 (24.9%) 増加しています。また、要介護等認定者の第 1 号被保険者に占める割合は 20.5%になっています。

① 第 1 号被保険者 (65 歳以上) である要介護等認定者

第 1 号被保険者の要介護等認定者は毎年度増加し、平成 26 年度は平成 21 年度と比較して 4,737 人 (25.7%) 増加しています。

② 第 2 号被保険者 (40 歳以上 64 歳以下) である要介護等認定者

第 2 号被保険者は、特定疾病 (16 疾病) が原因で介護が必要と認められることが要介護等認定の要件です。

第 2 号被保険者の要介護等認定者は、平成 26 年度は平成 21 年度と比較して 26 人 (5.6%) の減となっています。

③ 要介護度別認定者の推移

要支援認定者数は平成 21 年度から毎年度増加しており、平成 26 年度の認定者数は 7,580 人で、平成 21 年度と比較して 2,144 人 (39.4%) 増加しています。

要介護認定者数は毎年度増加しており、平成 26 年度の認定者数は 16,055 人で、平成 21 年度より 2,567 人 (19.0%) 増加しています。

平成 26 年度における要介護等認定者全体に占める要支援認定者数の割合は 32.1%、要介護認定者数の割合は 67.9%です。

(4) 要介護度別認定者における認知症者の状況

※認知症者とは、日常生活自立度調査における調査票の判定がⅡ以上の方を指します。

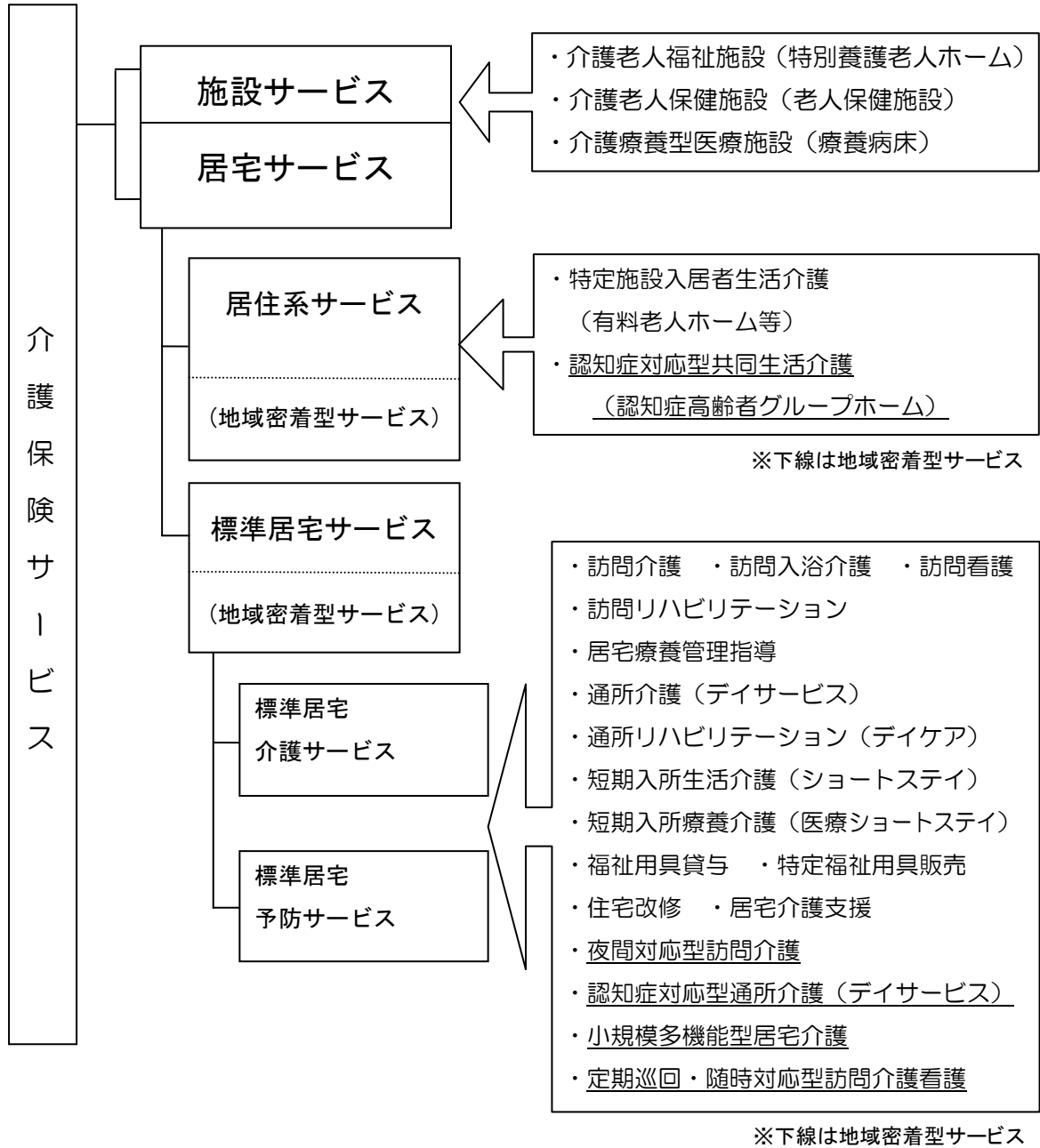
(日常生活自立度の判定Ⅱは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態を言います。)

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要支援(1~2)	認定者数(人)	5,512	5,435	5,958	6,299	6,865	7,248
	要支援認定者に占める認知症者						
	人 数(人)	234	257	329	274	248	272
	割 合(%)	4.2	4.7	5.5	4.3	3.6	3.8
要介護(1~5)	認定者数(人)	12,998	13,743	14,106	14,831	15,439	15,805
	要介護認定者に占める認知症者						
	人 数(人)	9,593	10,024	10,664	11,119	11,089	11,162
	割 合(%)	73.8	72.9	75.6	75.0	71.8	70.6

注 1 各年度の 3 月末日現在の数値です。(平成 20 年度のみ平成 21 年 4 月末日現在)

日常生活自立度の判定基準により認知症が疑われる方 (判定がⅡ以上) の状況は、各年度とも要支援では約 4%、要介護では 70%以上の割合となっています。

2 現状の介護保険サービスの体系



介護保険サービスは、大きく施設サービスと居宅サービスに分類されます。このうち、居宅サービスは、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）などの居住系サービスと、それ以外の標準居宅サービスに分類されます。

さらに、標準居宅サービスは、要介護認定者を対象とする標準居宅介護サービスと、要支援認定者を対象とする標準居宅予防サービスとに分かれます。

このほかに、平成18年度の介護保険制度改正により導入された地域密着型サービスがあり、これには施設サービス（区内には該当施設なし）、居住系サービス、標準居宅介護サービス及び標準居宅予防サービスの一部が該当します。

3 要介護等認定者が利用できるサービスの種類

要介護又は要支援と認定された方が利用できる介護保険サービスは、下記のとおりです。

【介護サービス（介護給付）】

要介護1～5と認定された方が利用できるサービスです。

◎施設サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

◎居住系サービス

- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)
- 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護

◎標準居宅介護サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリテーション(デイケア)
- 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 短期入所療養介護(医療ショートステイ)
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 複合型サービス
- 居宅介護支援

◎地域密着型サービス【再掲】

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護(認知症対応型グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 複合型サービス

【介護予防サービス（予防給付）】

要支援1・2と認定された方が利用できる介護予防を重視したサービスです。

◎居住系サービス

- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

◎標準居宅予防サービス

- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所介護(デイサービス)
- 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防支援

◎地域密着型介護予防サービス【再掲】

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)※

※要支援2の方が利用対象です。

4 各介護保険サービス別の利用実績・評価

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護等認定者数(人)	事業計画	18,723	19,316	19,893	21,814	22,196	22,565
	実 績	18,924	19,736	20,812	21,759	22,929	23,635
施設サービス利用者(人)	事業計画	2,770	2,909	3,030	2,536	2,606	2,740
	実 績	2,620	2,606	2,556	2,534	2,559	2,554
居宅サービス対象者数(人)	事業計画	15,953	16,407	16,863	19,278	19,590	19,825
	実 績	16,304	17,130	18,256	19,225	20,370	21,081
居宅サービス利用者数(人)	事業計画	12,233	13,067	13,764	15,707	16,233	16,697
	実 績	12,185	13,014	13,871	14,789	15,758	16,316
居宅サービス利用率(%)	事業計画	76.7	79.6	81.6	81.5	82.9	84.2
	実 績	74.7	76.0	76.0	76.9	77.4	77.4
居住系サービス利用者(人)	事業計画	1,785	1,944	2,083	2,278	2,489	2,690
	実 績	1,761	1,971	2,203	2,340	2,579	2,626
標準居宅サービス対象者(人)	事業計画	14,168	14,463	14,780	17,000	17,100	17,135
	実 績	14,543	15,159	16,053	16,885	17,791	18,455
標準居宅サービス利用者(人)	事業計画	10,448	11,123	11,681	13,429	13,744	14,007
	実 績	10,424	11,043	11,668	12,449	13,179	13,690
標準居宅サービス利用率(%)	事業計画	73.7	76.9	79.0	79.0	80.4	81.7
	実 績	71.7	72.8	72.7	73.7	74.1	74.2
標準居宅介護サービス対象者(人)	事業計画	8,903	9,075	9,285	10,780	10,808	10,780
	実 績	9,306	9,553	10,045	10,473	10,910	11,102
標準居宅介護サービス利用者(人)	事業計画	7,352	7,874	8,274	9,525	9,719	9,863
	実 績	7,307	7,628	8,000	8,512	9,007	9,227
標準居宅介護サービス利用率(%)	事業計画	82.6	86.8	89.1	88.4	89.9	91.5
	実 績	78.5	79.8	79.6	81.3	82.6	83.1
標準居宅予防サービス対象者(人)	事業計画	5,265	5,388	5,495	6,220	6,292	6,355
	実 績	5,237	5,606	6,008	6,412	6,881	7,353
標準居宅予防サービス利用者(人)	事業計画	3,096	3,249	3,407	3,904	4,025	4,144
	実 績	3,117	3,415	3,668	3,937	4,172	4,463
標準居宅予防サービス利用率(%)	事業計画	58.8	60.3	62.0	62.8	64.0	65.2
	実 績	59.5	60.9	61.1	61.4	60.6	60.7

注1 表中の数値は、各年度10月利用分の数値です。

注2 施設サービスとは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用者人数です。

注3 居宅サービス対象者は、要介護等認定者から施設サービス利用者を差し引いた人数です。

注4 居宅サービス利用者数は、実際に居宅サービス（訪問介護等の居宅を対象としたサービスまたは居住系サービス）を利用している人数です。

注5 居住系サービスとは、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護の利用者人数です。（介護予防を含む）

注6 標準居宅サービス対象者は、居宅サービス対象者から居住系サービス利用者を差し引いた人数です。

5 施設サービスの利用実績

(単位:人)

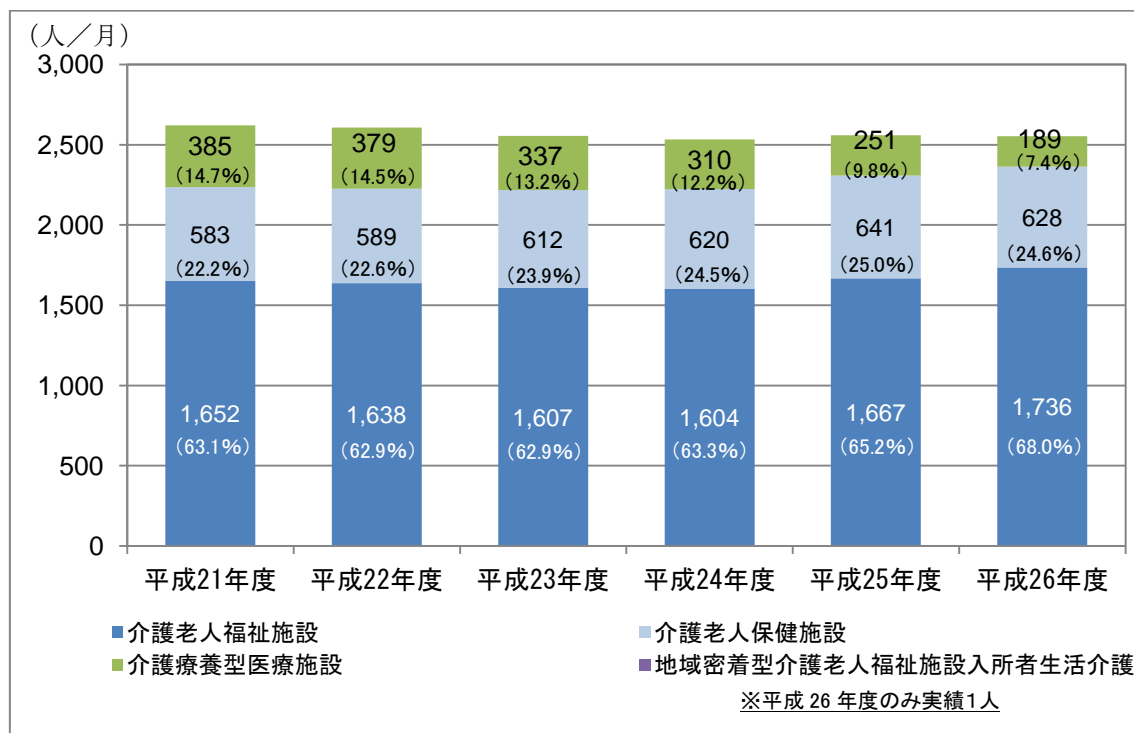
区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	事業計画	1,758	1,855	1,975	1,599	1,664	1,794
	実 績	1,652	1,638	1,607	1,604	1,667	1,736
介護老人保健施設	事業計画	645	697	782	602	614	639
	実 績	583	589	612	620	641	628
介護療養型医療施設	事業計画	367	357	273	335	328	307
	実 績	385	379	337	310	251	189
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業計画	0	0	0	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0	1
合 計	事業計画	2,770	2,909	3,030	2,536	2,606	2,740
	実 績	2,620	2,606	2,556	2,534	2,559	2,554

注1 表中の数値は、各年度10月利用分の数値です。

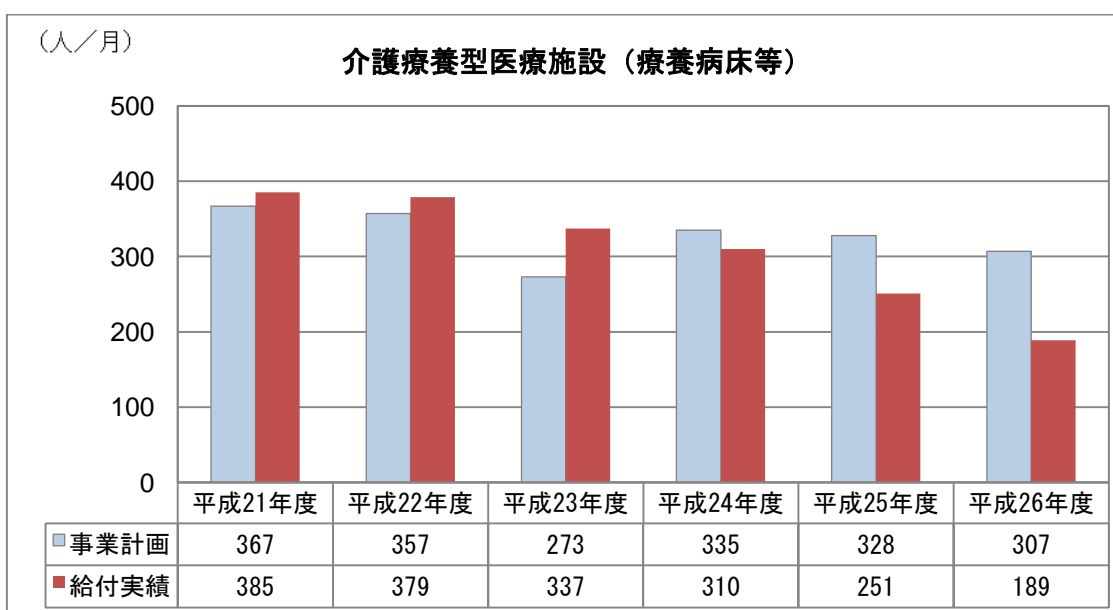
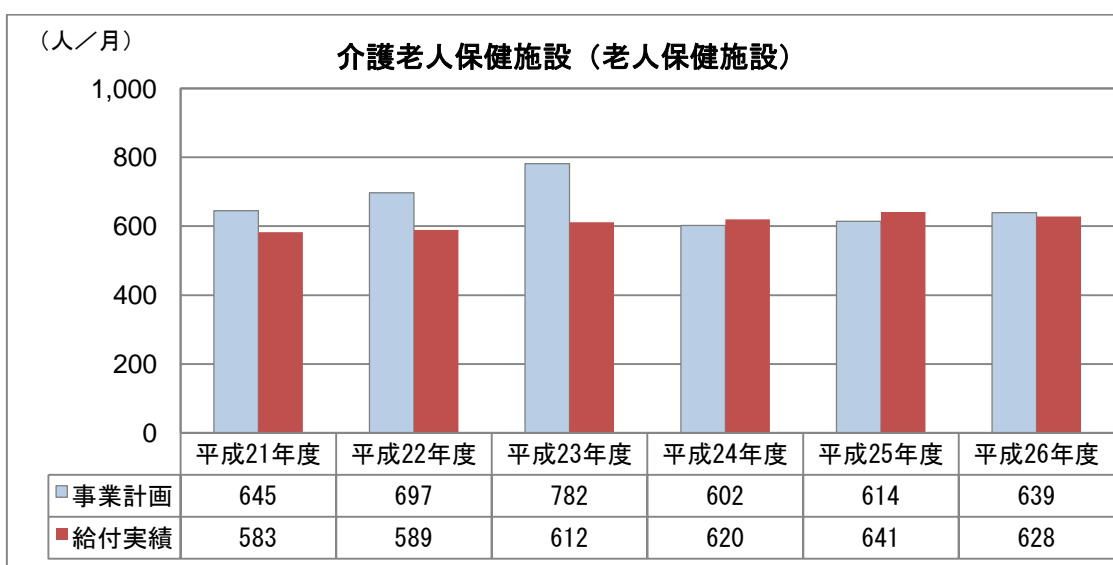
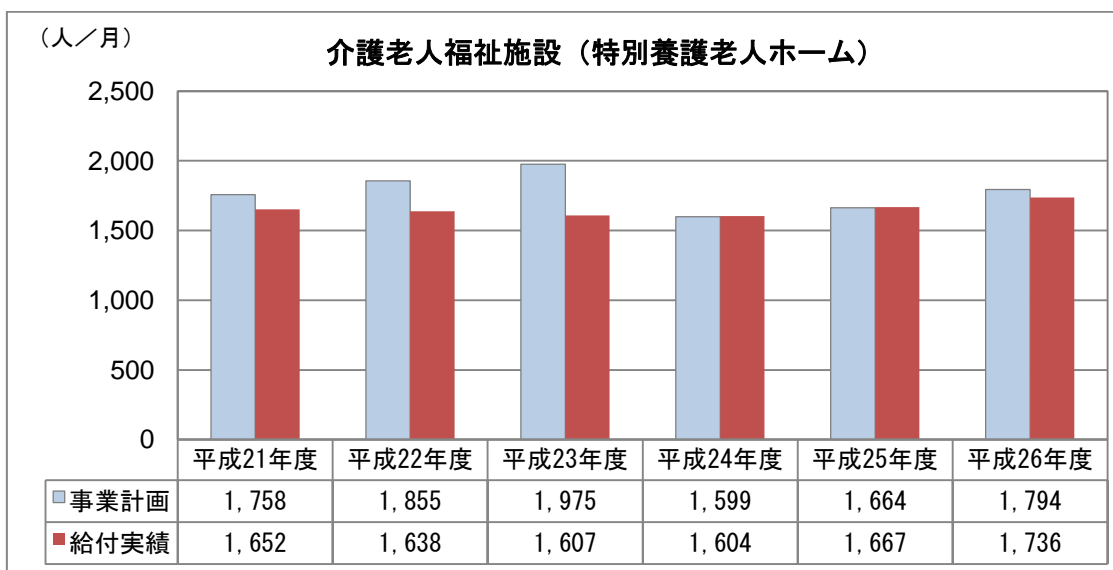
施設サービス利用者の内訳は、平成21年度には介護老人福祉施設が63.1%、介護老人保健施設が22.2%、介護療養型医療施設が14.7%でした。平成26年度には介護老人福祉施設が68.0%、介護老人保健施設が24.6%、介護療養型医療施設が7.4%となっており、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の実績は増加しましたが、介護保険法の改正により平成29年度末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の実績は減少しています。

また、平成26年度におけるサービス種類ごとの実績と事業計画を比較すると、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除き、実績は事業計画を下回っています。

(1) 各施設サービスごとの利用状況



(2) 給付実績と事業計画との比較



6 居住系サービスの利用実績

(単位:人)

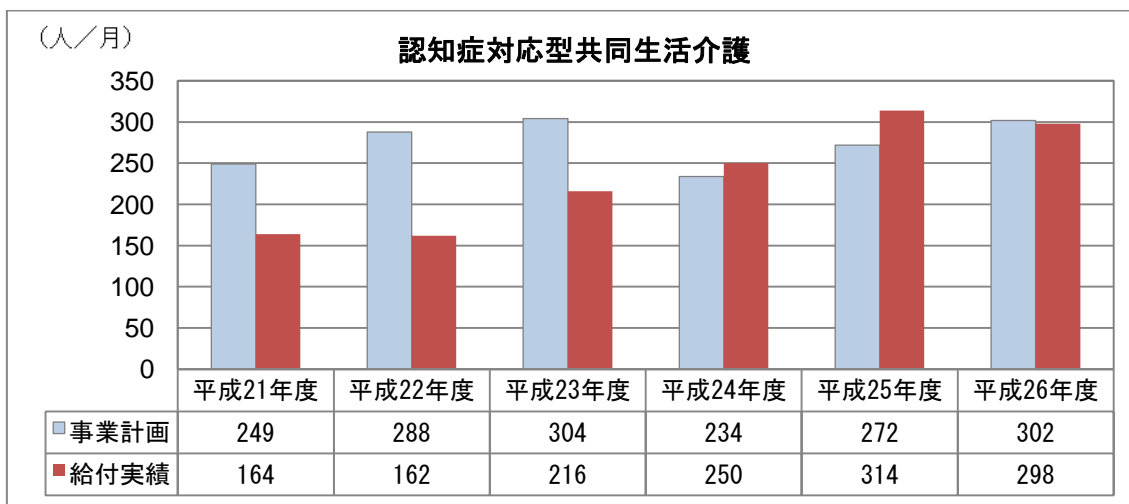
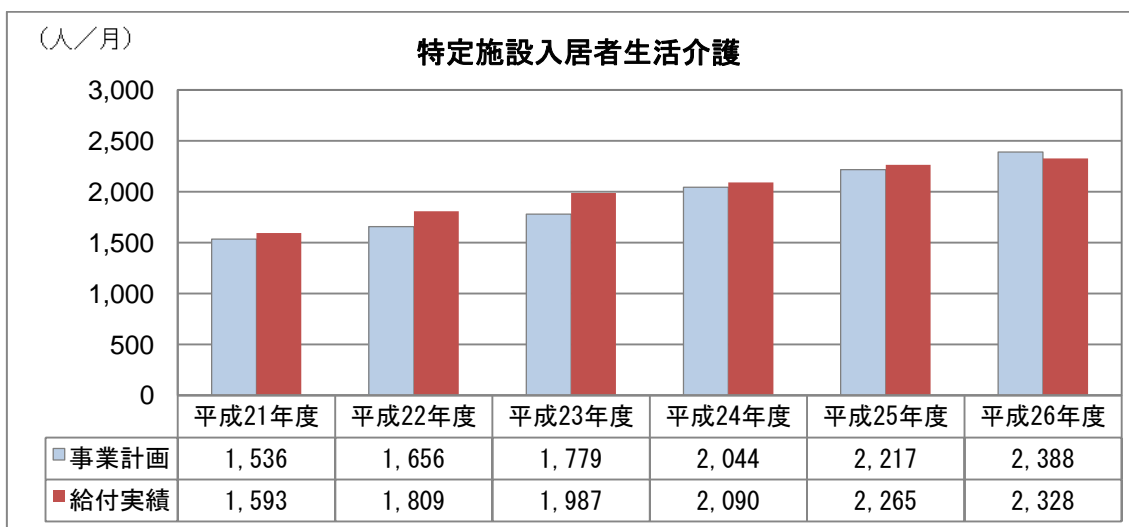
区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム、ケアハウスなど)	事業計画	1,536	1,656	1,779	2,044	2,217	2,388
	実 績	1,593	1,809	1,987	2,090	2,265	2,328
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	事業計画	249	288	304	234	272	302
	実 績	164	162	216	250	314	298
地域密着型特定施設 入居者生活介護 (有料老人ホーム、ケアハウスなど)	事業計画	0	0	0	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0	0

注1 表中の数値は、各年度10月利用分の数値です。

注2 表中の人数のうち、特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護の利用者には、要支援認定者の利用者を含みます。

(1) 給付実績と事業計画との比較

特定施設入居者生活介護の実績は、平成21年度の1,593人から平成26年度では2,328人となり、735人増加しています。また、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の実績は、平成21年度の164人から平成26年度では298人となり、134人増加していますが、いずれも事業計画を下回っています。



7 標準居宅介護サービスの利用実績【介護給付】

サービスの種類		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護 (回/月)	事業計画	75,412	78,036	80,700	82,531	84,589	86,619
	実績	73,092	69,989	83,512	89,522	88,908	90,991
	(人/月)	(4,096)	(4,112)	(4,366)	(4,430)	(4,421)	(4,446)
訪問入浴介護 (回/月)	事業計画	2,329	2,401	2,479	2,729	2,832	2,936
	実績	2,759	2,549	2,653	2,600	2,443	2,265
訪問看護 (回/月)	事業計画	7,099	7,334	7,627	10,227	10,763	11,286
	実績	8,090	8,769	9,915	20,226	22,206	23,207
訪問リハビリテーション (回/月)	事業計画	601	620	634	1,584	1,646	1,686
	実績	1,545	1,525	1,439	2,057	1,921	2,311
居宅療養管理指導 (人/月)	事業計画	2,383	2,488	2,590	3,547	3,920	4,304
	実績	2,547	2,990	3,262	3,683	4,195	4,361
通所介護 (回/月)	事業計画	22,868	23,921	25,057	37,136	40,391	43,679
	実績	27,975	30,663	35,654	41,069	44,634	49,463
	(人/月)	(3,226)	(3,585)	(3,945)	(4,356)	(4,684)	(5,080)
通所リハビリテーション (回/月)	事業計画	3,950	4,121	4,340	3,815	3,967	4,119
	実績	3,516	3,541	3,699	3,930	3,891	4,138
	(人/月)	(556)	(556)	(569)	(598)	(586)	(636)
短期入所生活介護 (床/月)	事業計画	6,206	6,582	6,758	8,582	8,979	9,376
	実績	6,176	7,443	8,470	8,455	8,429	8,439
短期入所療養介護 (床/月)	事業計画	1,146	1,204	1,245	1,199	1,223	1,230
	実績	1,446	1,452	1,200	1,295	1,240	1,125
福祉用具貸与 (人/月)	事業計画	3,743	3,847	3,964	4,917	5,117	5,330
	実績	4,131	4,365	4,693	5,074	5,394	5,685
特定福祉用具販売 (人/月)	事業計画	140	143	148	151	167	182
	実績	110	101	185	134	195	139
住宅改修 (人/月)	事業計画	98	101	104	118	128	139
	実績	75	92	135	87	147	85
居宅介護支援 (人/月)	事業計画	7,146	7,585	7,979	7,619	8,034	8,403
	実績	7,288	7,395	8,041	8,344	8,659	9,004

注1 表中の数値は、各年度10月利用分の数値です。

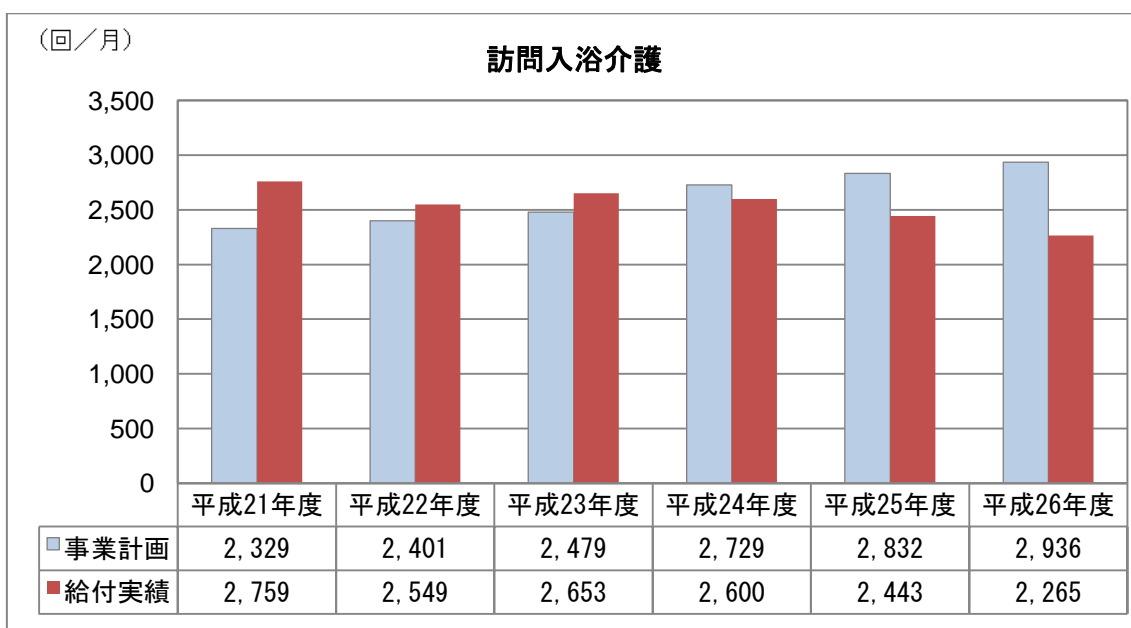
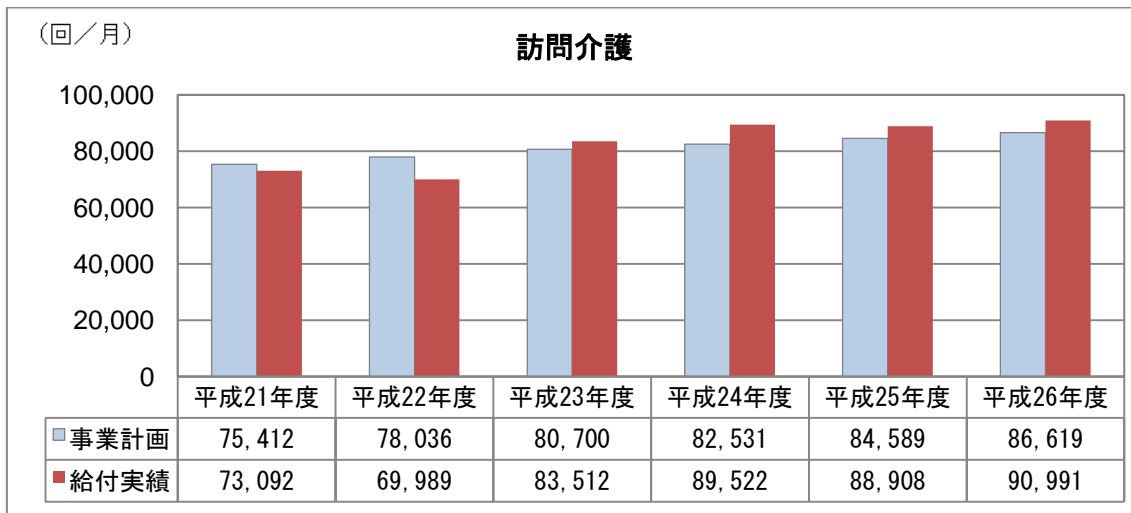
標準居宅介護サービス（地域密着型サービスを除く。）の実績は、平成 26 年度は、平成 21 年度と比較して、訪問看護、居宅療養管理指導及び通所介護が 1.5 倍以上伸びています。

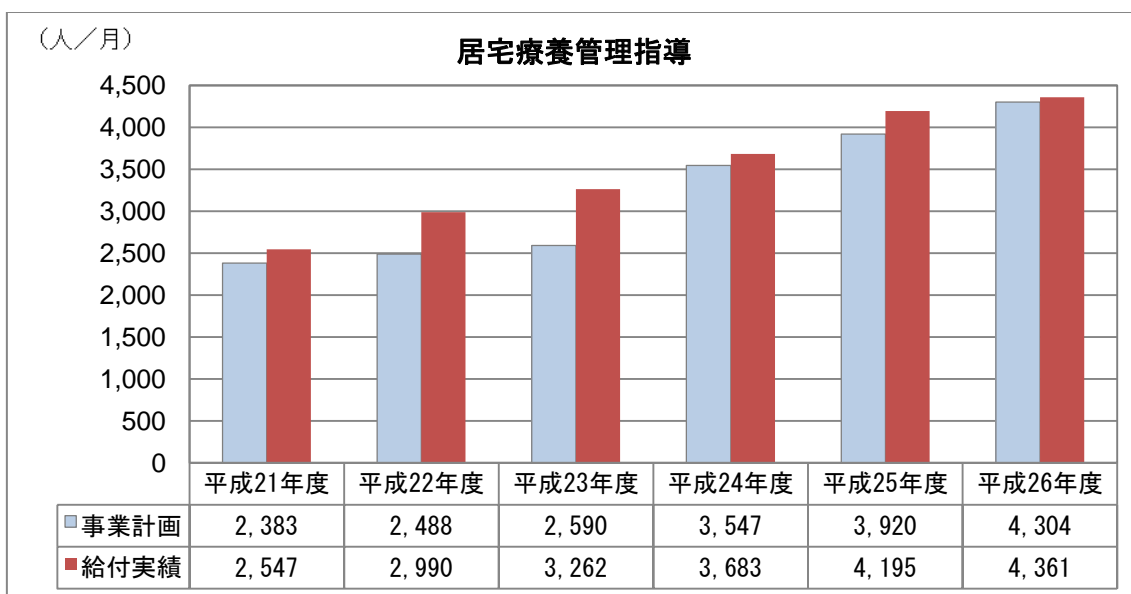
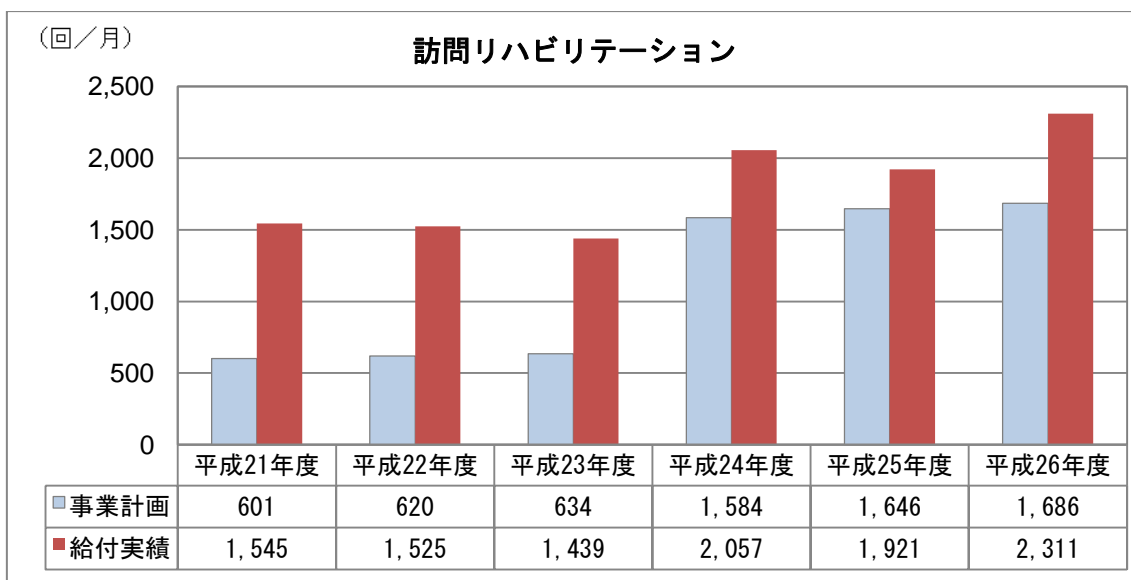
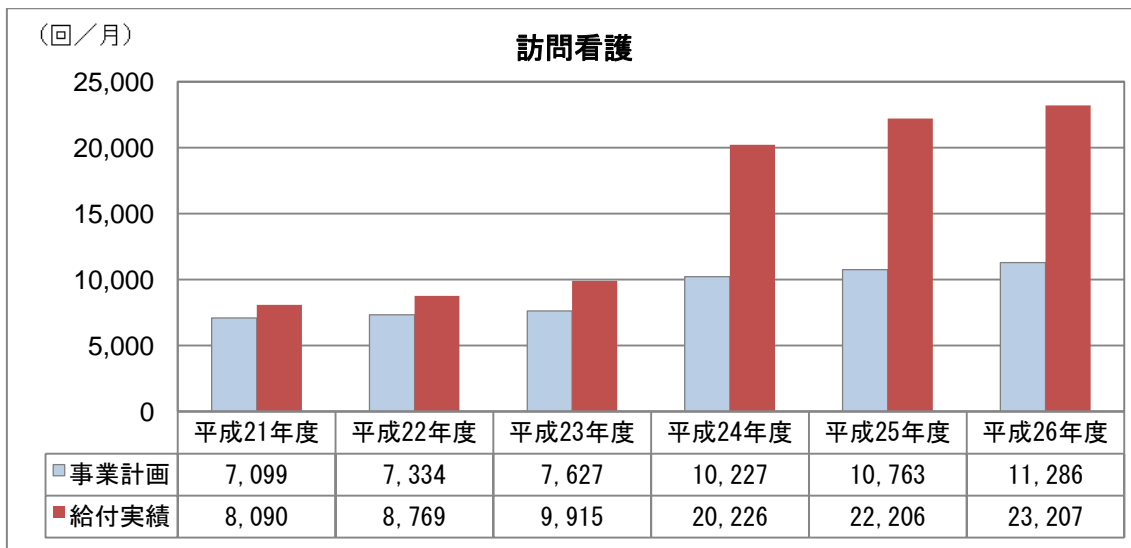
なお、訪問看護は、平成 24 年度の報酬改定で、理学療法士等による訪問看護について時間区分ごとの報酬や基準の見直しが行われたため、大幅に増加した実績となっています。

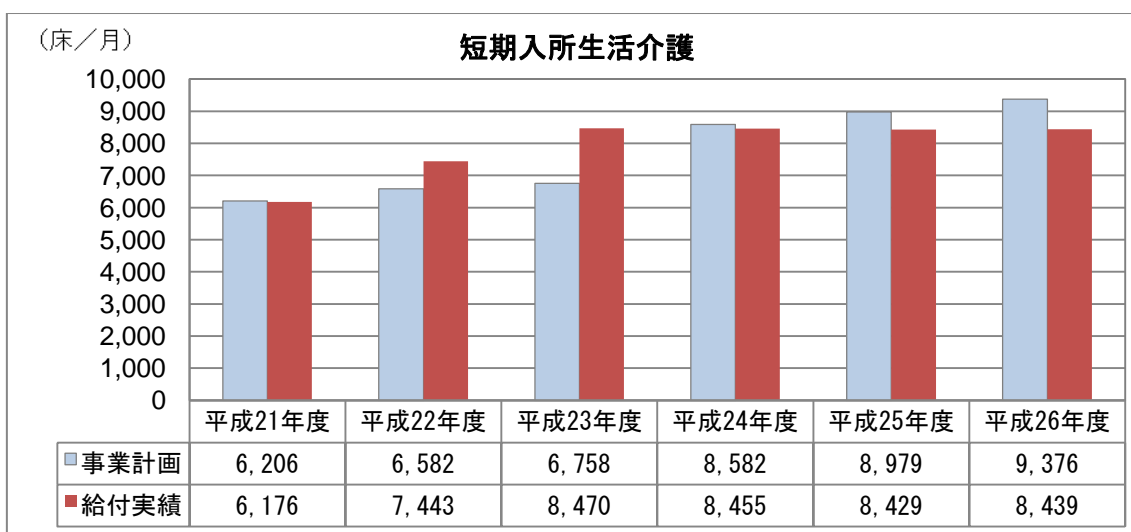
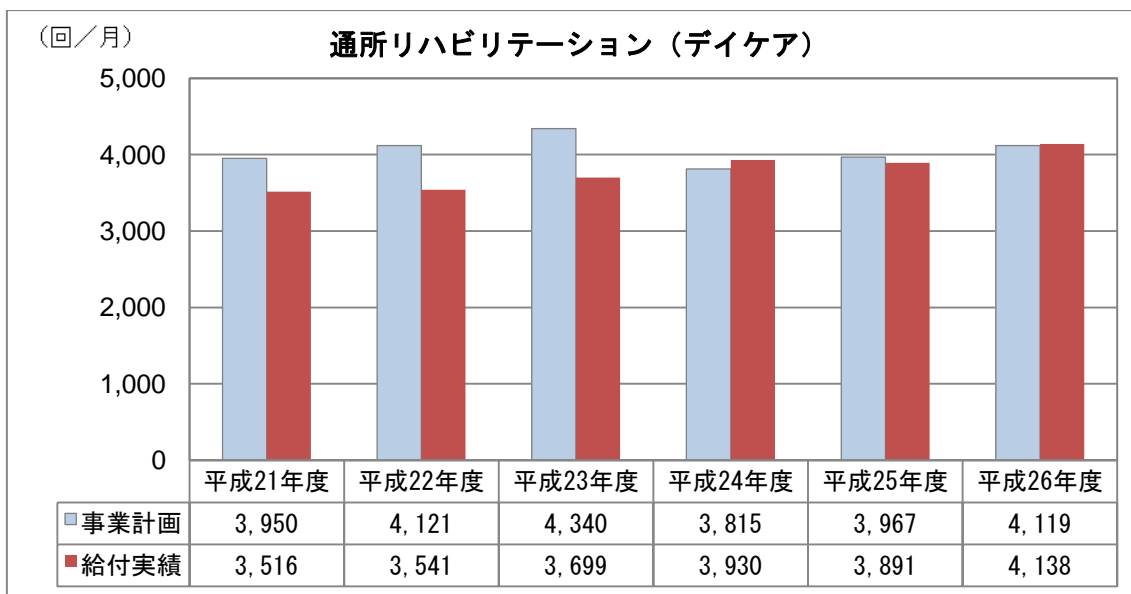
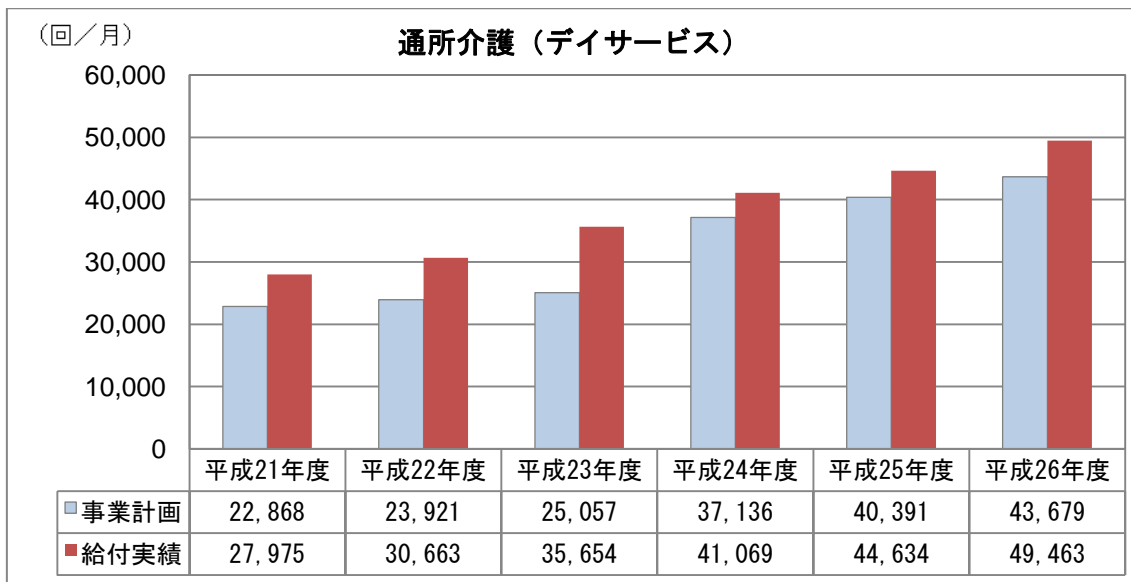
一方、訪問入浴介護及び短期入所療養介護の平成 26 年度の実績は、平成 21 年度と比較すると減少しています。

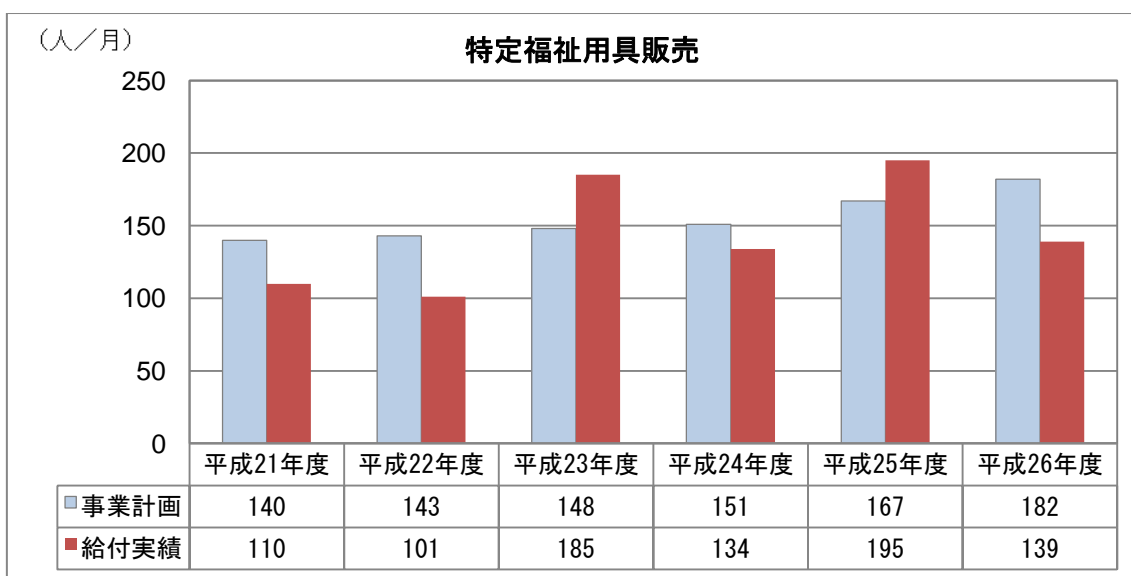
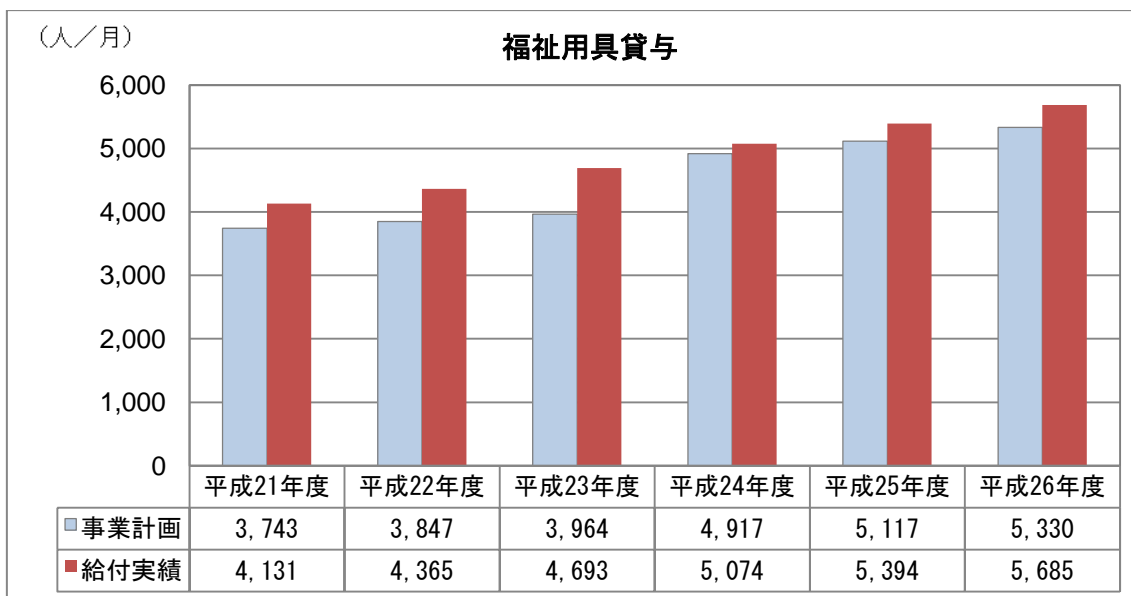
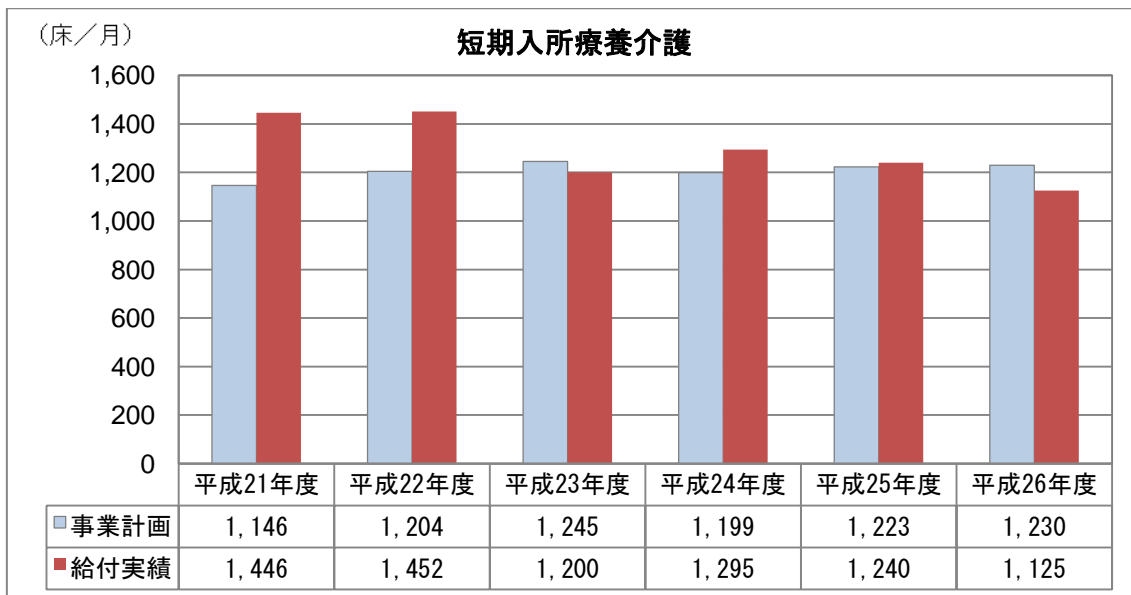
また、平成 26 年度におけるサービス種類ごとの実績と事業計画を比較すると、訪問入浴介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定福祉用具販売及び住宅改修を除き、実績が事業計画を上回っています。

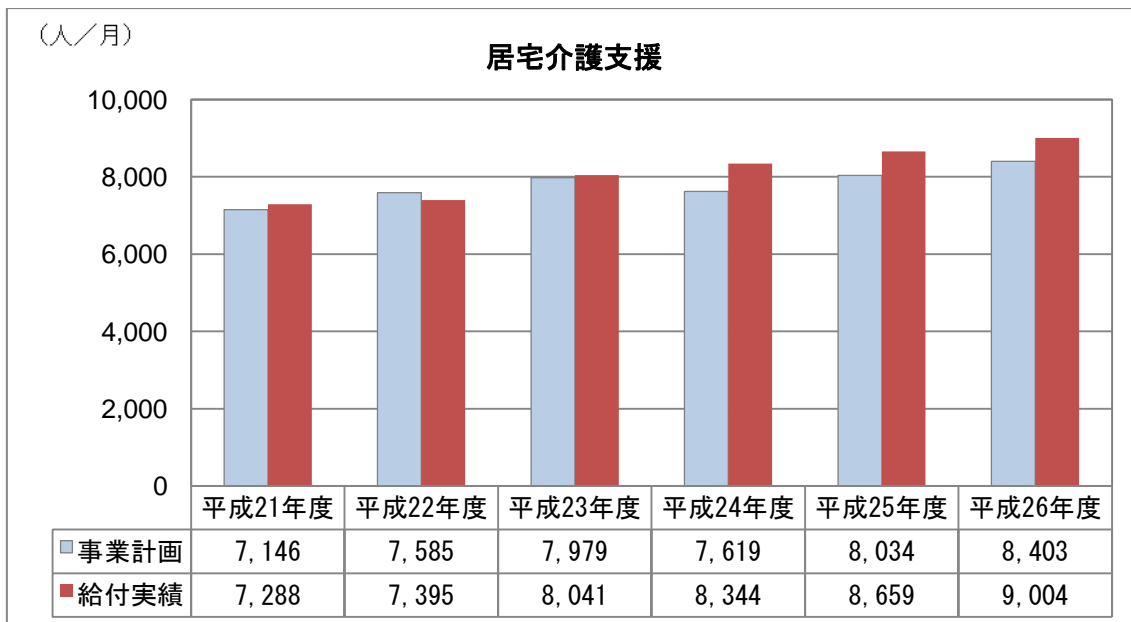
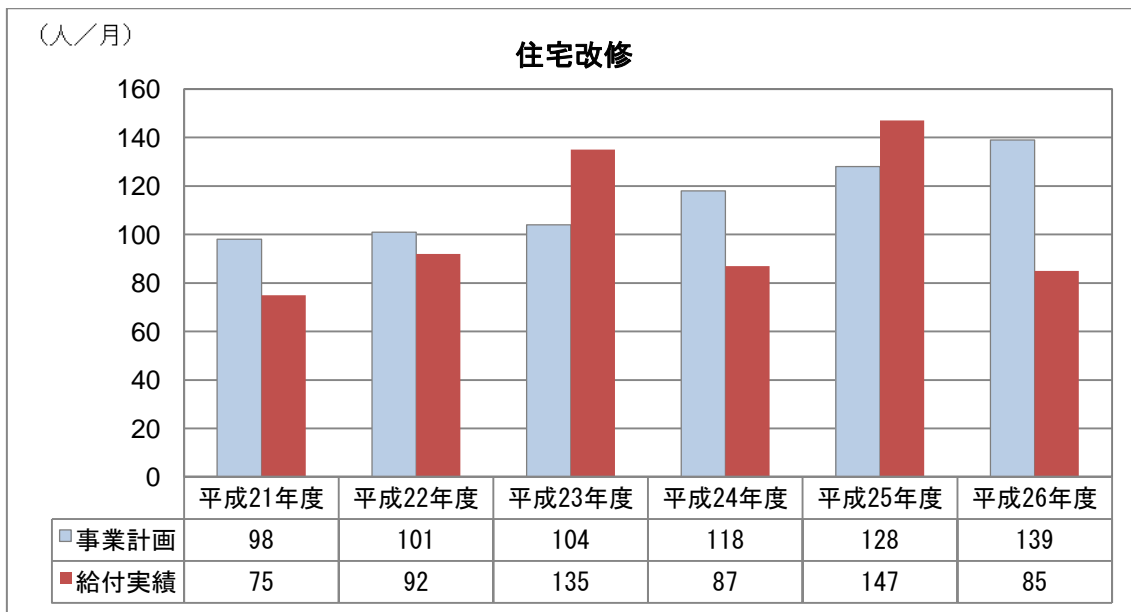
(1) 給付実績と事業計画との比較











8 標準居宅予防サービスの利用実績【介護予防給付】

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防訪問介護 (人/月)	事業計画	2,153	2,252	2,370	2,440	2,533	2,629
	実 績	2,091	2,242	2,381	2,458	2,343	2,323
介護予防訪問入浴介護 (回/月)	事業計画	10	10	10	10	10	11
	実 績	8	6	5	0	1	0
介護予防訪問看護 (回/月)	事業計画	490	517	541	821	894	963
	実 績	492	668	765	2,061	1,901	2,154
介護予防訪問リハビリテーション (回/月)	事業計画	43	43	52	60	62	63
	実 績	70	70	58	72	126	145
介護予防居宅療養管理指導 (人/月)	事業計画	238	249	276	233	242	253
	実 績	208	243	228	232	289	340
介護予防通所介護 (人/月)	事業計画	849	888	937	1,402	1,503	1,600
	実 績	980	1,192	1,398	1,641	1,877	2,127
介護予防通所リハビリテーション (人/月)	事業計画	144	150	158	122	126	131
	実 績	99	108	123	138	145	162
介護予防短期入所生活介護 (床/月)	事業計画	68	72	78	114	131	142
	実 績	83	66	81	34	91	46
介護予防短期入所療養介護 (床/月)	事業計画	42	42	42	2	2	2
	実 績	12	18	0	7	28	10
介護予防福祉用具貸与 (人/月)	事業計画	461	481	508	990	1,079	1,170
	実 績	597	794	881	1,049	1,200	1,375
特定介護予防福祉用具販売 (人/月)	事業計画	37	38	40	44	49	54
	実 績	34	44	51	33	64	34
介護予防住宅改修 (人/月)	事業計画	43	44	46	62	65	68
	実 績	38	51	60	55	74	54
介護予防支援 (人/月)	事業計画	3,096	3,250	3,425	3,502	3,750	3,925
	実 績	3,093	3,424	3,690	3,964	4,168	4,444

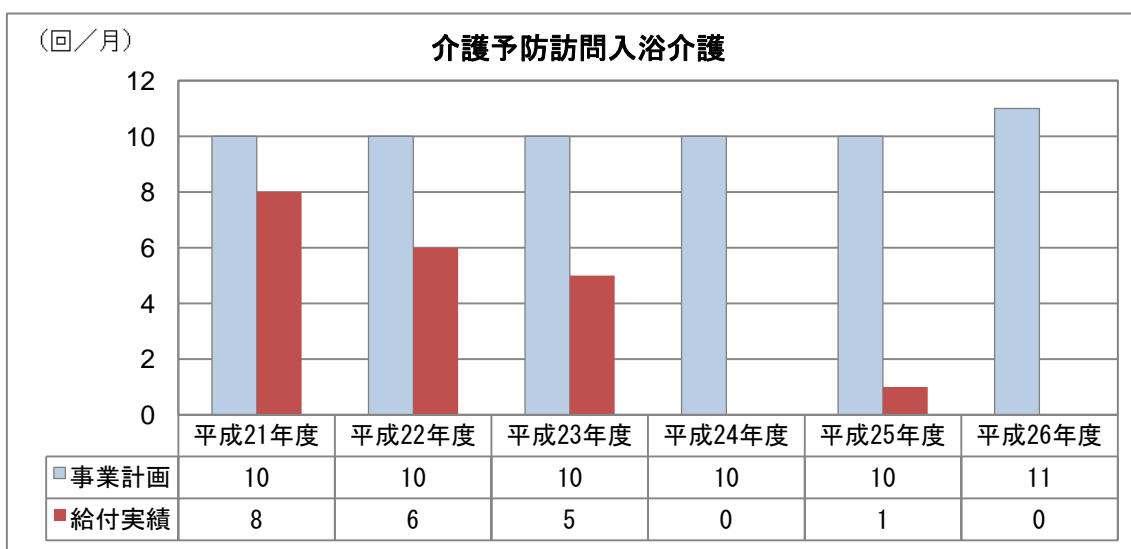
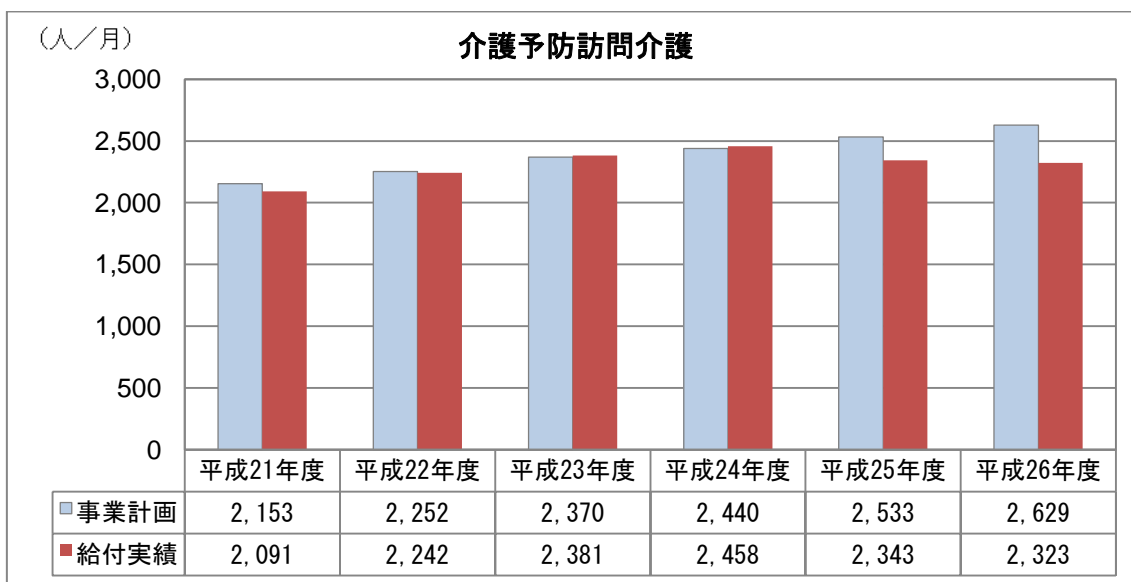
注1 表中の数値は、各年度10月利用分の数値です。

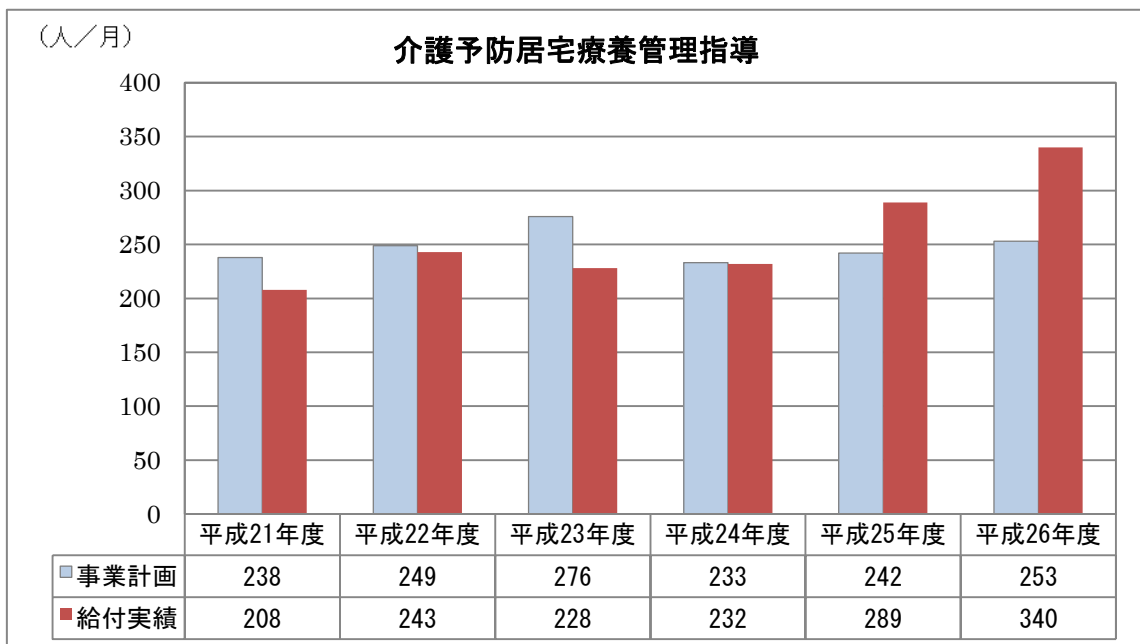
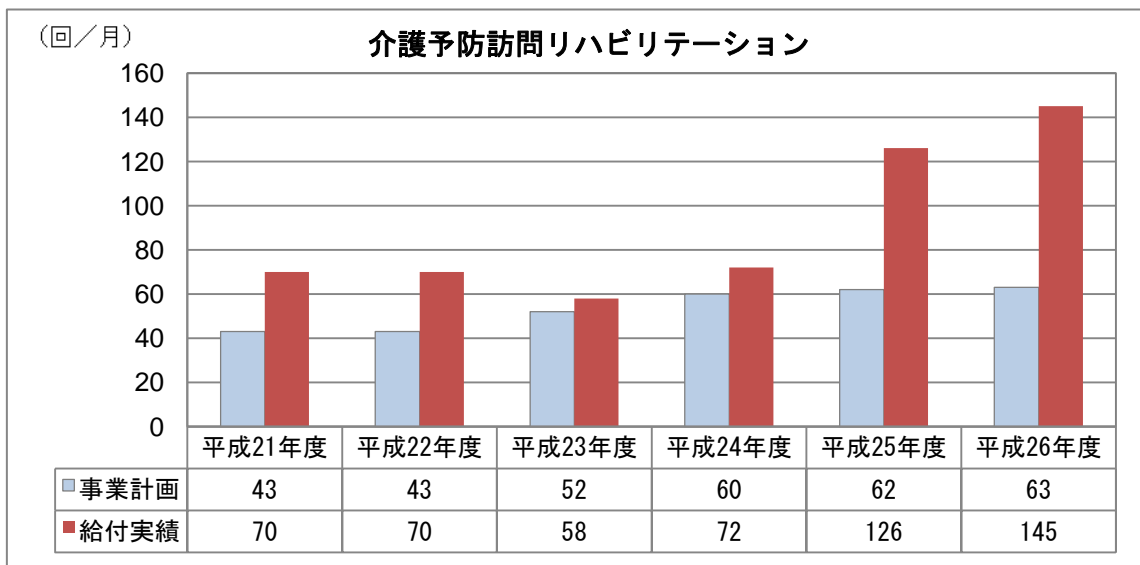
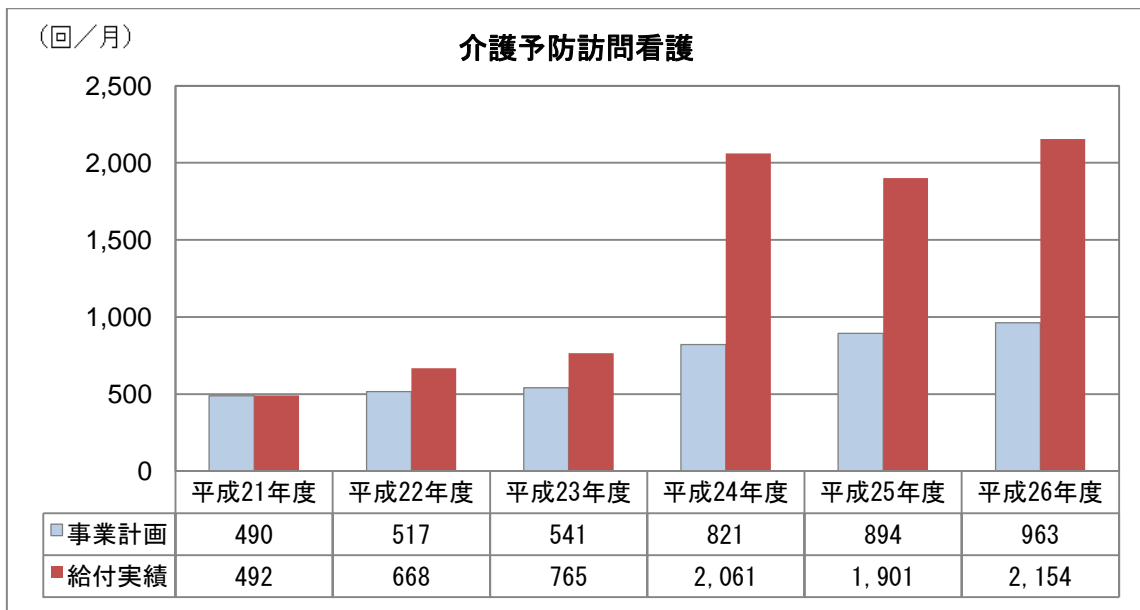
標準居宅予防サービス（地域密着型サービスを除く）の実績は、平成26年度は平成21年度と比較して、介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び特定介護予防福祉用具販売を除く全てのサービスで実績が増加しています。特に介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護及び介護予防福祉用具貸与は、2倍以上の増加率となっています。

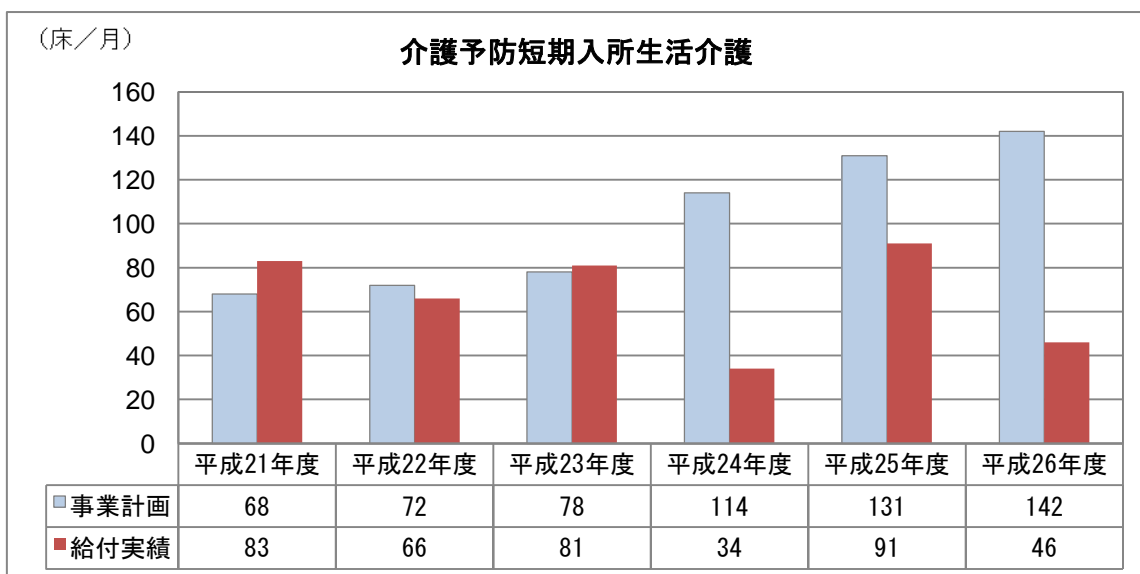
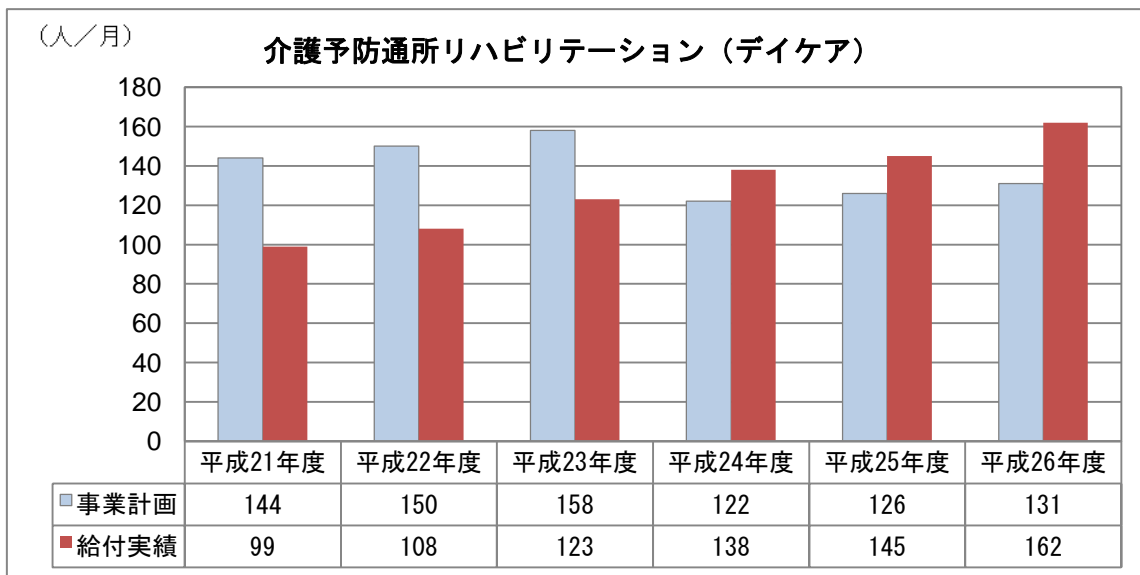
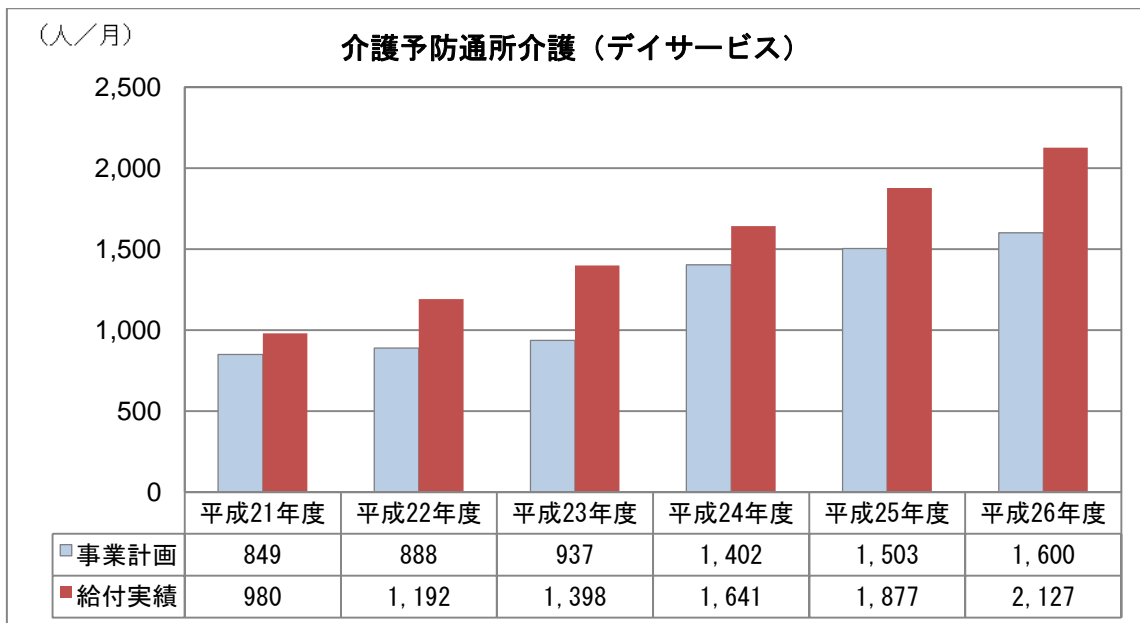
なお、介護予防訪問看護は、平成24年度の報酬改定で、理学療法士等による訪問看護について時間区分ごとの報酬や基準の見直しが行われたため、大幅に増加した実績となっています。

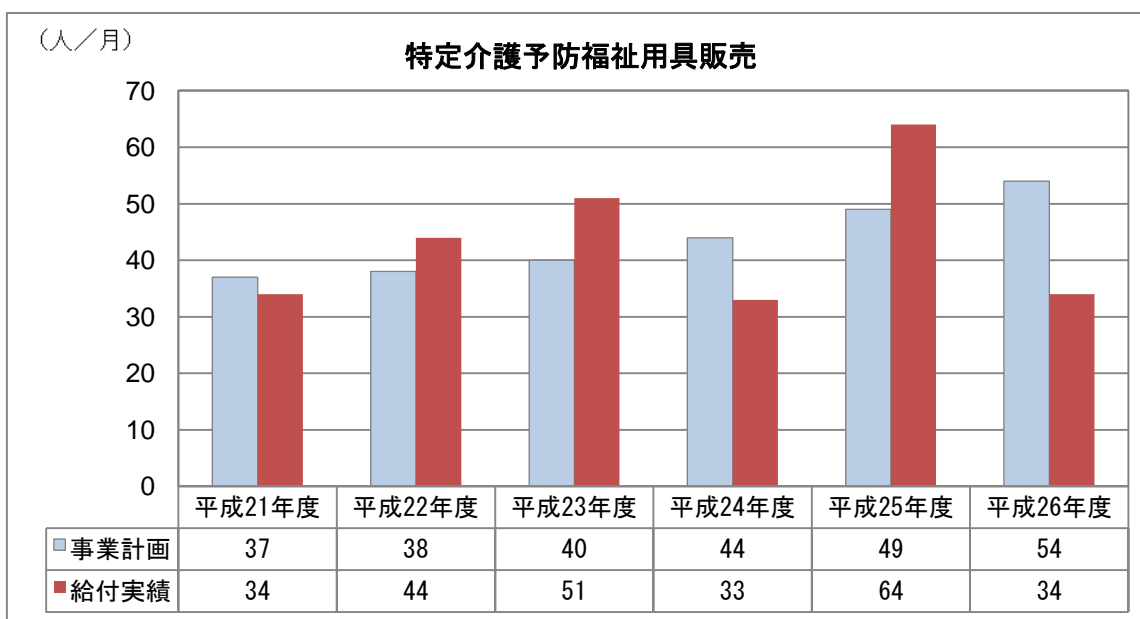
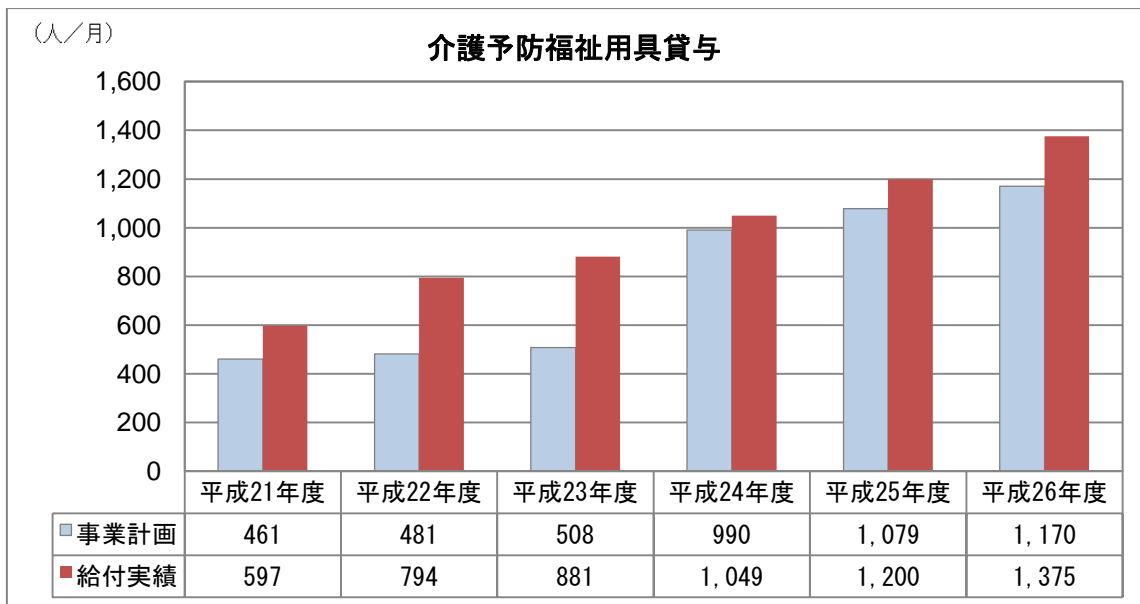
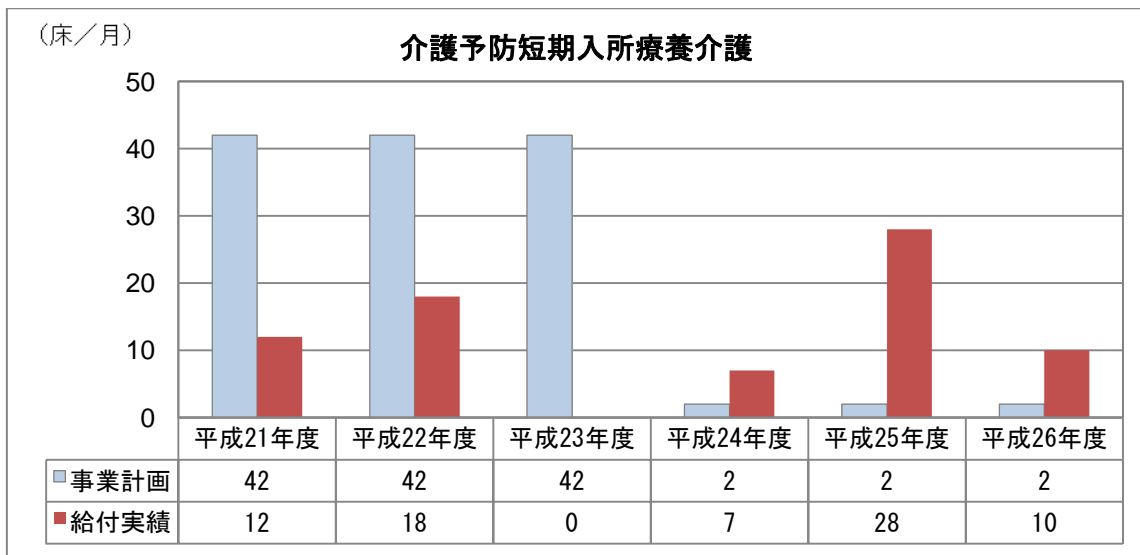
また、平成26年度におけるサービス種類ごとの実績と事業計画を比較すると、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所生活介護、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防住宅改修を除き、実績が事業計画を上回っています。

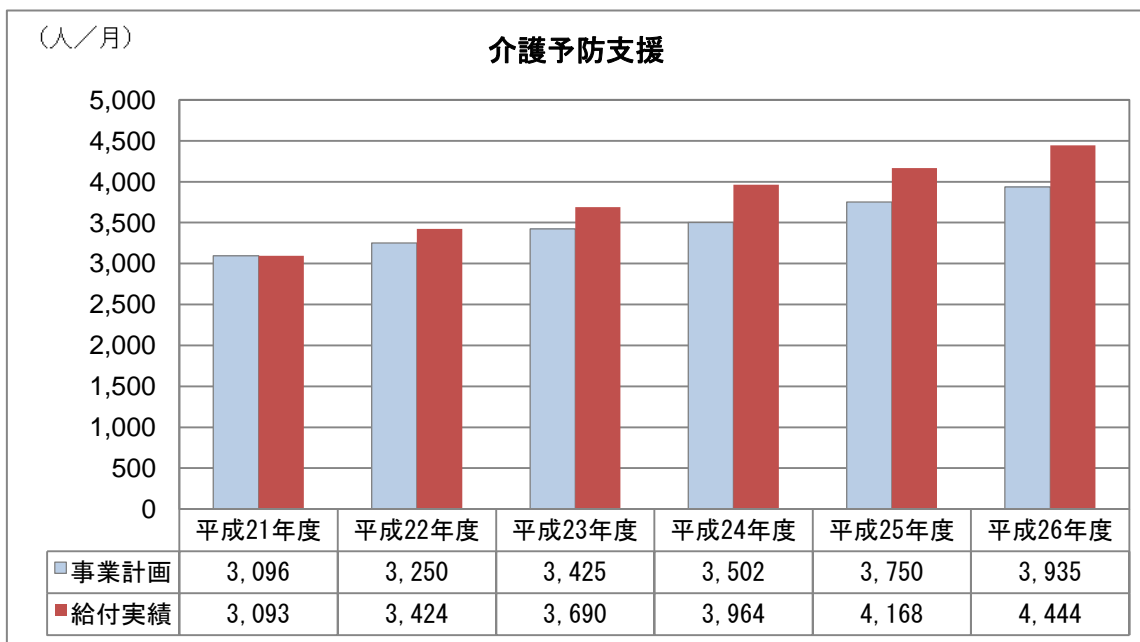
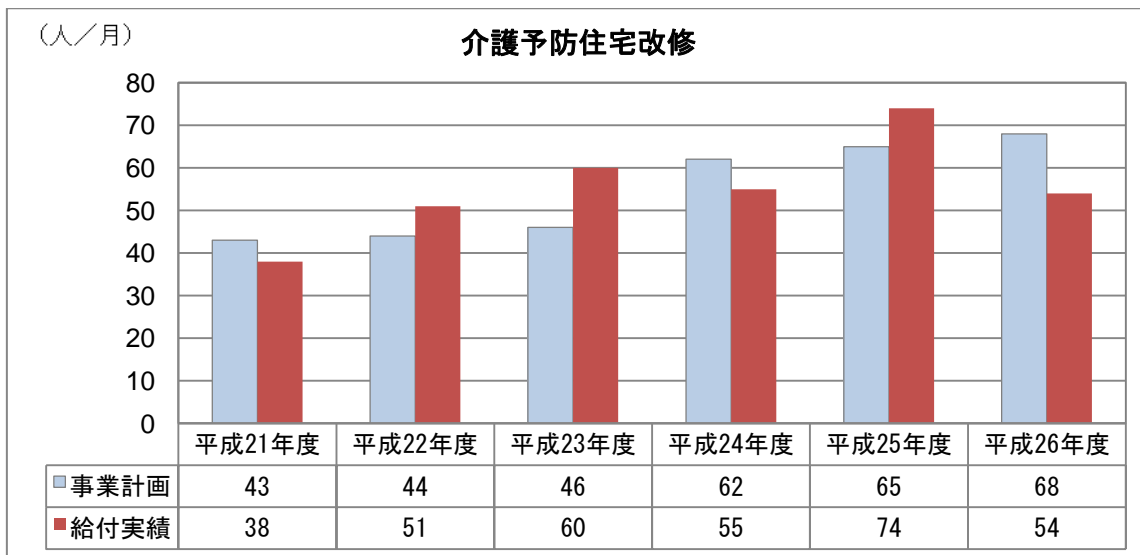
(1) 給付実績と事業計画との比較











9 地域密着型サービスの利用実績

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
夜間対応型訪問介護 (人/月)	事業計画	75	113	117	153	159	168
	実 績	123	141	162	176	183	211
認知症対応型通所介護 (回/月)	事業計画	3,158	3,330	3,490	4,065	4,348	4,628
	実 績	3,432	3,400	4,026	4,444	4,120	4,102
小規模多機能型居宅介護 (人/月)	事業計画	225	325	350	37	50	68
	実 績	15	22	21	35	52	64
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 (人/月)	事業計画	—	—	—	60	75	90
	実 績	—	—	—	14	58	47
複合型サービス (小規模多機能型居宅介護+訪問看護) (人/月)	事業計画	—	—	—	0	0	0
	実 績	—	—	—	0	1	1
認知症対応型共同生活 介護 (再掲) (人/月)	事業計画	249	288	304	234	272	302
	実 績	168	162	216	250	314	298
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護(再掲) (人/月)	事業計画	0	0	0	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0	1
地域密着型特定施設 入居者生活介護(再掲) (人/月)	事業計画	0	0	0	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0	0

注1 表中の数値は、各年度10月利用分の数値です。

注2 表中の人数のうち、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の利用者には、要支援認定者の利用者を含みます。

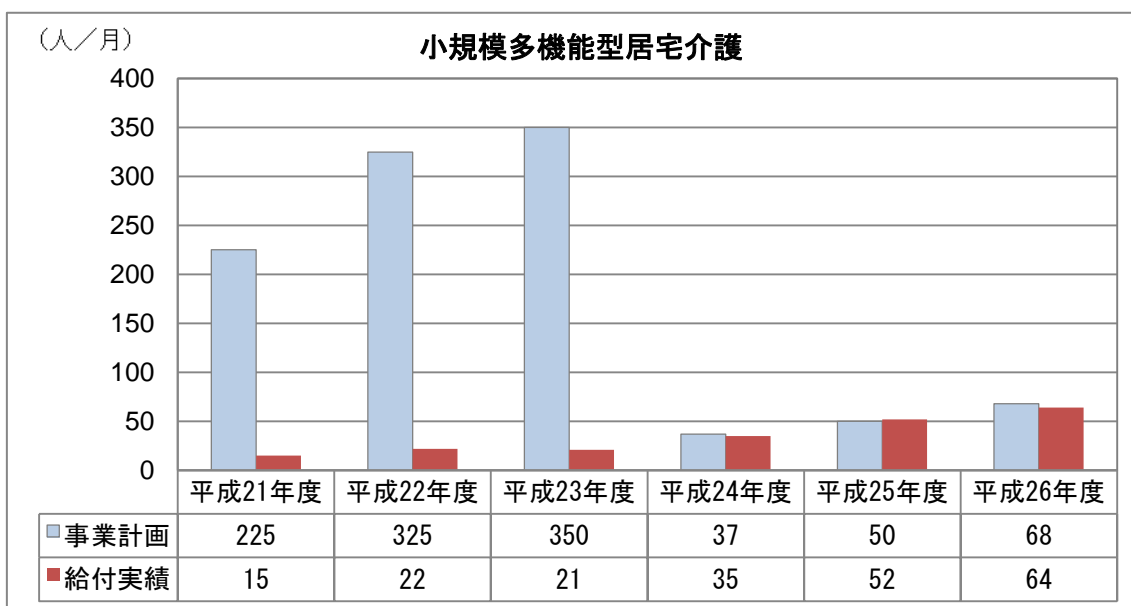
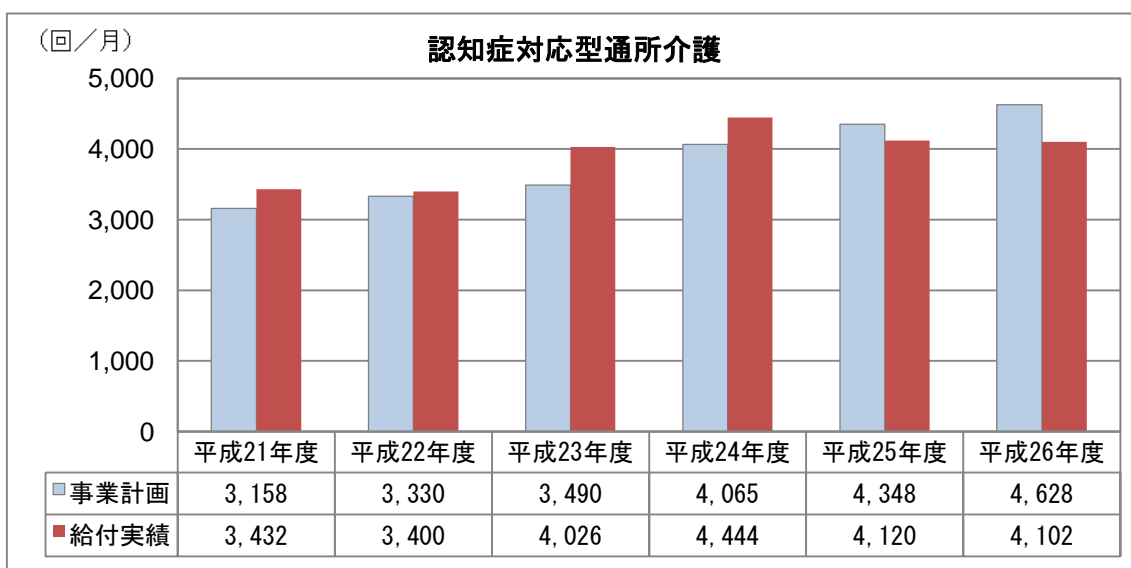
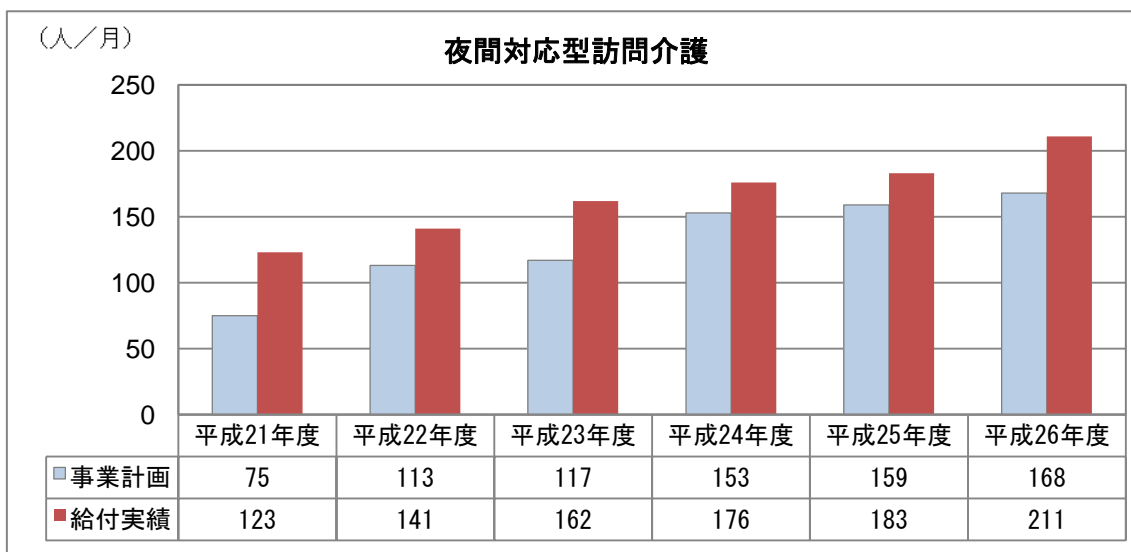
注3 現在、区内には、複合型サービス（小規模多機能型居宅介護と訪問看護が合体したサービス）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスはありません。

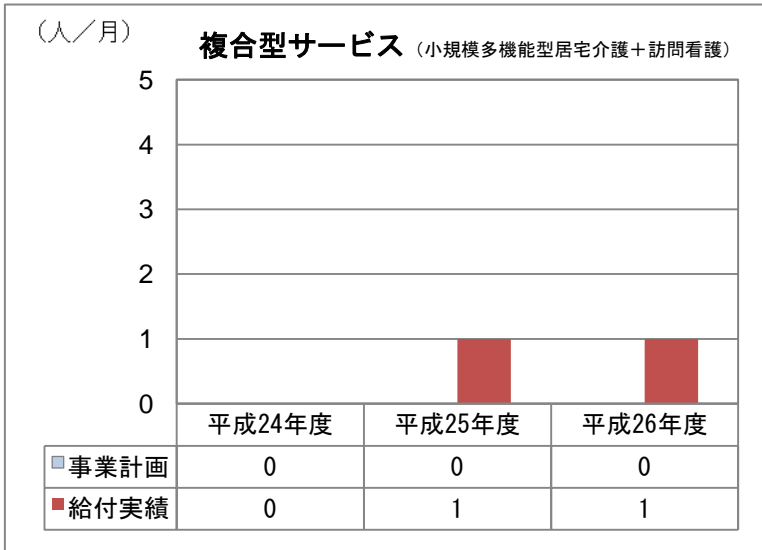
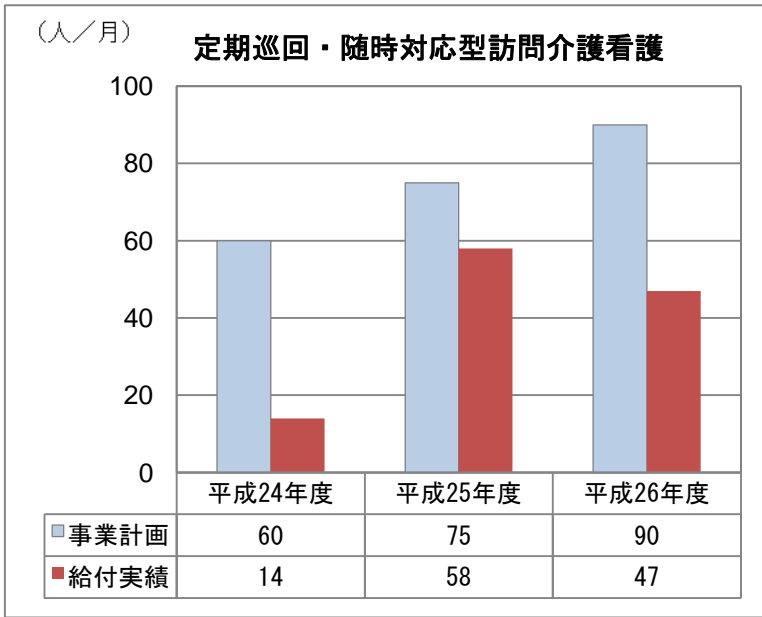
地域密着型サービスの実績をみると、平成21年度から平成26年度にかけて、全体として増加傾向にあります。

また、平成26年度におけるサービス種類ごとの実績と事業計画を比較すると、夜間対応型訪問介護については、実績が事業計画を上回っています。

一方、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び認知症対応型共同生活介護は、実績が事業計画を下回っています。

(1) 給付実績と事業計画との比較





10 保険給付費・サービス費の現状

保険給付費の推移

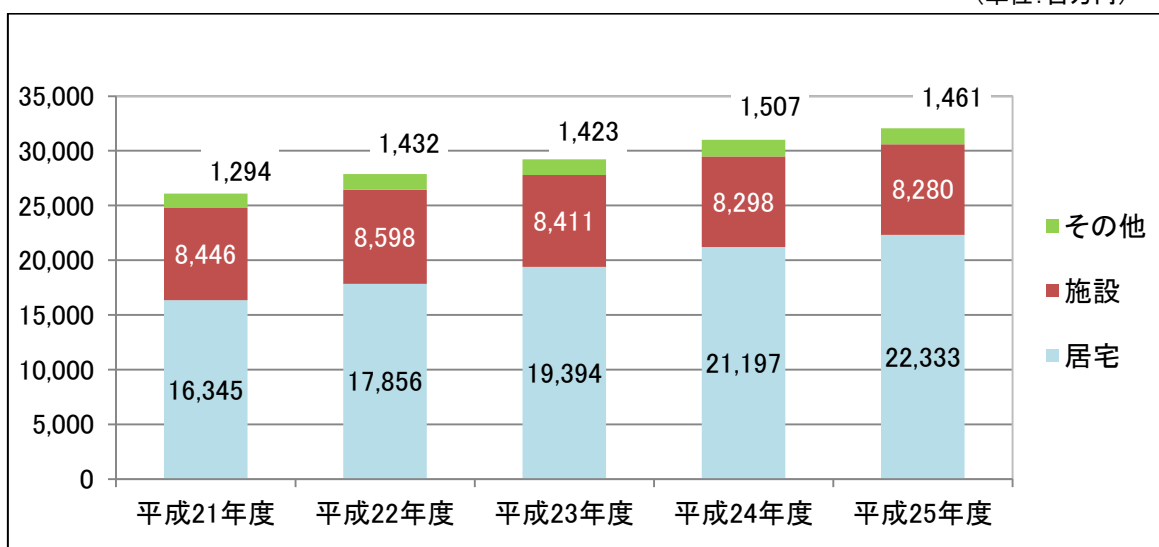
(単位:百万円)

保険給付費	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
居 宅	16,345	17,856	19,394	21,197	22,333
施 設	8,446	8,598	8,411	8,298	8,280
そ の 他	1,294	1,432	1,423	1,507	1,461
合 計	26,085	27,886	29,228	31,002	32,074

注1 その他の保険給付費は、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・特定入所者介護サービス費及び審査支払手数料の合計です。

注2 居宅サービスには、標準居宅サービス及び居住系サービスを含みます。

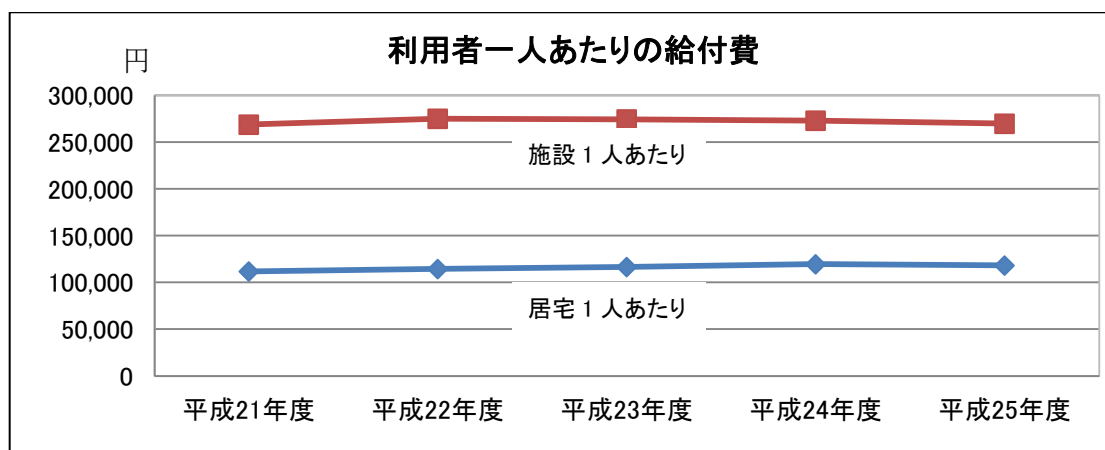
(単位:百万円)



保険給付費の総額は毎年度増加しており、平成 21 年度と平成 25 年度を比較すると、約 60 億円 (23%) の増となっています。

保険給付費の内訳をみると、平成 25 年度では、給付費総額のうち居宅サービスに関する給付費が 69.6%、施設サービスに関する給付費が 25.8%を占めています。

一方、利用者一人あたりの保険給付費をみると、平成 25 年度においては、居宅サービス利用者 (15,758 人 P11 参照) は月額約 11.8 万円に対し、施設サービス利用者 (2,559 人 P11 参照) は月額約 27 万円となっています。



1.1 地域支援事業の現状

高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を送ることができるよう、介護予防・認知症予防の普及啓発、介護予防の取組の継続支援に重点をおいて、介護予防事業を実施しました。

さらに、高齢者が要介護状態等となった場合においても、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう、地域包括支援センター（ケア 24）を核とした相談対応の強化による包括的支援事業の実施、また、要介護高齢者を介護している介護者を支援する家族介護支援事業を中心とした任意事業を実施しました。

地域包括支援センター（ケア 24）を核とした「地域包括ケアシステム」の構築をめざして、重点化と効率化を図り地域支援事業を実施することが求められています。

(1) 介護予防事業の現状

要支援・要介護状態になるリスクの高い方を把握し、リスクにあわせて運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上に向けた二次予防事業を実施するとともに、認知症予防を含めた介護予防の普及啓発と一次予防事業等を地域の様々な会場で開催し、継続的に介護予防に取り組めるようなきっかけづくりと区民サポーターの育成支援を行っています。

① 二次予防事業対象者把握事業

平成 25 年度から、対象者が自ら基本チェックリストに記入し、返送する方法に変更しています。要介護・要支援の認定を受けていない全高齢者に 3 期に分けて郵送の方法で進めました。把握数の増加を図るとともに、把握事業を通じた介護予防の意識の向上、普及啓発にも取り組んでいます。

生活機能評価やチェックリストの送付、回収により介護リスクのある二次予防高齢者（特定高齢者）を把握していますが、その判定までに時間がかかることや多額の費用を要することが課題となっています。

【二次予防事業対象者の把握】

サービスの種類		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活機能評価（件／年）	事業計画	48,735	48,757	48,771	-	-	-
	実績	31,387	33,306	24,863	-	-	-
二次予防事業対象者把握数（人／年）	事業計画	5,181	5,227	5,273	9,692	9,896	10,087
	実績	8,725	4,014	12,698	13,278	14,662	10,756
対高齢者人口割合（％）	事業計画	5.0	5.0	5.0	9.0	9.0	9.0
	実績	8.4	3.8	12.1	12.5	12.9	9.3

注1 平成 23 年度の生活機能評価は 75 歳以上の受診で、平成 23 年度で事業が終了しています。

注2 平成 26 年度は推計値です。

注3 対高齢者人口割合は、各年度末の高齢者人口から算出しています。

② 二次予防事業の実施と実施効果

基本チェックリストを実施した高齢者に個別に生活機能低下の状態を通知し、状態にあった事業を勧奨するとともに、地域包括支援センター（ケア 24）が二次予防事業対象者等へ介護予防事業への参加や、日常生活習慣の改善向上に向けた働きかけを行いました。

二次予防事業を利用した方の約9割に、心身機能の維持改善が見られました。事業終了後も介護予防を意識して、心身機能の維持改善の活動を自宅や地域で続けられるよう、一次予防事業、地域介護予防活動支援事業を通じて推進しています。

二次予防事業対象者を対象に介護リスクに応じた通所型プログラムと専門職を派遣し指導する訪問型プログラムを実施してきましたが、事業への参加者の増加を図ることができた一方で、プログラムが心身機能の改善を目的とした機能回復訓練に偏っています。

【二次予防事業の実施】

サービスの種類		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二次予防事業利用者数 (人/年)	事業計画	777	915	1,055	969	1,089	1,210
	実績	726	492	579	697	891	1,083
対二次予防事業対象者割合 (%)	事業計画	15.0	17.5	20.0	10.0	11.0	12.0
	実績	8.3	12.3	4.6	5.2	6.1	10.1
(1)通所型介護予防事業							
健康らく楽トレーニング (人/年)※1	事業計画	280	297	315	350	370	400
	実績	279	181	216	203	270	348
腰あんしん・膝あんしん教室 (人/年)※1	事業計画	-	-	-	150	210	300
	実績	-	-	-	95	125	108
筋力アップトレーニング (人/年)※2	事業計画	144	153	162	225	180	180
	実績	137	115	131	158	170	183
水中トレーニング (人/年)※2	事業計画	-	-	-	-	45	45
	実績	-	-	-	-	30	59
こころとからだ元気教室 (人/年)※3	事業計画	168	179	189	150	90	90
	実績	135	72	46	69	56	45
元気まるごと教室・ 脳から始まる健康教室 (人/年)※3	事業計画	-	-	-	-	80	110
	実績	-	-	-	-	50	102
口腔機能向上教室 (人/年)	事業計画	70	75	80	120	132	144
	実績	77	50	85	92	94	92
栄養改善教室 (人/年)	事業計画	50	60	一次予防事業 (栄養満点教室に移行)			
	実績	21	14				

(2)訪問型介護予防事業							
訪問指導(人/年)	事業計画	215	225	250	97	109	121
	実績	77	60	55	80	96	146

※1 平成24年度より、「健康らく楽トレーニング」は計画の一部を「腰あんしん・膝あんしん教室」として実施しています。

※2 平成25年度より、「筋力アップトレーニング」は計画の一部を「水中トレーニング」として実施しています。

※3 平成25年度より、「こころとからだ元気教室」という複合プログラムの一部を「元気まるごと教室」「脳から始まる健康教室」として実施しています。

注1 表中の数字は、年間の件数です。

注2 平成26年度は推計値です。

【二次予防事業の効果】

サービスの種類		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二次予防事業利用者数 (人/年)	事業計画	777	915	1,055	969	1,089	1,210
	実績	726	492	579	697	896	1,083
維持改善した実人数 (人/年)	事業計画	660	778	897	824	923	1,029
	実績	519	399	516	628	798	952
対利用者割合(%)	事業計画	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
	実績	71.5	81.1	89.2	90.0	89.6	87.9

注1 表中の数値は、年間の件数です。

注2 平成26年度は推計値です。

③ 一次予防事業

○介護予防普及啓発事業

高齢者が主体的に介護予防活動に参加できるよう、介護予防・認知症予防講演会の実施や情報誌の発行等による普及啓発を行いました。

平成24年度から、高齢期に低下しやすい身体機能5項目を測定する身体能力測定会を年9会場で開催し、延1,123人が参加しています。更に測定会では、測定結果が記録できる「はつらつノート」を配布し、健康管理や日常生活習慣の改善向上に自発的に取り組めるよう支援しています。

また、高齢者が参加しやすいように、身近な地域や会場で予防教室・認知症予防教室を開催しており、区内10公園で開催しているウォーキングを中心とした認知症予防事業「公園から歩く会」では、平成24年度からの参加者が延べ2万人を越えています。さらに、研修を受けた区民サポーターによる「わがまち一番体操」事業は、ゆうゆう館を中心に、平成25年度は18会場で実施され、手軽に体操ができる場所として、参加者数は年々増加しています。

【介護予防普及啓発事業】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一次予防事業(元気高齢者を含む全高齢者を対象とした、介護予防普及啓発を目的とする施策)						
(1) 高齢者健康講座	526	477	—	—	—	—
(2) 足腰げんき教室	1,050	1,264	656	651	532	525
(3) 65歳からの 噛む噛むクッキング	—	66	73	53	46	50
(4) 栄養満点教室	—	—	60	125	150	150
(5) 認知症予防教室	142	103	90	82	103	112
(6) 歩く好奇心教室	72	51	—	—	—	—
(7) 始めたい人の ウォーキング講座	231	119	126	121	120	119
(8) 公園から歩く会	3,324	5,694	7,343	7,462	7,595	7,674
(9) わがまち一番体操	—	—	—	1,721	4,350	8,094
(10) 講演会・測定会等	9,301	6,274	6,698	6,168	8,639	8,500
一次予防事業 計	14,646	14,048	15,046	16,383	21,535	25,224

注1 表中の数値は、年間の件数です。

注2 平成26年度は推計値です。

○地域介護予防活動支援事業

地域ささえ愛グループ(約80グループ)等の自主グループ活動の支援や区民ボランティアの育成など、住民が主体となった介護予防活動の支援を行っています。

介護予防事業を支援するボランティアとして区が育成している介護予防サポーターは、平成25年度末で122人が登録し、延べ2,843人が事業に参加しています。また、認知症予防としてのウォーキング事業を担うウォーキングリーダーは、平成25年度は69人が登録しています。

介護予防サポーター、ウォーキングリーダーには、高齢者自らが参加し、地域に介護予防を普及する「担い手」として活躍しています。

【地域介護予防活動支援事業】

○地域ささえ愛グループ(区民による自主グループ活動)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グループ数	81	81	80	80	79	81
活動回数	1,913	1,926	1,891	1,944	1,938	2,024
延参加者数	22,752	22,477	23,921	23,423	23,272	24,186

○介護予防サポーター育成

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数	116	125	115	125	122	140
活動延回数	2,990	2,750	2,440	2,882	2,843	2,849

○ウォーキングリーダー育成

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数	15	35	53	63	69	80

注1 表中の数値は、年間の件数です。

注2 平成26年度は推計値です。

(2) 包括的支援事業の現状

急速な高齢化の進展や認知症高齢者の増加から、今後、日常生活での支援を必要とする高齢者が増えていくことが予測されます。近隣住民同士の助け合い等が希薄化するなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう「地域包括ケアシステム」の構築が必要になっています。

地域包括支援センター（ケア24）では保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員を配置し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等の事業を行っていますが、体制・機能強化が求められています。

① 介護予防ケアマネジメント

要支援1、2の高齢者の介護予防プランの作成及び二次予防事業対象者への介護予防事業の利用勧奨といった総合的な介護予防ケアマネジメントを実施しています。

高齢者人口の増加等により、要支援者の要介護認定・サービス利用者数は増加傾向です。二次予防事業対象者の把握方法の変更により、二次予防対象者も増加し、プラン作成件数も増加しました。しかし、自立支援の考え方に基づく、自立に向けての具体的な目標が明確でないことが課題となっています。

今後の介護予防ケアマネジメントは、生活機能の低下の背景・原因を分析し、課題を明確にして目標を設定し、利用者と計画作成者がともに目標へ向けて取り組む目標志向型のケアマネジメントへの転換が必要です。

② 総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で生活していくためには、地域の高齢者に関する様々な相談に対応するとともに、適切な機関・制度・サービスにつなげていくことが肝要です。

地域包括支援センター（ケア24）は、民生委員や自治会、町会等関係機関と連携して地域の高齢者の実態把握をするとともに、介護保険サービスや介護保険外の保健福祉サービスに関する情報提供をしています。高齢者人口の増加等により、相談件数は大幅な増加傾向にあります。

しかし、地域での地域包括支援センター（ケア 24）の認知度は 36.4%（第 46 回区民意向調査）にとどまり、以前より高くなったとはいえ、まだ十分ではありません。地域の中で日常的に相談できる環境を整えていくためには、地域の関係機関等との連携を強化するとともに、地域包括支援センター（ケア 24）の機能や役割の周知を図る必要があります。

③ 権利擁護事業

単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加とともに、消費者被害にあう高齢者も増加しています。また、高齢者本人の認知症等の疾病や、障害の症状の進行等により、高齢者への経済的な虐待等が生じる場合があります。消費者被害や高齢者虐待への迅速かつ確な対応と同時に、その予防を図れるよう、消費者センターや成年後見センター等と更に連携を図り対応していく必要があります。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント

多様な生活課題を抱えている高齢者が、地域で安心してその人らしい生活を継続するために、高齢者や家族が課題に応じたあらゆる地域資源を適切に活用できるよう、案内等の支援を行っています。地域包括支援センター（ケア 24）では、地域のボランティア（あんしん協力員）等がひとり暮らし等の高齢者世帯を見守る「たすけあいネットワーク（地域の目）」事業等を通して、地域の高齢者を直接的、間接的に見守る地域づくりに取り組んでいます。また、要介護高齢者の支援をしているケアマネジャー等が総合的にケアマネジメントできるよう、地域の社会資源の情報発信や基盤整備、個々のケアマネジャーへの支援を行っています。

【包括的支援事業の実績】

サービスの種類		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二次予防事業対象者予防プラン作成（件／年）	事業計画	777	915	1,055	969	1089	1210
	実績	810	447	561	659	737	825
総合相談（件／年）	事業計画	104,533	105,467	106,376	172,895	190,185	209,204
	実績	127,411	140,736	149,401	169,906	194,486	215,000
虐待防止対策・権利擁護相談支援（件／年）	事業計画	1,024	1,033	1,042	総合相談と合わせて表記		
	実績	1,717	2,152	2,283	3,410	3,622	3,900
地域ケア会議開催（回／年）	事業計画	240	240	240	240	240	240
	実績	143	156	186	181	195	200
たすけあいネットワーク地域連絡会（回／年）	事業計画	240	240	240	240	240	240
	実績	235	223	216	228	237	240

注1 虐待防止対策・権利擁護相談支援の計画値は、平成 24 年度より総合相談件数に含めます。

注2 総合相談件数は、在宅介護、介護保険等の相談内容別に集計した延べ件数です。

注3 平成 26 年度は推計値です。

<参考> 予防給付ケアプラン作成の実績

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1・2認定者 に対する予防給付 ケアプラン作成数 (件/年)	ケア24作成分	28,551	30,941	33,509	35,284	36,349	37,000
	委託分	8,788	9,493	10,582	11,700	13,454	15,000

注1 要支援1・2認定者に対する介護予防給付のマネジメントは、地域包括支援センター（ケア24）が実施しています。

また、ケアプラン作成の一部は居宅介護支援事業者に委託することが認められています。

注2 平成26年度は推計値です。

(3) 任意事業の現状

要介護高齢者を介護している介護者を支援する「家族介護支援事業」と、利用者に必要な介護サービス等の適切な提供をするために、「介護給付等費用適正化事業」を実施しています。

「家族介護支援事業」は、要介護高齢者を介護している家族等に対し、杉並区の実態を考慮しながら介護負担の軽減と要介護高齢者の在宅生活の継続的支援を図るために、「家族介護教室」「認知症高齢者家族安らぎ支援」「徘徊高齢者探索システム」「家族介護継続支援」「おむつ等介護用品の支給・入院時のおむつ代金助成」「ほっと一息、介護者ヘルプ」を実施しています。「ほっと一息、介護者ヘルプ」事業は、平成25年度から、介護者の年齢要件と要介護者の介護度要件を緩和し、利用者の拡大を図りました。

また、「介護給付適正化事業」は、給付費通知を年2回程度、定期的に利用者に発送し、利用した介護サービスの内容と費用をお知らせしています。不明な点については問い合わせがあり、事業者の不正請求の防止と利用者の介護保険に関する理解に役立っています。

【家族介護支援事業】

サービスの種類		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
家族介護教室 (回/年)	事業計画	250	250	250	246	246	246	
	実績	215	159	188	190	195	223	
認知症高齢者見守り事業 (世帯/年)	事業計画	165	180	180	125	125	125	
	認知症高齢者家族安らぎ支援(世帯/年)	実績	51	59	67	40	25	30
	徘徊高齢者探索システム(人/年)	実績	71	65	65	62	63	70
家族介護継続支援 (回/年)	事業計画	200	200	200	150	150	150	
	実績	193	135	65	41	44	65	

家族介護用品							
【おむつ等の支給】 (人/年)	事業計画	3,670	3,850	4,040	4,283	4,582	4,902
	実績	3,710	4,002	4,161	4,145	4,210	4,263
【おむつ代金の助成】※ (人/年)	事業計画	—	—	262	286	306	327
	実績	—	—	136	187	474	566
ほっと一息、介護者ヘルプ※ (世帯/年)	事業計画	—	—	510	560	590	620
	実績	—	—	240	635	2,719	5,758

注1 「※」は平成23年度からの実施事業です。

注2 平成26年度は推計値です。

第3章 第6期介護保険事業計画策定の基本的な視点

1 2025年度（平成37年度）を見据えた課題への取組

団塊の世代が75歳以上になる2025年（平成37年）には、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯など、医療や介護を必要とする高齢者が増加することが予測されます。

第6期計画では、計画期間の3箇年だけではなく、2025年（平成37年）におけるサービスの水準、給付費や保険料の水準などを中長期的な視点で推計するとともに、地域で高齢者を支える多様な地域資源の発掘や医療・介護の連携推進など、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を本格化していく必要があります。

（1）今後の人口推計

【人口推計】

（単位：人）

区分	総人口	40歳～64歳	65歳～	65歳～74歳	75歳～	高齢化率
平成26年(2014)	542,952	182,257	112,040	55,165	56,875	20.64%
平成27年(2015)	546,691	183,969	114,584	57,376	57,208	20.96%
平成28年(2016)	546,873	185,844	115,207	57,482	57,725	21.07%
平成29年(2017)	546,794	188,251	115,210	56,801	58,409	21.07%
平成30年(2018)	546,056	190,628	115,094	56,206	58,888	21.08%
平成31年(2019)	545,158	193,248	114,776	55,209	59,567	21.05%
平成32年(2020)	544,120	195,876	114,377	54,722	59,655	21.02%
平成33年(2021)	542,903	197,967	113,970	55,142	58,828	20.99%
平成34年(2022)	541,560	200,085	113,416	54,089	59,327	20.94%
平成35年(2023)	540,140	201,905	113,025	51,667	61,358	20.93%
平成36年(2024)	538,603	203,624	112,807	50,172	62,635	20.94%
平成37年(2025)	537,019	205,024	112,688	49,023	63,665	20.98%

※人口推計は、平成26年1月1日現在の実績をもとに、区が独自に推計した値です。

注1 各年1月1日の推計値です（平成26年は実績値）。

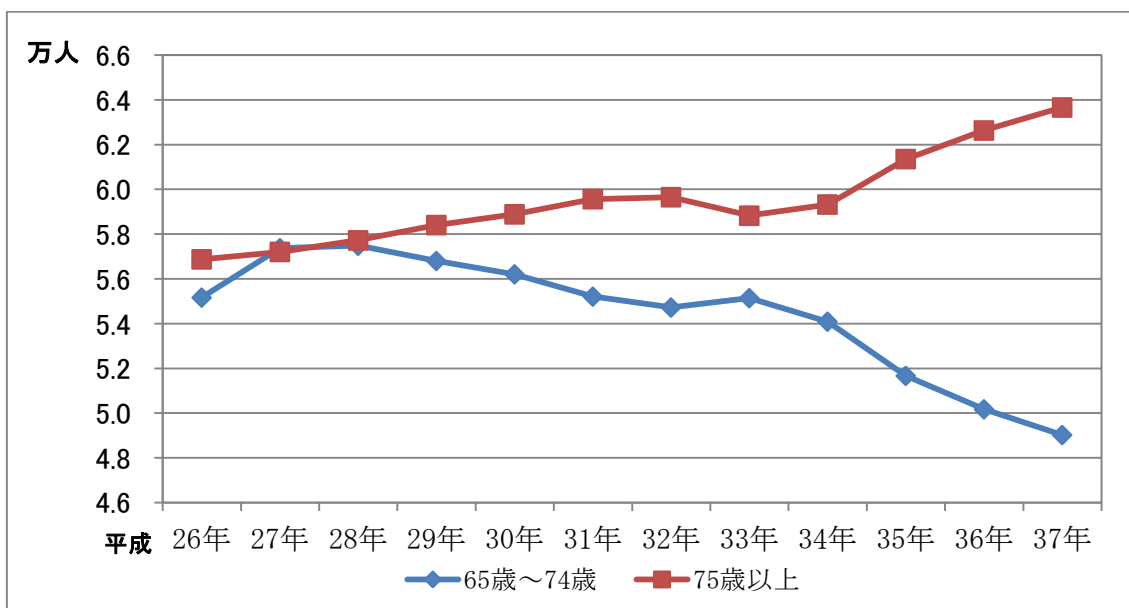
注2 住所地特例者は含まれていません。

今後の総人口は、平成28年まで増加し、その後は減少傾向に転じるものと推計しています。

高齢者人口における「前期高齢者（65歳～74歳）」の人口は、平成28年まで増加し、平成29年以降は徐々に減少していくと推測されます。

また、「後期高齢者（75歳以上）」の人口は年々増加すると推測されます。

【前期高齢者（65歳～74歳）と後期高齢者（75歳以上）の人口推移】



(2) 今後の高齢者人口の推計

【5歳階級別高齢者の人口推計】

(単位：人)

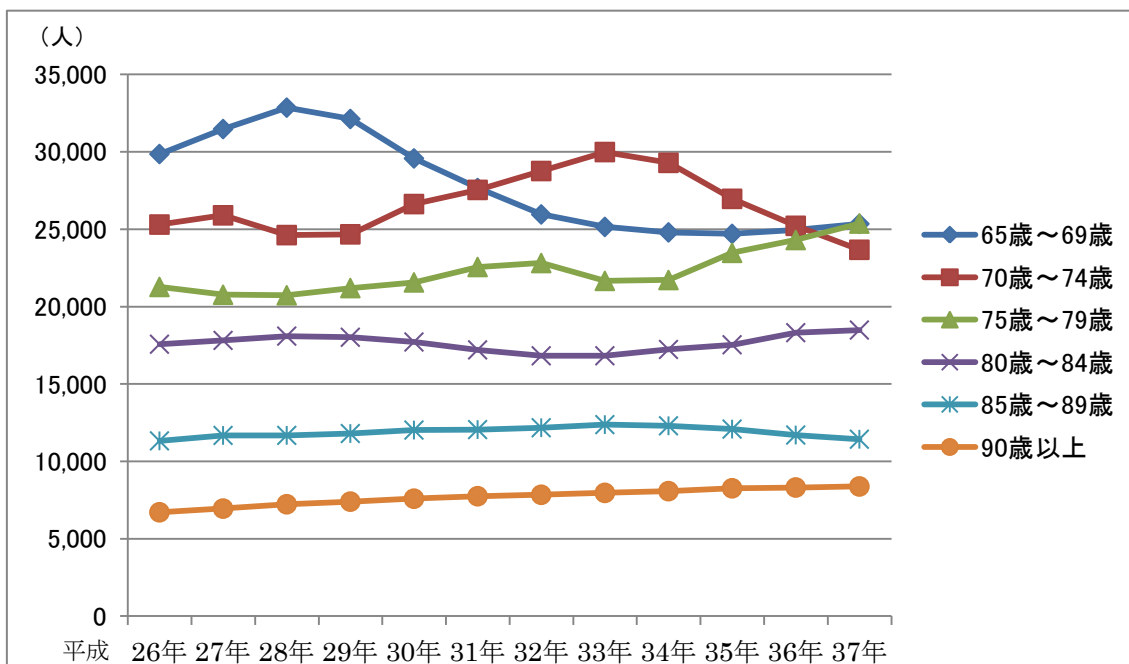
区分	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳以上
平成26年(2014)	29,862	25,303	21,272	17,569	11,325	6,709
平成27年(2015)	31,476	25,900	20,767	17,817	11,677	6,947
平成28年(2016)	32,860	24,622	20,734	18,096	11,681	7,214
平成29年(2017)	32,128	24,673	21,200	18,019	11,800	7,390
平成30年(2018)	29,578	26,628	21,566	17,715	12,023	7,584
平成31年(2019)	27,666	27,543	22,562	17,205	12,054	7,746
平成32年(2020)	25,959	28,763	22,817	16,823	12,175	7,840
平成33年(2021)	25,152	29,990	21,664	16,826	12,375	7,963
平成34年(2022)	24,797	29,292	21,719	17,232	12,301	8,075
平成35年(2023)	24,702	26,965	23,476	17,536	12,086	8,260
平成36年(2024)	24,951	25,221	24,305	18,317	11,702	8,311
平成37年(2025)	25,351	23,672	25,370	18,486	11,431	8,378

注1 各年1月1日の推計値です（平成26年は実績値）。

注2 住所地特例者は含まれていません。

今後の高齢者人口を5歳階級別に推計すると、平成28年から平成33年にかけて団塊の世代の波が移動し、平成37年に「75歳～79歳」の人口が、前期高齢者のうち「65歳～69歳」又は「70歳～74歳」の人口を上回る見込みです。その一方で、要介護認定率が高くなる80歳以上の高齢者人口は、平成37年まで微増すると推測されます。

【5歳階級別高齢者の人口推計】



2 介護保険制度改正への的確な対応

平成 26 年 6 月に、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の制定により、介護保険法が改正されました。

主な改正内容である、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の創設、特別養護老人ホームの入所要件の見直し、低所得者の負担軽減及び利用者負担割合の見直し等の法改正の趣旨を踏まえ、適正に介護保険事業を運営できるよう計画を策定します。

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施

総合事業では、予防給付の訪問介護と通所介護を、全国一律の基準から区市町村の独自基準により実施する地域支援事業において、多様な地域資源を活用し適切なサービスを効果的に提供する「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象として行う「一般介護予防事業」を実施します。

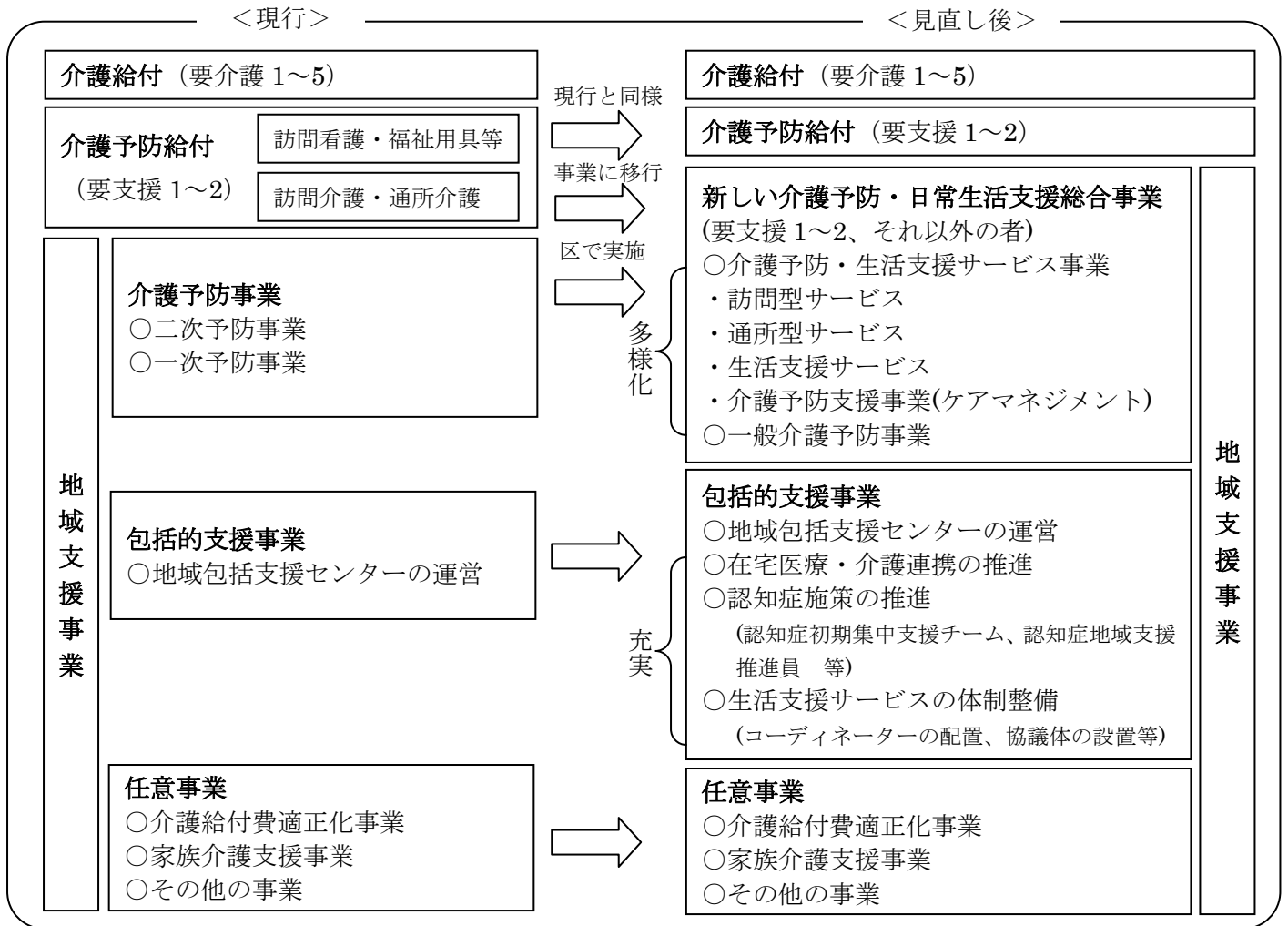
要支援者から元気な高齢者まで、自立支援が途切れることのないよう一体的に支援する事業として取り組みます。

(2) 所得に応じた負担のあり方の見直し

保険料の上昇を可能な限り抑えていくなど、介護保険制度を持続可能なものとするため、平成 27 年 8 月から、一定以上の所得のある方について、介護保険サービス費の自己負担割合を 1 割から 2 割に見直します。また、特別養護老人ホーム等の施設利用に係る食費・居住費の補助について、資産の要件などが追加されます。

保険料（第 1 号被保険者）については、平成 27 年 4 月から所得水準に応じて保険料段階を見直すとともに、公費の投入により低所得者の保険料軽減を更に拡充します。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の構成



3 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進

第6期事業計画では、これまでの取組を継承しつつ、下記の項目に重点的に取り組むことにより、「地域包括ケアシステム」の構築を更に進めていきます。

(1) 関係機関と連携した地域づくりの推進

「地域包括ケアシステム」を構築するためには、地域包括ケアの取組が各地域に根付いていくことが重要です。高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター(ケア 24)は、医療・介護の連携や認知症対策、介護予防等の取組の拠点として今まで以上に大きな役割が求められています。

そのため、地域包括支援センター(ケア 24)に「地域包括ケア推進員」を配置し、地域での高齢者のニーズを把握するとともに、生活支援の担い手の養成や不足している地域資源の開発とネットワーク化など、高齢者への適切な支援及び支援体制に関し、多職種で検討する地域ケア会議の手法を活用して、地域づくりを推進していきます。

(2) 在宅サービス基盤整備の推進

要介護高齢者の在宅生活を支える通所介護や訪問介護などは区内全域で民間事業者の参入が進んできているところですが、地域密着型サービスなどの在宅生活を24時間支えていくサービスの充実は、これまで以上に求められています。

在宅生活を身近な地域で支えるため、通い、泊まり、訪問の機能を備えた「小規模多機能型居宅介護」、日中・夜間を通じて介護や看護の定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の地域密着型サービスや介護家族の負担を軽減する短期入所生活介護（ショートステイ）等を行う事業所を拡充するため、民間事業者への助成や公有地の活用などにより整備を推進します。

(3) 医療・介護の連携による在宅医療の推進

加速する高齢化や医療法改正による入院期間の短縮等により、これまで以上に在宅医療が必要な高齢者が増えると予測されます。在宅医療を一層推進させ、入院・退院を通じて切れ目のないサービスが提供できるよう、医療と介護の連携を強化することが必要です。

そのため、在宅医療推進連絡協議会の開催に加え、医師会等の協力のもと在宅医療に関する問題を地域で考え解決するため、日常生活圏域の単位で多職種からなる地域ケア会議を実施し、在宅医療の推進を図ります。

(4) 認知症施策の充実

認知症の早期発見・早期対応のために、認知症サポート医による相談体制を拡充します。また、対応困難な認知症高齢者への訪問支援を行い、治療につなげます。加えて、認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員を設置し、認知症の早期対応を推進します。

また、地域で認知症を理解し支援する体制を充実させるとともに、認知症の初期段階から生活機能障害の進行に併せて、いつ、どこで、どのような医療・介護や生活支援サービスを利用できるかの流れを示した「認知症ケアパス」を作成するなど、認知症高齢者が安心して地域で生活できるように支援していきます。

(5) 高齢者の施設・住まいの整備促進

介護や支援が必要となり在宅生活が困難となった高齢者が、状態に応じて速やかに入居できるように、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備を重点的に進めます。特別養護老人ホームが、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能の重点化が図られること等を考慮しながら、高齢者の施設の整備にあたっては、公有地の活用や民間整備への建設助成などによる区内整備を基本としつつ、以前から交流関係がある静岡県南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホームの区域外整備など、多様な手法により取り組みます。

また、虚弱やひとり暮らしなど、見守りや生活支援が必要な高齢者が、所得や要介護度に応じて安心して生活できる住まいを選択できるよう、サービス付き高齢者向け住宅や都市型軽費老人ホームなど、住宅施策所管部署とも連携して総合的な検討を行い、多様な住まいの整備を促進します。

【高齢者の施設・住まいの整備計画】

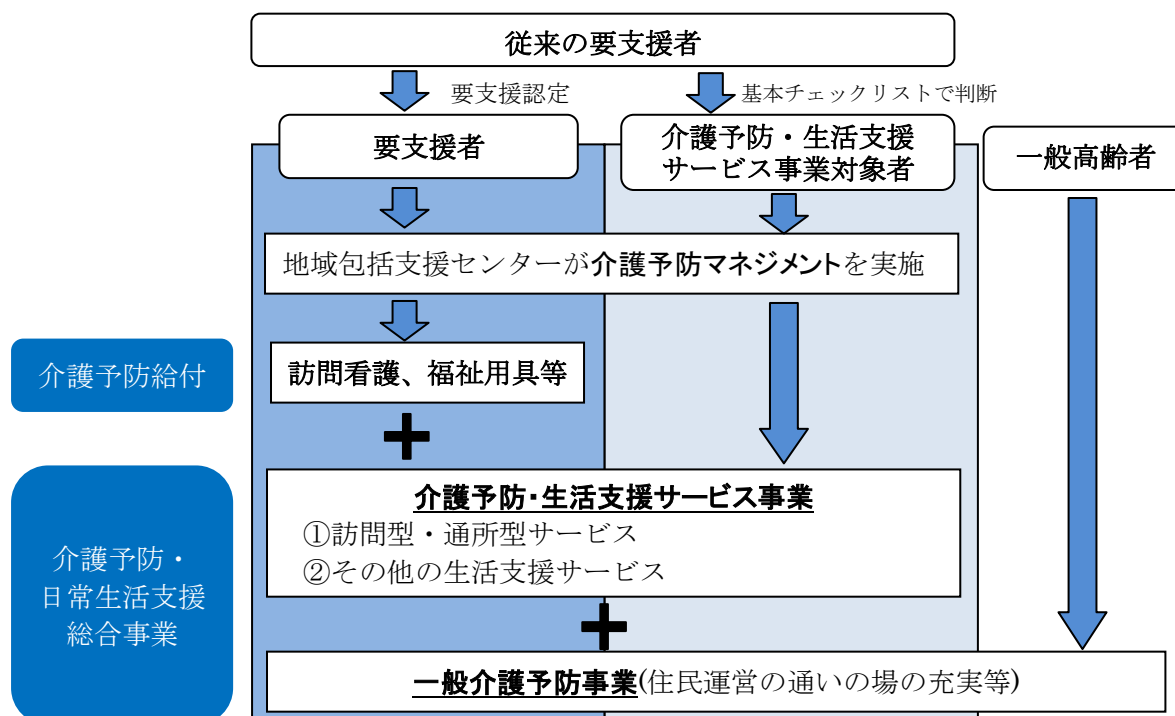
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	3 か年計
特別養護 老人ホーム	新規 0 人 累計 1,538 人	新規 168 人 累計 1,706 人	新規 219 人 累計 1,925 人	新規 387 人 累計 1,925 人
認知症高齢者 グループホーム	新規 101 人 累計 438 人	新規 54 人 累計 492 人	新規 36 人 累計 528 人	新規 191 人 累計 528 人
サービス付き 高齢者向け住宅	新規 33 戸 累計 76 戸	新規 83 戸 累計 159 戸	新規 84 戸 累計 243 戸	新規 200 戸 累計 243 戸
都市型軽費 老人ホーム	新規 0 人 累計 20 人	新規 40 人 累計 60 人	新規 40 人 累計 100 人	新規 80 人 累計 100 人

4 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の推進

単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、多様なニーズに柔軟に対応するために、地域での多様な生活支援の基盤整備を進めるとともに、多くの高齢者が地域で社会参加できる機会を増やすことにより介護予防に繋がる地域づくりに取り組めます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援の認定者の他、基本チェックリストを活用し十分なアセスメント等を通して介護予防・生活支援サービス事業対象者と判断された方が、適切なケアマネジメントにより利用できます。



① 介護予防・生活支援サービス

予防給付の訪問介護及び通所介護を円滑に移行することができるよう、現行の指定介護予防サービス事業者による訪問介護及び通所介護相当のサービスに加え、緩和した基準によるサービスの整備に取り組みます。

平成 27 年度には、現行の指定介護予防サービス事業者等に対して参入意向の調査等を行います。

平成 28 年度から本格的に介護予防・生活支援サービスの提供を開始します。

また、短期集中予防サービスについては、地域社会への参加を目指したプログラムを構築することを目的とし、平成 27 年度はモデル的に実施し、その結果を踏まえてサービス基準を設けた上で、平成 28 年度から本格的に実施します。

さらに、住民主体による訪問型・通所型サービスやその他の生活支援サービスについては、今後設置する協議体及び生活支援コーディネーター等と協議し、総合事業において必要とされるサービスの整備を進めます。

【訪問型サービス】

類型	現行の訪問介護相当	多様なサービス	
サービス種類	訪問介護	基準緩和サービス	短期集中予防サービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護・生活援助	生活援助	保健師等による居宅での相談指導等
対象者とサービス提供の考え方	・既にサービスを利用している方で、同等サービスが必要な方 ・認知機能の低下や退院直後で状態の変化があるような方	・状態等を踏まえながら、住民主体による支援等のサービス利用を促進	・体力の改善に向けた支援が必要な方 ・ADL や IADL の改善に向けた支援が必要な方等 ※ 3 ～ 6 カ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定		委託
基準	予防給付の基準を適用	人員等を緩和した基準	区独自の基準
提供者	訪問介護員 (訪問介護事業者)	訪問介護員/雇用労働者 (訪問介護事業者)	保健・医療の専門職

【通所型サービス】

類型	現行の通所介護相当	多様なサービス	
サービス種類	通所介護	基準緩和サービス	短期集中予防サービス
サービス内容	・通所介護と同様のサービス ・生活機能の向上のための機能訓練	・ミニデイサービス ・運動・レクリエーション等	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	・既にサービスを利用している方で、同等サービスが必要な方 ・集中的に生活機能の向上トレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる方	・状態等を踏まえながら、住民主体による支援等のサービス利用を促進	・ADL や IADL の改善に向けた支援が必要なケース等 ※ 3 ～ 6 カ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定		委託
基準	予防給付の基準を適用	人員等を緩和した基準	区独自の基準
提供者	通所介護事業者従事者	雇用労働者/ボランティア (通所介護事業者)	保健・医療の専門職

訪問型・通所型サービスは、平成 28 年度以降に新たに要支援の認定を受けた方や、サービスの利用を希望する要支援認定者の方等から段階的に移行し、平成 29 年度末までには、更新や変更により要支援の認定を受けた方を含め移行が完了します。

すでに予防給付の訪問介護、通所介護を利用している方で、訪問型・通所型サービスの利用を希望しない方の場合は、介護認定の更新までの間は予防給付のサービスを利用できます。

サービスの移行については、区民やサービス提供主体となる事業者等への十分な周知を実施します。

【訪問型・通所型サービスの移行スケジュール】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行の訪問介護・通所介護相当のサービス		※27 年度は移行準備	<p>28 年度以降に提供を開始</p>	
多様なサービス	緩和した基準によるサービス	※提供主体となる事業者の参入意向の確認	<p>28 年度以降に提供を開始</p>	
	短期集中予防サービス	※27 年度は試行的に実施	<p>28 年度から本格的に実施</p>	
	その他のサービス	※協議体、生活支援コーディネーターとの協議により、必要なサービスや提供主体を整備。		

② 介護予防支援事業（ケアマネジメント）

総合事業の対象者に対して、地域包括支援センター（ケア 24）がアセスメントを行い、対象者の状態像や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるよう介護予防ケアマネジメントを実施します。ただし、要支援者で予防給付によるサービスを利用する場合は、介護予防支援として介護予防サービス計画を作成します。

関係者間での意識の共有と効果的な介護予防ケアマネジメントを確立するために、地域のリハビリ専門職を含めた「介護予防ケアマネジメント支援会議」を実施します。平成 27 年度の介護予防ケアマネジメント支援会議では、短期集中予防サービスについて多職種で検討し、平成 28 年度以降の介護予防ケアマネジメントに活かします。

生活支援サービスや一般介護予防事業を利用した場合は、ケアマネジメントのプロセスを簡略化した介護予防ケアマネジメントを実施します。

【介護予防ケアマネジメント】

類型	介護予防ケアマネジメント (現行の介護予防支援相当)	介護予防ケアマネジメント (緩和した基準によるサービス)
内容	介護予防支援同様のケアマネジメント	初回のみ実施
対象	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問型・通所型サービスにおいて指定事業者のサービスを利用する場合 ●訪問型・通所型の短期集中予防サービスを組み合わせたサービスを利用する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定事業者によるサービス及び短期集中介護予防サービス以外の生活支援サービス等を利用する場合 ●一般介護予防事業の利用につなげる場合
実施方法	委託	委託
基準	予防給付の基準を基本	予防給付基準を参考

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

閉じこもり等、何らかの支援を要する高齢者を迅速に把握するために、地域包括支援センター（ケア 24）の総合相談支援業務や訪問保健指導をはじめ、医療機関からの情報提供、民生委員等の地域からの情報等を活用した介護予防把握事業を行います。

② 介護予防普及啓発事業

高齢者の健康づくりに向け、運動・栄養・口腔機能に関する基本的な知識の習得や実践活動を通して、家庭や地域で継続して介護予防が行えるよう、高齢者の健康講座を実施するとともに、ウォーキングや脳の活性化をプログラムに取り入れた認知症予防教室などの実施により、認知症予防の普及啓発を行います。

③ 地域介護予防活動支援事業

区民ボランティアを育成するとともに、区民ボランティアが介護予防活動を継続的に行う場を増やしていきます。介護予防の意識を持って活動する「地域ささえ愛グループ」などの自主グループや区民ボランティアによる継続的な集いの場を設けることで、高齢者の社会参加や交流の機会を増やし、住民が主体となった地域で支えあう介護予防活動を推進します。

④ 一般介護予防事業評価事業

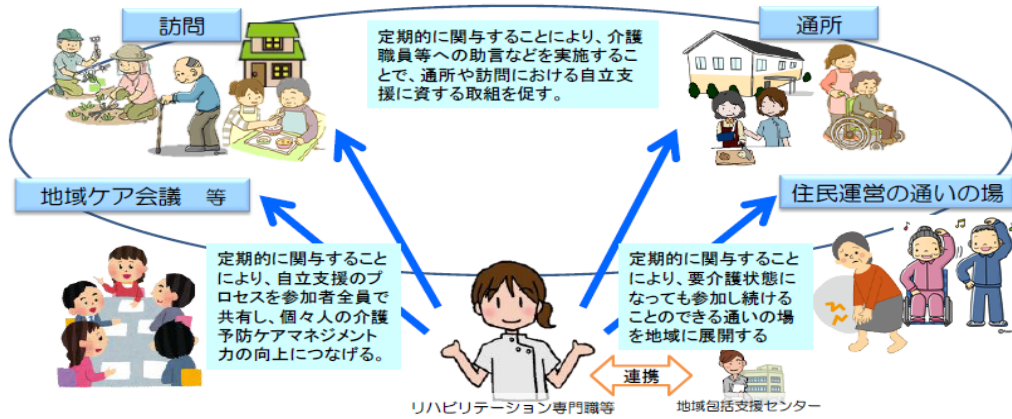
地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取組を推進するため、一般介護予防事業の実施状況や目標値の達成状況等の検証を行い、介護予防に関する評価を実施します。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中でいきがい・役割を持って生活できるような居場所と社会参加の機会づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれた取組をします。

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

第4章 介護保険サービス量の見込み

1 第6期介護保険事業計画におけるサービス量の推計手順

第6期介護保険事業計画におけるサービス量は、過去及び現在の給付実績、今後の高齢者人口、今後の要介護等認定者数、各種計画、高齢者実態調査等を考慮し、推計を行いました。

推計の手順は、以下の図のとおりです。

1 人口・高齢者人口（第1号被保険者数）等の推計

過去の区の人口の実績に基づき、総人口、第2号被保険者数、第1号被保険者数を推計。



2 要介護等認定者数の推計

推計した高齢者人口と現状の認定状況の推移を踏まえ、将来の要介護等認定者数を推計。そこに、在宅における介護者の高齢化や単身高齢者世帯、高齢者のみ世帯の増加等の高齢者実態調査の結果及び介護予防事業（平成28年度より「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行）による効果を反映させ、要介護等認定者数を推計。



3 施設サービス等の見込量の推計

推計した要介護等認定者数に基づき、現状の推移及び今後の施設整備目標等を踏まえ、施設サービス等利用者数を推計。



4 在宅サービス等の見込量の推計

推計した要介護等認定者数から3の利用者数を除いた対象者数から、現状の推移及び区の在宅サービスの充実の方向性を踏まえ、在宅サービス等利用者数及び利用量を推計。

2 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の設定

区では、施設整備を行う場合の基準として駅勢圏を中心とした7つの地域を設定しており、また、区立中学校の学区を23区域としています。

介護保険事業計画における「日常生活圏域」は、区民にも親しみのある7圏域とし、さらに、圏域ごとに中学校区と同程度の2～3地区（区全体で20地区）を設定し、介護予防や権利擁護など各種の相談を幅広く受け付ける地域包括支援センター（ケア24）を設置しています。

本計画では、各圏域の高齢化率、要介護等認定率等を踏まえ、地域密着型サービスをできるだけ各圏域にバランスよく確保していきます。

①井草地域	西武新宿線の中軸とする圏域	2地区
②西荻地域	中央線西荻窪駅を核とする圏域	3地区
③荻窪地域	中央線荻窪駅を核とする圏域	3地区
④阿佐谷地域	中央線阿佐ヶ谷駅を核とする圏域	3地区
⑤高円寺地域	中央線高円寺駅を核とする圏域	3地区
⑥高井戸地域	京王井の頭線の中軸とする西部圏域	3地区
⑦方南・和泉地域	京王井の頭線の中軸とする東部圏域	3地区

（圏域図については、資料編P74参照）

(2) 圏域ごとの地域密着型サービス事業所の必要利用定員の設定

「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」及び「小規模多機能型居宅介護」の各年度における必要入所定員を以下のとおり設定します。

○認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

圏域	平成26年 10月1日現在	平成27年度	平成28年度	平成29年度
井草地域	90人	90人	90人	90人
西荻地域	81人	81人	81人	81人
荻窪地域	9人	54人	72人	72人
阿佐谷地域	33人	33人	51人	69人
高円寺地域	27人	27人	36人	54人
高井戸地域	52人	108人	108人	108人
方南・和泉地域	45人	45人	54人	54人
計	337人	438人	492人	528人

○地域密着型特定施設入居者生活介護

必要利用定員なし

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

区内全域において平成 29 年度までに 29 人とする。

○小規模多機能型居宅介護

圏域	平成26年 10月1日現在	平成27年度	平成28年度	平成29年度
井草地域	25 人	25 人	25 人	25 人
西荻地域	0 人	0 人	25 人	25 人
荻窪地域	0 人	0 人	25 人	25 人
阿佐谷地域	0 人	0 人	0 人	25 人
高円寺地域	0 人	0 人	0 人	25 人
高井戸地域	25 人	74 人	74 人	74 人
方南・和泉地域	25 人	25 人	25 人	25 人
計	75 人	124 人	174 人	224 人

3 被保険者数の推計

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口(人)	549,061	549,051	548,509
第2号被保険者(人) (40歳以上 64歳以下)	185,520	187,796	190,181
第1号被保険者(人) (65歳以上)	116,113	116,283	116,239
高齢化率(%)	21.1%	21.2%	21.2%
前期高齢者(人) (65歳以上 74歳以下)	57,558	57,073	56,483
後期高齢者(人) (75歳以上)	58,555	59,210	59,756

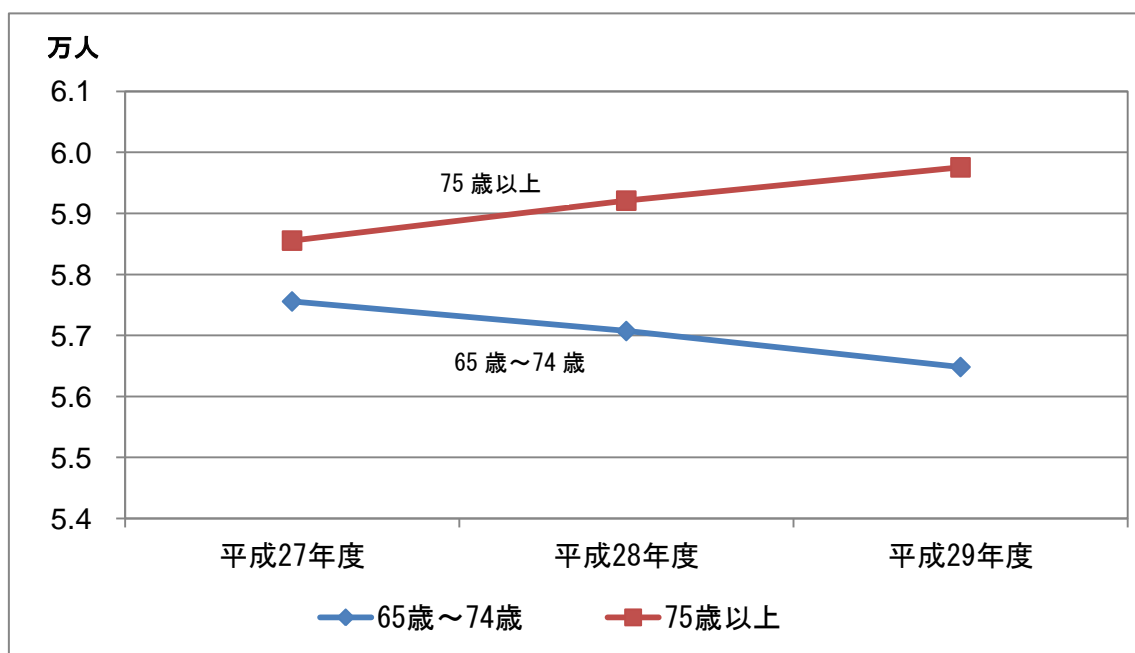
注1 事業計画の総人口は、平成26年1月1日現在の実績をもとに、区が独自に推計した値について、各年度10月1日の基準で更に推計した値です。

注2 人数には、住所地特例者が含まれています。

人口推計(P39)に基づき、第6期介護保険事業計画期間(平成27年度～29年度)の10月1日現在の第1号被保険者数(住所地特例者を含む)及び第2号被保険者数を推計しました。

「前期高齢者(65歳～74歳以下)」が減少するのに対し、「後期高齢者(75歳以上)」は増加するため、第6期計画期間中の第1号被保険者数は、ほぼ横ばいと予測しています。

【前期高齢者(65歳～74歳)と後期高齢者(75歳以上)の推計】 ※各年度の10月1日



4 要介護等認定者数の推計

(1) 要介護等認定者の推計

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1号被保険者(65歳以上)(人)	116,113	116,283	116,239
要介護等認定者(人)	24,483	25,266	26,086
要介護等認定者の第1号被保険者に占める割合(%)	21.1%	21.7%	22.4%

注1 表中の人数は、各年度10月1日の人数です。

注2 表中の要介護等認定者には、第2号被保険者を含みます。

要介護等認定者数は、推計した被保険者数と過去の要介護等認定者との実績等に基づき推計しました。

要介護等認定者数は平成27年度以降も増加し、平成29年度には26年度(実績:23,635人)に比し2,451人(10.4%)増加すると予測しています。

(2) 要介護度別認定者の推計

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1(人)	5,678	6,046	6,419
要支援2(人)	2,358	2,362	2,375
要支援小計(人)	8,036	8,408	8,794
要支援認定者の割合(%)	32.8%	33.3%	33.7%
要介護1(人)	5,235	5,596	5,970
要介護2(人)	3,357	3,358	3,362
要介護3(人)	2,535	2,537	2,539
要介護4(人)	2,820	2,866	2,919
要介護5(人)	2,500	2,501	2,502
要介護小計(人)	16,447	16,858	17,292
要介護認定者の割合(%)	67.2%	66.7%	66.3%
合 計(人)	24,483	25,266	26,086

注1 表中の人数は、各年度10月1日の人数です。

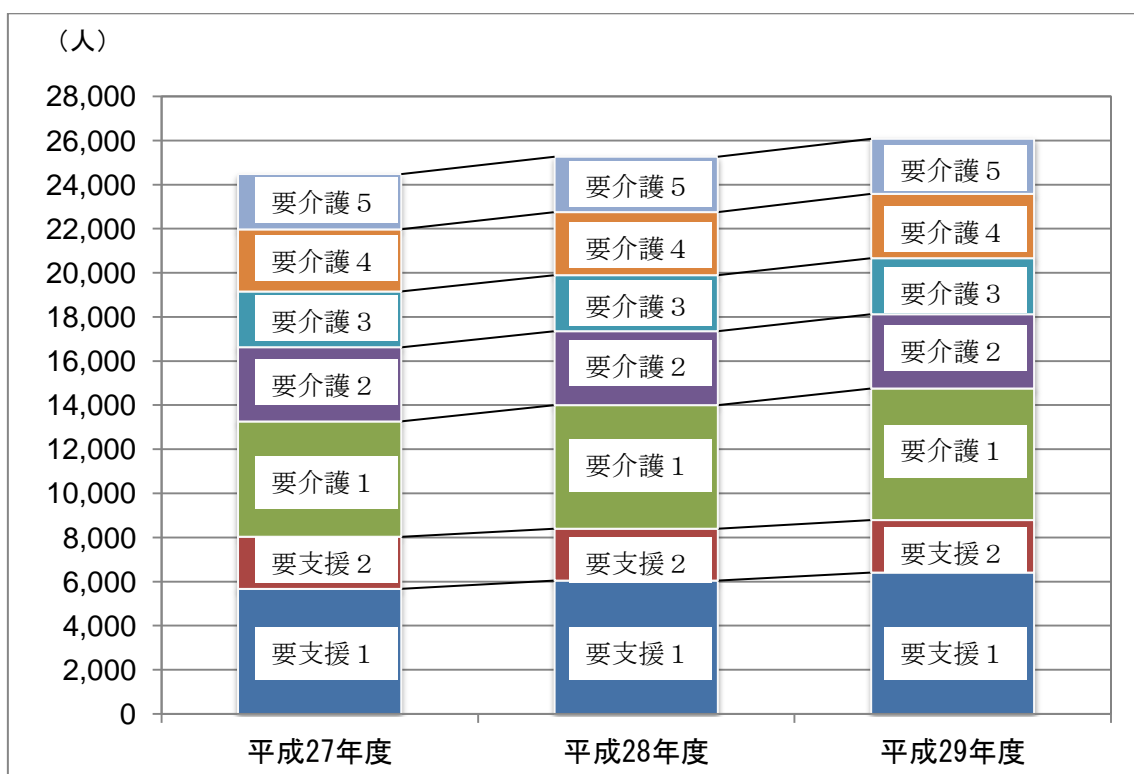
注2 表中の人数には第2号被保険者を含みます。

要介護度別認定者の推計は、過去の実績に基づき推計しています。

平成 27 年度には、要介護等認定者全体の要支援認定者の割合は 32.8%、要介護認定者の割合は 67.2%、平成 28 年度には、要支援認定者の割合は 33.3%、要介護認定者の割合は 66.7%、平成 29 年度には、要支援認定者の割合は 33.7%、要介護認定者の割合は 66.3%になると予測しています。

これを平成 26 年度における割合（要支援認定者の割合は 32.1%、要介護認定者の割合は 67.9%）と比較すると、要支援認定者の割合が増加し、要介護認定者の割合が減少するものと予測されます。

【要介護度別認定者の推計】



5 介護給付等サービス種別ごとの見込み

(1) 施設サービス量の見込み

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設サービス利用者数(人)		2,831	2,920	3,039
内 訳	介護老人福祉施設(人)	1,900	2,000	2,100
	介護老人保健施設(人)	740	750	760
	介護療養型医療施設(人)	191	170	150
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護(人)	0	0	29

注1 表中の人数は、各年度10月分の利用人数です。

注2 介護老人福祉施設のサービス量の見込量については、静岡県南伊豆町との自治体間連携による区域外の介護老人福祉施設の整備に係わる50人の利用者の給付を平成29年度に見込んでいます。

施設サービスの利用者数は、平成29年度には3,039人となり、平成26年度(実績:2,554人)と比較すると、485人(19.0%)増加すると推計しています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)は、平成29年度までに1か所の整備を見込んでいます。

(2) 居宅サービス量の見込み

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問介護 (回/月)	87,351	88,262	89,687
訪問入浴介護 (回/月)	2,234	2,264	2,293
訪問看護 (回/月)	23,266	25,097	26,982
訪問リハビリテーション (回/月)	1,789	1,821	1,899
居宅療養管理指導 (人/月)	4,552	4,976	5,407
通所介護 (回/月)	52,380	18,615	20,620
通所リハビリテーション (回/月)	3,832	3,928	4,058
短期入所生活介護 (日/月)	8,502	8,552	8,603
短期入所療養介護 (日/月)	1,024	1,039	1,052
福祉用具貸与 (人/月)	5,508	5,684	5,877
特定福祉用具販売 (人/月)	170	180	190
住宅改修 (人/月)	120	125	130
居宅介護支援 (人/月)	8,882	9,116	9,361
特定施設入居者生活 介護(人/月)	2,223	2,371	2,527

注1 サービス量は、各年度10月の利用分の推計です。

居宅サービスのうち、要介護認定者への各サービスの利用見込量は、利用対象者の推計人数や過去の給付実績等に基づき推計しています。

また、通所介護は、小規模なものが地域密着型サービスに移行するため（平成28年度予定）、その移行分も考慮して推計しています。

(3) 介護予防サービス量の見込み

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防訪問介護 (人/月)	2,244	1,283	0
介護予防訪問入浴介護 (回/月)	5	5	5
介護予防訪問看護 (回/月)	2,446	2,748	3,042
介護予防訪問リハビリテーション (回/月)	230	309	398
介護予防居宅療養管理指導 (人/月)	317	340	364
介護予防通所介護 (人/月)	2,422	1,629	0
介護予防通所リハビリテーション (人/月)	170	180	190
介護予防短期入所生活介護 (日/月)	160	170	180
介護予防短期入所療養介護 (日/月)	26	37	48
介護予防福祉用具貸与 (人/月)	1,557	1,700	1,900
特定介護予防福祉用具販売 (人/月)	65	68	71
介護予防住宅改修 (人/月)	66	70	75
介護予防支援 (人/月)	4,621	3,701	2,108
介護予防特定施設入居者生活 介護(人/月)	234	243	250

注1 サービス量は、各年度10月の利用分の推計です。

介護予防サービスのうち、要支援認定者への各サービスの利用見込量は、利用対象者の推計人数や過去の給付実績等に基づき推計しました。

また、介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防支援は「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行するため、その移行分も考慮して推計しています。なお、平成29年度の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護のサービス量については、他自治体における総合事業への移行の時期等により、サービス利用が発生する可能性があります。

(4) 地域密着型サービス量の見込み

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
夜間対応型訪問介護 (人/月)	230	250	270
認知症対応型通所介護 (回/月)	4,102	4,200	4,300
小規模多機能型居宅介護 (人/月)	71	122	167
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人/月)	60	90	120
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) (人/月)	0	0	0
地域密着型通所介護(仮称) (回/月)		39,556	43,818
認知症対応型共同生活介護 (人/月)	340	440	500
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護 (人/月)	0	0	29
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人/月)	0	0	0

注1 表中の数値は、各年度10月時点の数値です。

注2 表中の人数のうち、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護は要支援認定者の利用者を含みます。

注3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、「(1) 施設サービス量の見込み」にも掲載しています。

地域密着型サービスの利用見込量は、対象者の推計人数、過去の給付実績等に基づき、今後の施設整備目標等も考慮して推計しました。

小規模な通所介護については、地域密着型サービスに移行するため(平成28年度予定)、その移行分も考慮して推計しています。

複合型サービス(平成27年4月から「看護小規模多機能型居宅介護」に名称が変更されます)及び地域密着型特定施設入居者生活介護については、サービスを提供する事業者の参入意向が低く、第6期介護保険事業計画では、計画数値を見込んでいません。

6 新しい地域支援事業のサービス量の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

① 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス・通所型サービスについては、従来の予防給付の訪問介護と通所介護が移行されることから、推計した要支援認定者数と過去のサービス利用実績等に基づき推計しました。

【訪問型サービス・通所型サービス】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防ケアマネジメント数(件/月)		—	1,118	2,911
訪問型サービス(人/月)		—	856	2,014
通所型サービス(人/月)		—	1,086	3,030
短期集中予防サービス (人/年)※	訪問型	182	211	243
	通所型	140	150	160

※ 平成27年度の短期集中予防サービスはモデル的に実施します。

注1 表中の訪問介護型・通所介護型サービスの人数は、各年度10月分の利用人数です。

注2 表中の短期集中予防サービスは、年間の利用人数です。

【生活支援サービス】

今後、設置する協議体において生活支援コーディネーター等と協議し、見守りや栄養改善のためのサービスなど、生活に必要なとされるサービスを順次整備します。

【介護予防ケアマネジメント】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防ケアマネジメント利用者数 (人/月)	—	1,262	3,031

注 介護予防ケアマネジメント利用者数は、介護予防・生活支援サービス、その他の生活支援サービス、一般介護予防事業の利用のためにケアマネジメントした人数を推計しています。

② 一般介護予防事業

介護予防・認知症予防のために必要な知識や方法等を多様な手法で周知するとともに、高齢者自身が積極的に地域活動の主体になることや、多様な支援サービスの担い手になることで、介護予防の効果を高める事業の展開に取り組みます。

【公開型介護予防普及啓発事業】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
講演会 実施数(回/年) (介護予防+認知症予防)	4	4	4
普及啓発イベント参加者数(人/年) (測定会等)	1,000 (測定会 9回)	1,000 (測定会 9回)	1,000 (測定会 9回)

【教室型介護予防普及啓発事業】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
足腰げんき教室 参加者数(参加延数)	40 教室 600 人(2,400 人)	40 教室 600 人(2,400 人)	40 教室 600 人(2,400 人)
(仮)口から始める栄養満点教室 参加者数(参加延数)	5教室 100 人(400 人)	5教室 100 人(400 人)	5教室 100 人(400 人)
始めたいひとのウォーキング講座 参加者数(参加延数)	6教室 120 人(360 人)	6教室 120 人(360 人)	6教室 120 人(360 人)
認知症予防教室 参加者数(参加延数)	6教室 144 人(2,160 名) 修了グループ数 6	6教室 144 人(2,160 名) 修了グループ数 6	6教室 144 人(2,160 名) 修了グループ数 6

注1 表中の数値は、年間の計画数です。

【地域介護予防活動支援事業】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域ささえ愛グループ登録数者	1,500 人 (80 グループ)	1,500 人 (80 グループ)	1,500 人 (80 グループ)
わがまち一番体操(介護予防リーダー) 参加延数	8,000 人 (426 回)	8,000 人 (426 回)	8,000 人 (426 回)
公園から歩く会(ウォーキングリーダー) 参加延数	8,000 人 (10 公園)	8,000 人 (10 公園)	8,000 人 (10 公園)
栄養満点サロン(すぎなみ栄養と食の会) 参加延数	264 人 (実施会場 3)	352 人 (実施会場 4)	440 人 (実施会場 5)
介護予防サポーター・リーダー等 支援講座実施回数	4講座	4講座	4講座

注1 表中の数値は、年間の計画数です。

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センター

地域包括支援センター(ケア24)は、「地域包括ケアシステム」構築の中核的機関として、高齢者の総合相談、権利擁護、地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等の業務を担います。また、相談業務等から把握した様々な課題をもとに、共通する地域課題として解決を図るために、「地域包括ケア推進員」を配置し、地域ケア会議を活用した地域づくりに取り組みます。

【包括的支援事業】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ケア 24 における総合相談件数(延)	151,200 件	163,300 件	176,400 件
認知症相談件数(延)	6,800 件	8,000 件	9,600 件
高齢者虐待・権利擁護相談数	4,200 件	4,500 件	4,800 件
地域ケア会議の開催回数	240 回	240 回	240 回
たすけあいネットワーク地域連絡会開催回数	240 回	240 回	240 回

注1 表中の数値は、年間の計画数です。

② 医療・介護の連携

高齢化の進展による在宅療養者の増加を踏まえ、在宅療養支援のための相談を充実させるとともに、安心して在宅生活を継続できるよう医療・介護の連携を図り、切れ目のない医療・介護サービスを提供します。また、医師を中心とした多職種協働による地域ケア会議を実施し、在宅医療を推進していきます。

【在宅医療・介護連携】

事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
在宅医療相談調整窓口の運営(相談件数/年)	500	550	600
在宅医療地域ケア会議(実施回数/年)	42	42	42

③ 認知症施策

認知症の早期発見・早期対応のために、認知症サポート医による相談体制を拡充します。また、対応困難な認知症高齢者への訪問支援を行い、治療につなげます。加えて、認知症初期集中支援チームを設置し、区の認知症地域支援推進員や地域包括支援センター(ケア 24)の地域包括ケア推進員と連携し、早期診断・早期対応を推進します。

また、地域で認知症を理解し支援する体制を充実させるとともに、治療や介護サービスの流れを明らかにした「認知症ケアパス」を作成する等、認知症高齢者が安心して地域で生活できるよう支援します。

【認知症施策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ケア 24 物忘れ相談実施箇所(所)	16	18	20
認知症サポーター養成数(人/年)	2,500	2,500	2,500
認知症コーディネーター相談数(件/年)	150	150	150
認知症アウトリーチチーム訪問支援	実施	—	—
認知症初期集中支援チーム訪問支援	検討・設置	実施	実施
認知症医療関係者ネットワーク研修	検討・実施	実施	実施
認知症ケアパスの作成、普及	作成・普及	普及	普及
認知症地域支援推進員	設置・実施	実施	実施

④ 生活支援・介護予防の基盤整備

地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制整備に向け、サービスの担い手の養成や地域資源の開発、関係者のネットワーク化を図るコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を進め、支え合う地域づくりを推進していきます。当面は、地域包括支援センター（ケア 24）に配置する「地域包括ケア推進員」が「生活支援コーディネーター」の役割を担う予定です。その上で、「生活支援コーディネーター」やNPO団体、社会福祉法人等で構成する「協議体」を設置し、生活支援サービスの基盤整備や関係者間の情報共有、ネットワークの構築を進めていきます。

「生活支援コーディネーター」・「協議体」は、区全域を第1層、地域包括支援センター（ケア 24）の担当区域を第2層とする2段階で設置する予定です。

（3）任意事業

介護保険法改正による地域支援事業の見直しに伴う生活支援サービス体制整備を踏まえ、今後の任意事業のあり方を検討します。

【家族介護支援事業】

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家族介護教室 (回/年)	223	225	225
認知症高齢者見守り事業 (世帯/年)	100	100	100
認知症高齢者家族安らぎ支援(世帯/年)	30	30	30
徘徊高齢者探索システム(人/年)	70	70	70
家族介護継続支援 (人/年)	150	150	150
家族介護用品			
【おむつ等の支給】(人/年)	4,263	4,270	4,270
【おむつ代金の助成】(人/年)	566	570	570
ほっと一息、介護者ヘルプ(世帯/年)	5,758	5,760	5,760

第5章 介護保険事業費の見込み及び保険料

1 介護保険事業費の見込み

保険料の算定の基礎となる、平成27年度から29年度までの事業費の見込みは、下表のとおりです。なお、事業費には介護保険サービスに係る費用のうち利用者が負担する費用は含んでいません。

単位(千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
保険給付費	34,878,307	36,024,954	37,214,424	108,117,685
施設サービス給付費	9,075,442	9,274,060	9,727,915	28,077,417
居宅サービス給付費	24,223,159	25,124,146	25,753,963	75,101,268
その他給付費	1,579,706	1,626,748	1,732,546	4,939,000
地域支援事業の費用	1,009,435	1,789,772	2,758,821	5,558,028
介護予防事業の費用※	250,797	980,746	1,938,838	3,170,381
包括的支援事業の費用	602,906	676,740	679,103	1,958,749
任意事業の費用	155,732	132,286	140,880	428,898
合 計	35,887,742	37,814,726	39,973,244	113,675,712

注1 その他の保険給付費は高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・特定入所者介護サービス費及び審査支払手数料の合計です。

注2 千円単位で四捨五入しているため、合計とあわないものがあります。

※ 介護予防事業は、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業に変わります。

(1) 保険給付費の財源内訳

介護保険サービスを利用する場合、利用者本人の所得に応じて費用の1～2割が自己負担となりますが、残りは保険給付費から給付されます。この保険給付費の財源は、保険料と区、国、東京都の負担する公費により賄われます。

第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の負担割合は、全国の人口比率や所得状況により定められますが、高齢化率の上昇により第6期計画期間の負担割合は、第1号被保険者は22%(第5期計画期間は21%)、第2号被保険者は28%(第5期計画期間は29%)に変更になります。

【居宅サービス給付費の財源構成】

	介護給付費(施設等分)		介護給付費(居宅分)	
	第5期	第6期	第5期	第6期
国(調整交付金5%含む)	20%	20%	25%	25%
東京都	17.5%	17.5%	12.5%	12.5%
杉並区	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
第1号被保険者	21%	22%	21%	22%
第2号被保険者	29%	28%	29%	28%

(2) 地域支援事業の財源内訳

地域支援事業に必要な費用は、利用者負担を除き、保険料と国、東京都、区の負担する公費により賄われます。第6期計画期間の負担割合は以下のとおりです。

	介護予防事業 ※		包括的支援事業・任意事業	
	第5期	第6期	第5期	第6期
国	25%	25%	39.5%	39.0%
東京都	12.5%	12.5%	19.75%	19.5%
杉並区	12.5%	12.5%	19.75%	19.5%
第1号被保険者	21%	22%	21%	22%
第2号被保険者	29%	28%	0	0

※介護予防事業は、平成28年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」に変わります。

2 第1号被保険者（65歳以上）の保険料

第1号被保険者の保険料の額は、介護保険事業費の見込みをもとに、保険者（区）が定めます。（第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の保険料は加入している医療保険者が定めます。）

杉並区における第6期計画期間の第1号被保険者の保険料は、次のように改定することとしました。

(1) 第1号被保険者の保険料

第6期計画期間における介護保険料の保険料算定基礎額は、下記の条件及び以下の(2)により試算すると5,965円となります。

①高齢化の進展による介護保険事業費の自然増

認定者数（平成26年度23,635人⇒平成29年度26,086人）

介護保険事業費（第5期計画期間総額1,045億円⇒第6期計画期間総額1,137億円）

※一定以上所得者の利用負担割合の見直し及び補足給付（施設利用に係る食費・居住費の補助）の見直しによる減を含む。

②介護基盤の整備推進（介護老人福祉施設の開設（387人）、小規模多機能型居宅介護の開設（149人）、認知症対応型共同生活介護の開設（191人）等）

③第1号被保険者負担率のアップ（21%⇒22%）

④介護報酬の2.27%のマイナス改定

⑤地域区分の増額見直し（18%⇒20%）

この保険料算定基礎額に、以下の(3)の措置を行うことにより、第6期計画期間の基準月額額は5,700円となります。

(2) 保険料段階の見直し

保険料設定にあたっては、保険者（区）が国の標準9段階の保険料率をもとに、段階数及び保険料率の設定ができることとなっています。第6期計画期間では区が算出した基準月額に基づき、各段階の負担割合を勘案したうえで、被保険者の負担能力に応じた保険料額を設定しています。

① 第1・2段階の統合

現行の第1・2段階については、第6期計画期間の国基準で統合されることとなりました。区でも同様に第1段階と第2段階を統合し、新第1段階とします。

第5期		第6期	
段階	条件	段階	条件
1	生活保護受給者及び非課税世帯者で本人が老齢福祉年金受給者等	1	○生活保護受給の方 ○非課税世帯で本人が老齢福祉年金受給の方又は本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
2	非課税世帯者で、本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下		

② 低所得者への軽減措置

第6期計画期間の保険料では、低所得者への負担を軽減する措置を講ずるため、第1段階の第1号被保険者に対し、料率0.05の範囲で公費による負担軽減措置が行われます。

第6期計画期間の国の基準では、区が第5期計画期間で設定している第1段階の料率「0.44」よりも高くなることから、区では第5期計画期間と同じ「0.44」となるよう、調整をしました。

段階	条件	国基準	国基準 (負担軽減後)	区基準 (負担軽減後)
1	○生活保護受給の方 ○非課税世帯で本人が老齢福祉年金受給の方又は本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.5	0.45	0.44

※公費による負担軽減措置は、国からの政省令公布後に適用されます。

③ 新 14 段階の設定

第 5 期計画期間の 14 段階については、所得状況に応じた負担割合を設定するため細分化し、新たに 1 段階設けることとしました。

なお、1 段階と 2 段階が統合されたことから、新段階は現行と同じく 14 段階となります。

第 5 期		第 6 期	
段階	条件	段階	条件
14	本人が区民税課税の方 (合計所得金額 1,500 万円以上)	13	本人が区民税課税の方 (合計所得金額 1,500 万円以上 2,500 万円未満)
		14	本人が区民税課税の方 (合計所得金額 2,500 万円以上)

④ 負担能力に応じた料率の設定

各段階の料率について見直し、低所得者の負担に一定の配慮をおこなうとともに負担能力に応じたよりきめ細かい保険料率を設定します。

(3) 介護保険給付費準備基金等の活用

介護保険給付費準備基金は、第 1 号被保険者の保険料の剰余分を積み立て、3 年間の事業計画期間中の財政運営を安定化させるために設置されていますが、平成 26 年度末で約 13.6 億円の積み立て額になると見込まれます。第 6 期計画期間においては、この準備基金の約 86% (約 11.7 億円) を取り崩し、保険料の増加を抑制します。

【第 5 期計画期間と第 6 期計画期間の保険料の抑制比較】

第 5 期計画期間		第 6 期計画期間	
第 5 期 算定基礎月額	財政安定化基金の活用 (△77 円)	第 6 期 算定基礎月額	給付費準備基金の活用 (△265 円)
	給付費準備基金の活用 (△233 円)		※財政安定化基金は第 5 期のみ
	5,510 円		5,965 円
	第 5 期基準月額 5,200 円		第 6 期基準月額 5,700 円

以上により、第6期計画期間における第1号被保険者の保険料は、下記のように設定することとしました。

保険料段階 (基準月額×保険料率)	対 象 者	保険料月額 (年額)
第1段階 基準月額×0.44	○生活保護受給の方 ○非課税世帯で本人が老齢福祉年金受給の方又は本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	2,500円 (30,000円)
第2段階 基準月額×0.65	世帯全員が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	3,700円 (44,400円)
第3段階 基準月額×0.78	世帯全員が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	4,450円 (53,400円)
第4段階 基準月額×0.84	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	4,800円 (57,600円)
第5段階 基準月額	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	5,700円 (68,400円)
第6段階 基準月額×1.07	本人が区民税課税の方 (合計所得金額125万円未満)	6,100円 (73,200円)
第7段階 基準月額×1.20	本人が区民税課税の方 (合計所得金額125万円以上200万円未満)	6,850円 (82,200円)
第8段階 基準月額×1.40	本人が区民税課税の方 (合計所得金額200万円以上300万円未満)	8,000円 (96,000円)
第9段階 基準月額×1.61	本人が区民税課税の方 (合計所得金額300万円以上500万円未満)	9,150円 (109,800円)
第10段階 基準月額×1.86	本人が区民税課税の方 (合計所得金額500万円以上700万円未満)	10,600円 (127,200円)
第11段階 基準月額×2.11	本人が区民税課税の方 (合計所得金額700万円以上1000万円未満)	12,050円 (144,600円)
第12段階 基準月額×2.32	本人が区民税課税の方 (合計所得金額1000万円以上1500万円未満)	13,200円 (158,400円)
第13段階 基準月額×2.54	本人が区民税課税の方 (合計所得金額1500万円以上2500万円未満)	14,500円 (174,000円)
第14段階 基準月額×2.70	本人が区民税課税の方 (合計所得金額2500万円以上)	15,400円 (184,800円)

※保険料率は、小数点第3位で四捨五入しています。

※第5期計画期間との比較については、「資料編P101」に記載しています。

※第1段階の保険料額は、予定金額です。国の政省令が公布され次第、適用となります。

3 保険料の独自減免

第1号被保険者の保険料は、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の保険料額が設定されており、低所得者に対しては、基準額から軽減された保険料額が適用されています。また、災害や失業等により年度途中で負担能力が著しく低下する場合に対応して、保険料の減免を実施しています。

こうした低所得者への配慮に加え、資産の少ない生計困難な高齢者に対して、更にきめ細かな配慮を行うため、第4期計画期間から、所得段階が第1段階から第4段階までのいずれかに該当（生活保護受給者等は除く）し、収入・預貯金が一定額以下である等の要件を満たす方を対象に、該当保険料額を2分の1に減額する区独自の保険料の減免を実施してきました。

第6期計画期間ではこの減額制度を継続し、第1段階から第3段階の非課税世帯（生活保護受給者等は除く）に対し、これまでと同様の2分の1の減免を実施します。

第6章 介護保険事業の円滑な運営を目指して

1 介護保険サービスの適切な利用の促進

(1) 介護保険制度の周知・介護保険サービス情報の提供

介護保険利用者ガイドブック、各種パンフレット、第1号被保険者への通知書、区広報・ホームページなどの活用により、介護保険制度の改正に関する内容等、高齢者に必要な情報をわかりやすく提供し、介護保険制度のより一層の理解を促します。

また、ホームページを活用した「介護保険サービス事業者検索システム」の提供や、介護保険サービス事業者の情報等を掲載した冊子類を配布し、利用者が必要な介護保険サービスを適切に選択できるような情報提供を行います。

(2) 福祉サービス第三者評価受審の支援

介護保険サービス事業者には、サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることが求められています。区は、第三者評価の受審費を助成することにより受審を促進し、介護保険サービスの質の向上を図り、利用者が事業者を選択する際の目安とするための情報提供を行っています。

なお、地域密着型サービスの一部については、定期的に第三者評価を受審し、その結果を公表することが条例で義務付けられています。

(3) 相談・苦情処理体制の整備

介護保険サービスを有効に活用していくためには、被保険者である区民が身近な地域で様々な相談ができる仕組みが不可欠です。そのため、地域包括支援センター（ケア24）や区役所などの窓口をはじめ、介護保険相談員、まちかど介護相談薬局など多くの窓口で高齢者の相談に対応しています。

区は、窓口寄せられた苦情を受け、事業者への事実照会も行い問題解決に努めます。

また、各相談窓口寄せられる、介護保険サービスに対する意見・苦情の原因や問題点を的確に把握し、必要に応じ他の事業者事例や対応策を周知すること等により、苦情の発生防止に努めていきます。

(4) 個人情報の保護

介護保険事業に関連して取り扱われる個人情報は、心身の機能や疾病の状況、生活歴など慎重な取り扱いが求められるものであり、その保護が適切に行われることが必要です。

区は、関係法令を踏まえ、各事業者の個人情報の安全管理、第三者提供についてのサービス開始時における利用者の同意（利用者の家族の個人情報については、その家族の同意）の取得等が適切に行われるように、事業者への集団指導や個別の実地指導等を通して個人情報の保護の周知を徹底していきます。

2 介護保険サービスの質の向上

(1) 研修事業の実施及び支援

介護保険サービスの質は事業所で働く職員により確保されるところが大きく、人材の質の確保が重要です。このため、介護保険サービス事業者、国、都道府県及び区市町村がそれぞれの役割を果たし、サービスを担う人材の質的向上に取り組む必要があります。

区は、介護技術のスキルアップ研修等を実施し、介護力の向上とともに地域情報の共有や参加者同士が連携することによるサービスの質の向上を図ります。また、サービス別の事業者団体に対し、講師派遣や会場提供を行うなど、介護保険サービス事業者の研修事業を支援していきます。

(2) 介護人材の確保・定着支援

介護保険サービスを安定的に提供するには、介護人材の確保が欠かせません。

区は、ハローワークや東京都福祉人材センター等の協力により、就職相談会等を開催し、区内事業者の新規介護従事者の確保に努めるとともに、新たに整備する介護施設等を対象として介護職員確保に向けた支援を充実します。また、区内介護事業所に勤務する非常勤職員の健康診断費用の一部助成を行い、介護従事者の処遇改善を図り、定着支援に取り組めます。

(3) 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、適切なケアマネジネントにより受給者が真に必要なサービスを見極め、事業者がルールに従って適切に提供することにより実現するものです。

区は、要介護認定の適正化（認定調査の点検等）、給付費通知の発出、医療情報との突合・縦覧点検、ケアプラン点検、住宅改修等の点検に取り組むとともに、区内介護保険サービス事業所の実地指導等を強化します。今後も「東京都介護給付適正化計画」を踏まえ、引き続きこれらの取組を行っていきます。

(4) 指導（実地指導・集団指導）の実施

区は、介護保険の適正な運営と介護保険サービスの質の向上を図ることを目的として、介護保険サービス事業所への指導を実施します。

指導は、法令等で定められた介護保険サービスの取り扱い、介護報酬請求等についての周知徹底を行うとともに、事故の未然防止や虐待防止、身体拘束禁止等に関する運営上の指導を行います。指導には、事業所を訪問して実地で面談等を行う「実地指導」と、指導内容に応じた事業者等を単位として講習等の方法により集団的に行う「集団指導」とがあります。

なお、地域密着型サービスの事業所については、開設後、全ての事業者を対象に定期的に実地指導を行い、質の高いサービス提供を確保していきます。また、東京都指定の介護サービス事業所については、定期的に実地指導を実施するほか、介護報酬の支払いや苦情相談の状況から早期の対応を要する事業所を対象に実地指導を行います。

(5) 地域密着型サービス事業者等の指定・支援

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を継続できるようにするための介護保険サービスであり、事業所の指定は区が行います。区は地域密着型サービス事業者が、条例等に照らし適正で、かつ、質の高いサービスを提供することができるよう、指定申請を行う前の計画段階から相談を受け、地域の実態に合った条例の運用に努めていきます。

また、小規模の通所介護事業所と介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービスの提供事業者について、平成28年度から区が事業所の指定をすることとなります。

認知症施策の充実や医療・介護連携による在宅医療の推進、在宅サービス基盤の整備などを着実に推進するため、地域密着型サービス事業者や介護予防・生活支援サービス提供業者等との情報交換等の機会を通して、サービスの質の向上に向けた支援を行います。

(6) 地域ケア会議の実施

「地域包括ケアシステム」の構築の過程においては、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、高齢者全体を地域で支える体制の整備を進めていく必要があります。

このため、医療・介護などの多職種と区の協働により、個別課題の蓄積から地域共通の課題を把握し、地域資源の開発をはじめとする課題解決に向けた地域づくりに取り組み、さらにそうした取組を事業化・施策化することによってサービス基盤を整備していく一連の流れとしての「地域ケア会議」を、地域包括支援センター（ケア24）単位や日常生活圏域（地域単位）、区全体（広域単位）で体系化して実施していきます。

(7) 高齢障害者のケアマネジメントの充実

高齢になった障害者が加齢による身体機能の低下に加え、個々の障害特性等を踏まえた支援が受けられるよう、研修等により障害者の特性やサービスを十分に理解したケアマネジャーを育成するとともに、障害者サービス等利用計画の作成が可能な相談支援専門員に対しては、介護保険制度に係る知識の向上によるケアマネジャーの資格取得を支援し、適切なケアマネジメントができる人材を研修等で育成していきます。

3 介護保険運営協議会の役割

杉並区介護保険運営協議会は、区民の幅広い意見を介護保険事業に反映させるため、区民、区議会議員、学識経験者、医師・歯科医師・薬剤師等保健医療関係者及び民生委員・介護保険サービス事業者等福祉関係者で構成し、介護保険事業計画、介護保険事業に係る相談・苦情、地域包括支援センター評価等について必要な審議を行い区に意見を述べます。

また、区民及び事業者は、介護保険運営協議会に対し介護保険事業に関する施策等について意見を申し出ることができる仕組みとなっています。

今後も、区は、介護保険運営協議会の意見を尊重し、適切な介護保険の運営を行っていきます。



資料編

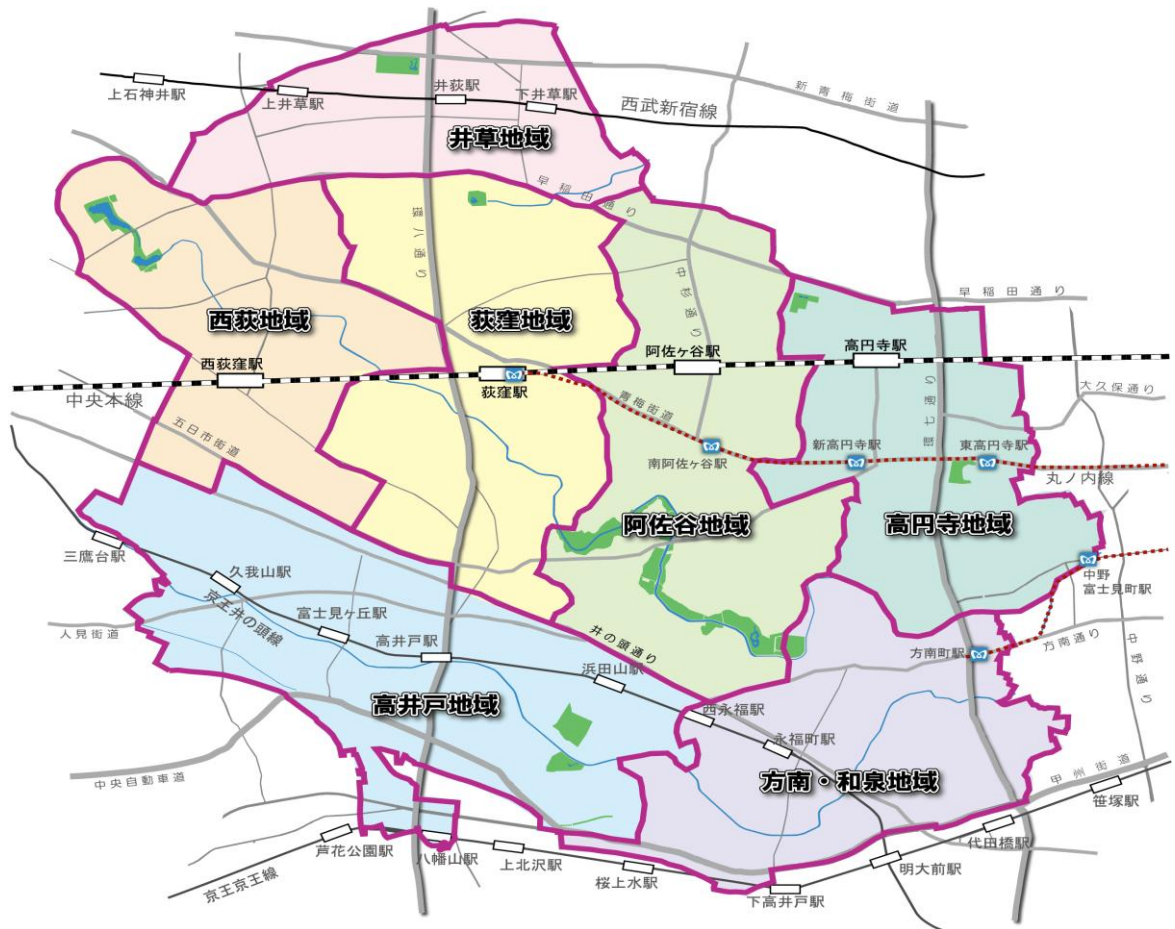
1 日常生活圏域について	
(1) 日常生活圏域の名称	7 3
(2) 日常生活圏域図	7 4
(3) 各圏域の現状	7 5
2 高齢者・要介護等認定者（居宅）の現状（高齢者実態調査の結果）	
(1) 世帯の状況	7 7
(2) 日中独居の状況	8 0
(3) 日常生活で希望する援助	8 1
(4) 介護が必要な場合に希望する居住形態	8 3
(5) 在宅生活のために必要だと思うサービス	8 5
(6) 要支援・要介護認定の状況	8 7
(7) 介護等の必要の有無	8 8
(8) 介護保険サービスの利用状況	8 9
(9) 介護保険料の負担感	9 3
(10) 介護保険料とサービスのあり方	9 4
(11) 介護者の現状	9 6
3 高齢者向け住まい・施設の概要	9 9
4 保険料額・保険料率の第5期計画との比較	1 0 1

1 日常生活圏域について

(1) 日常生活圏域の名称

圏域名称		担当の地域包括支援センター
井草地域	西武新宿線を中軸とする圏域	ケア24上井草 ケア24下井草
西荻地域	中央線西荻窪駅を核とする圏域	ケア24善福寺 ケア24上荻 ケア24西荻
荻窪地域	中央線荻窪駅を核とする圏域	ケア24清水 ケア24荻窪 ケア24南荻窪
阿佐谷地域	中央線阿佐ヶ谷駅を核とする圏域	ケア24阿佐谷 ケア24成田 ケア24松ノ木
高円寺地域	中央線高円寺駅を核とする圏域	ケア24高円寺 ケア24梅里 ケア24和田
高井戸地域	京王井の頭線を中軸とする西部圏域	ケア24久我山 ケア24高井戸 ケア24浜田山
方南・和泉地域	京王井の頭線を中軸とする東部圏域	ケア24堀ノ内 ケア24永福 ケア24方南

(2) 日常生活圏域図



(3) 各圏域の現状

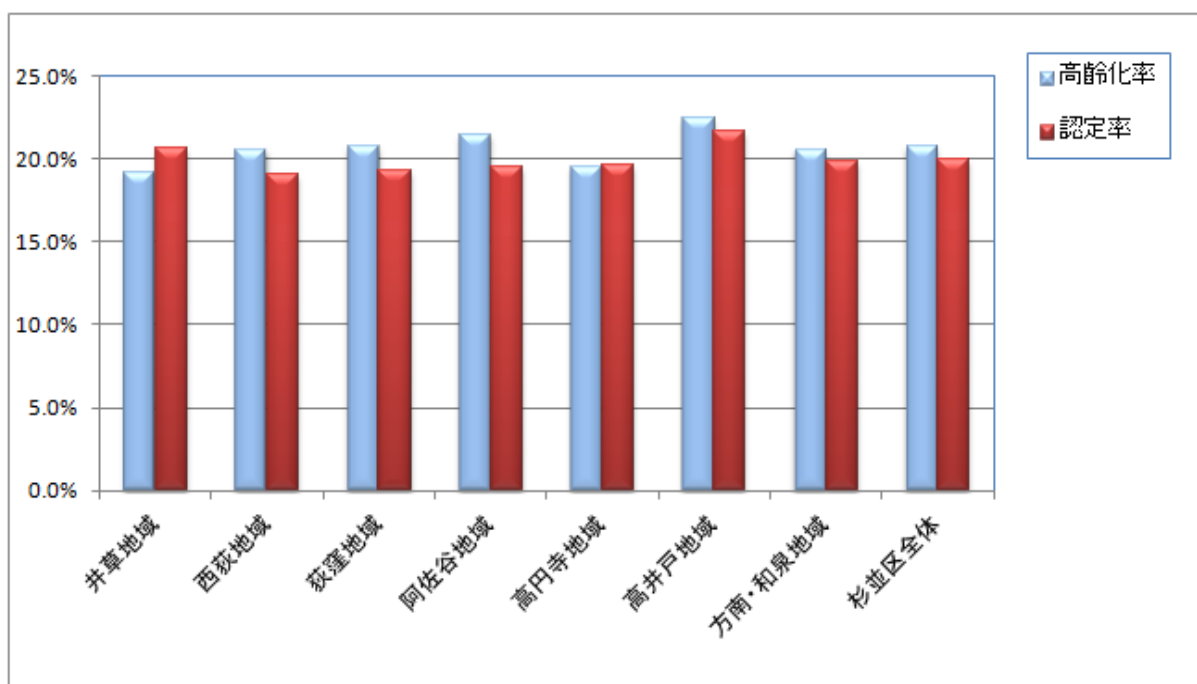
① 高齢者人口と要介護等認定者数

地域名	人口 (人)	高齢者数 (人)	高齢化率	前期 高齢者数 (人)	後期 高齢者数 (人)	要介護等 認定者数 (人)	認定率
井草地域	46,064	8,807	19.1%	4,307	4,500	1,818	20.6%
西荻地域	72,842	14,934	20.5%	7,476	7,458	2,859	19.1%
荻窪地域	88,653	18,354	20.7%	8,896	9,458	3,549	19.3%
阿佐谷地域	92,430	19,737	21.4%	9,870	9,867	3,850	19.5%
高円寺地域	87,651	17,052	19.5%	8,539	8,513	3,341	19.6%
高井戸地域	87,305	19,546	22.4%	9,339	10,207	4,246	21.7%
方南・和泉地域	70,265	14,433	20.5%	7,245	7,188	2,862	19.8%
杉並区全体	545,210	112,863	20.7%	55,672	57,191	22,525	20.0%

注1 各地域とも平成26年4月1日現在の数値です。

注2 各地域の認定者の合計は、直前の異動情報が反映されていないため、実際の要介護等認定者数と異なります。

地域別高齢化率と認定率



地域別の高齢化率（高齢者数／人口）及び要介護等認定者の認定率（認定者数／高齢者数）をみると、高井戸地域がともに20%を超えていますが、地域内にある大規模な高齢者施設の影響と思われます。

② 主な介護施設等の整備状況

地域名	地域密着型サービス					ショートステイ	特別養護老人ホーム	老人保健施設
	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型デイサービス	夜間対応型訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問看護介護			
井草地域	5所 (90人)	1所 (25人)	3所 (46人)		1所	2所 (21人)	1所 (75人)	
西荻地域	4所 (81人)		3所 (34人)			3所 (59人)	1所 (30人)	1所 (112人)
荻窪地域	1所 (9人)		3所 (34人)	1所	1所	2所 (24人)	2所 (120人)	
阿佐谷地域	2所 (33人)		5所 (84人)	1所	1所	1所 (10人)	1所 (40人)	
高円寺地域	2所 (27人)		3所 (31人)			5所 (73人)	4所 (361人)	1所 (100人)
高井戸地域	3所 (52人)	1所 (25人)	2所 (36人)			4所 (39人)	4所 (649人)	1所 (100人)
方南・和泉地域	3所 (45人)	1所 (25人)	3所 (36人)			2所 (13人)	1所 (60人)	1所 (106人)
計	20所 (337人)	3所 (75人)	22所 (301人)	2所	3所	19所 (239人)	14所 (1,335人)	4所 (418人)

注 数値は平成27年3月見込の事業所数 ()内は利用定員

2 高齢者・要介護等認定者（居宅）の現状（高齢者実態調査の結果）

計画策定の基礎資料を得ることを目的として、平成25年度に「杉並区高齢者実態調査」（地域包括ケアモデル実態調査、日常生活圏域ニーズ調査、介護保険に関する調査）を実施しました。調査結果の概要は次のとおりです。

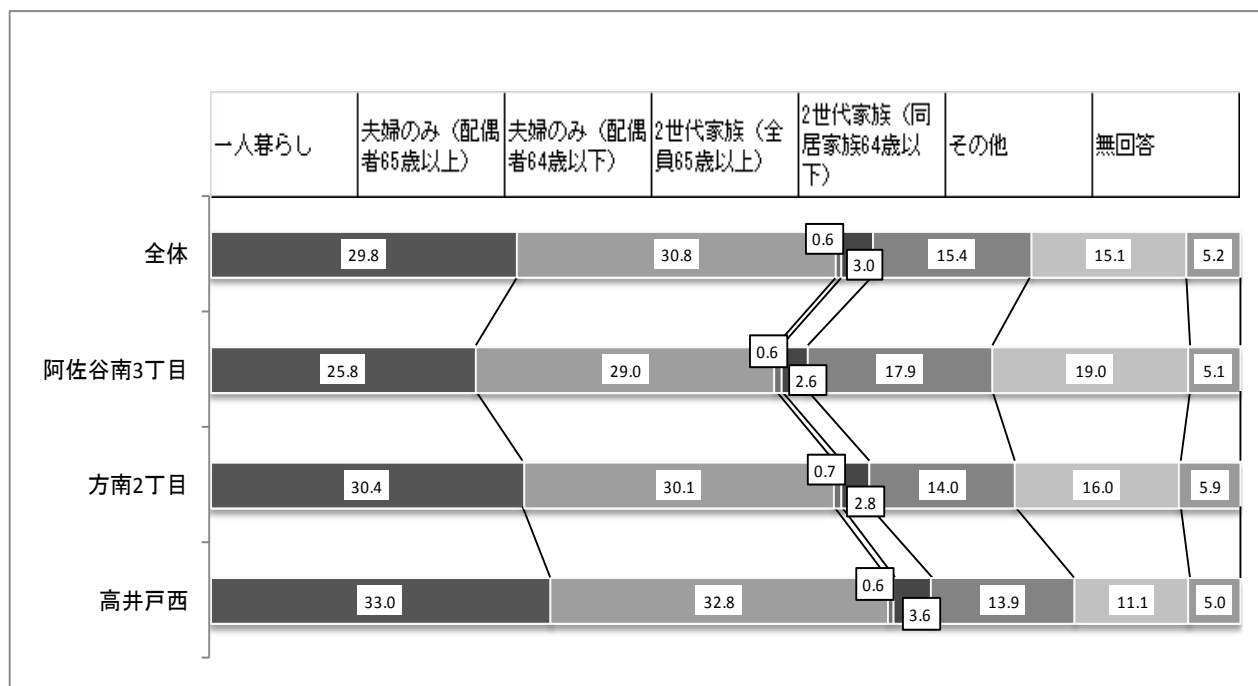
●調査の種類・対象者・回収結果

調査種類	対象者の条件	対象者数	回収数	回収率	
地域包括ケアモデル実態調査	高井戸、成田、方南地域で、医療・介護サービス、インフォーマルサービス等が集積している右記の地区に居住する75歳以上の区民 ○高井戸西1丁目（ただし、高井戸西1-12浴風会を除く） ○高井戸西2丁目5番1号～3号 ○阿佐谷南3丁目 ○方南2丁目	1,921名	1,279件	66.6%	
日常生活圏域ニーズ調査	①要支援・要介護認定を受けていない第1号被保険者	7地域別に無作為抽出	2,000名	1,426件	71.3%
	②要支援1・2の認定を受けた第1号被保険者	7地域別に無作為抽出	2,000名	1,450件	72.5%
介護保険に関する調査	要介護認定者のうち、施設サービス受給者を除いた第1号被保険者	7地域別、要介護度別に無作為抽出	2,000名	1,187件	59.4%

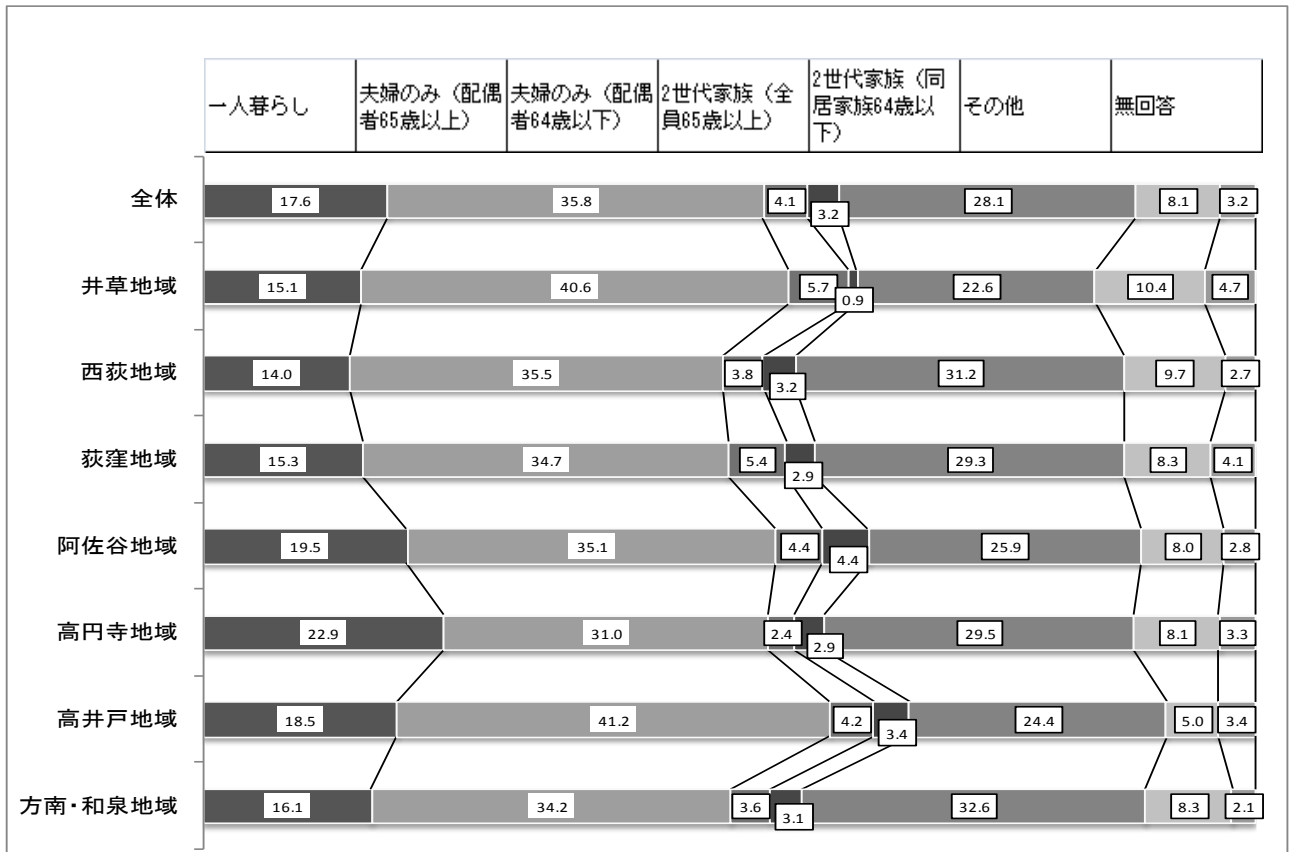
※「介護保険に関する調査」回収数のうち、在宅及び6ヶ月未満の入院者である（822名）が集計対象。

（1）世帯の状況

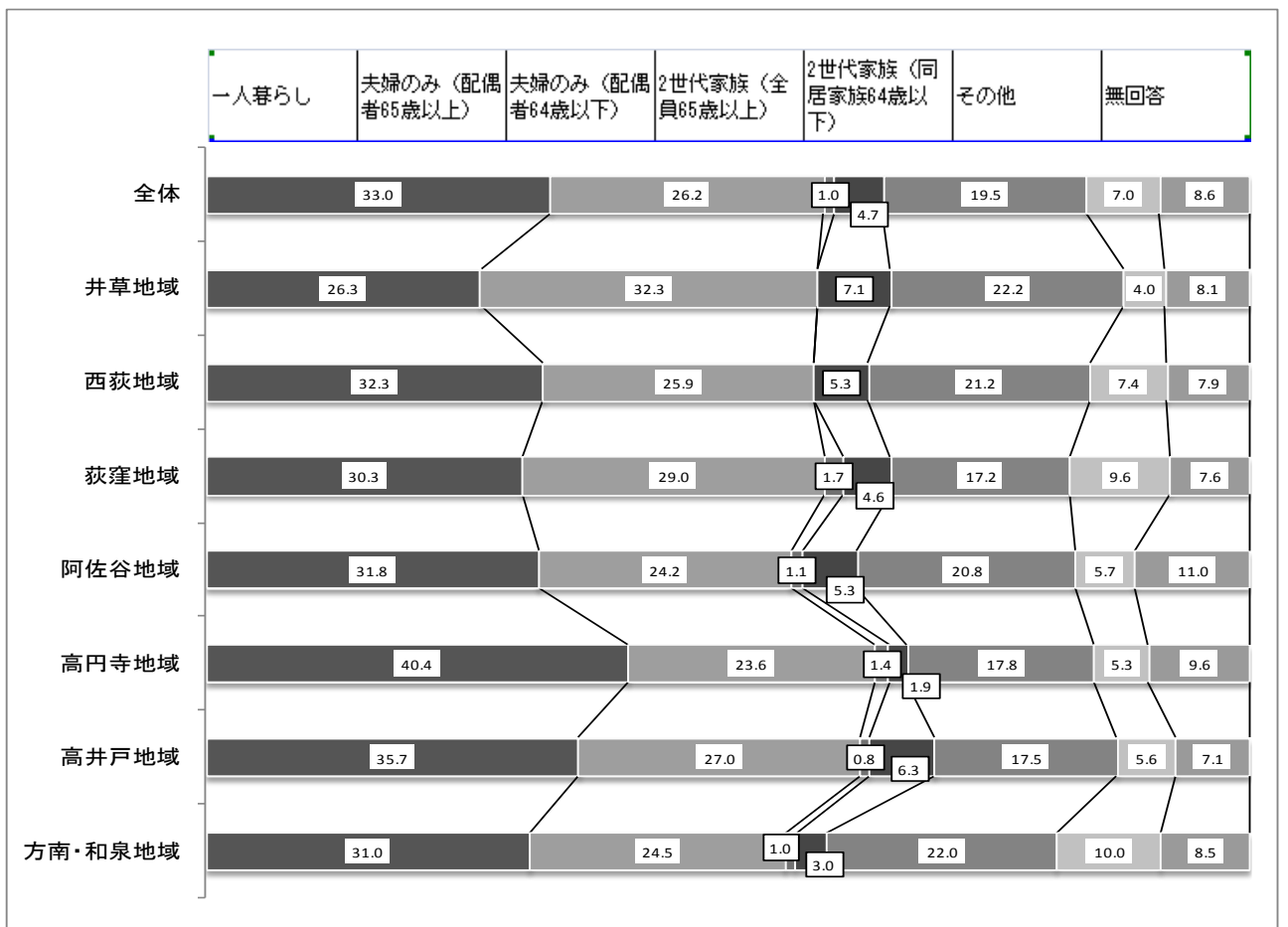
●地域包括ケアモデル実態調査



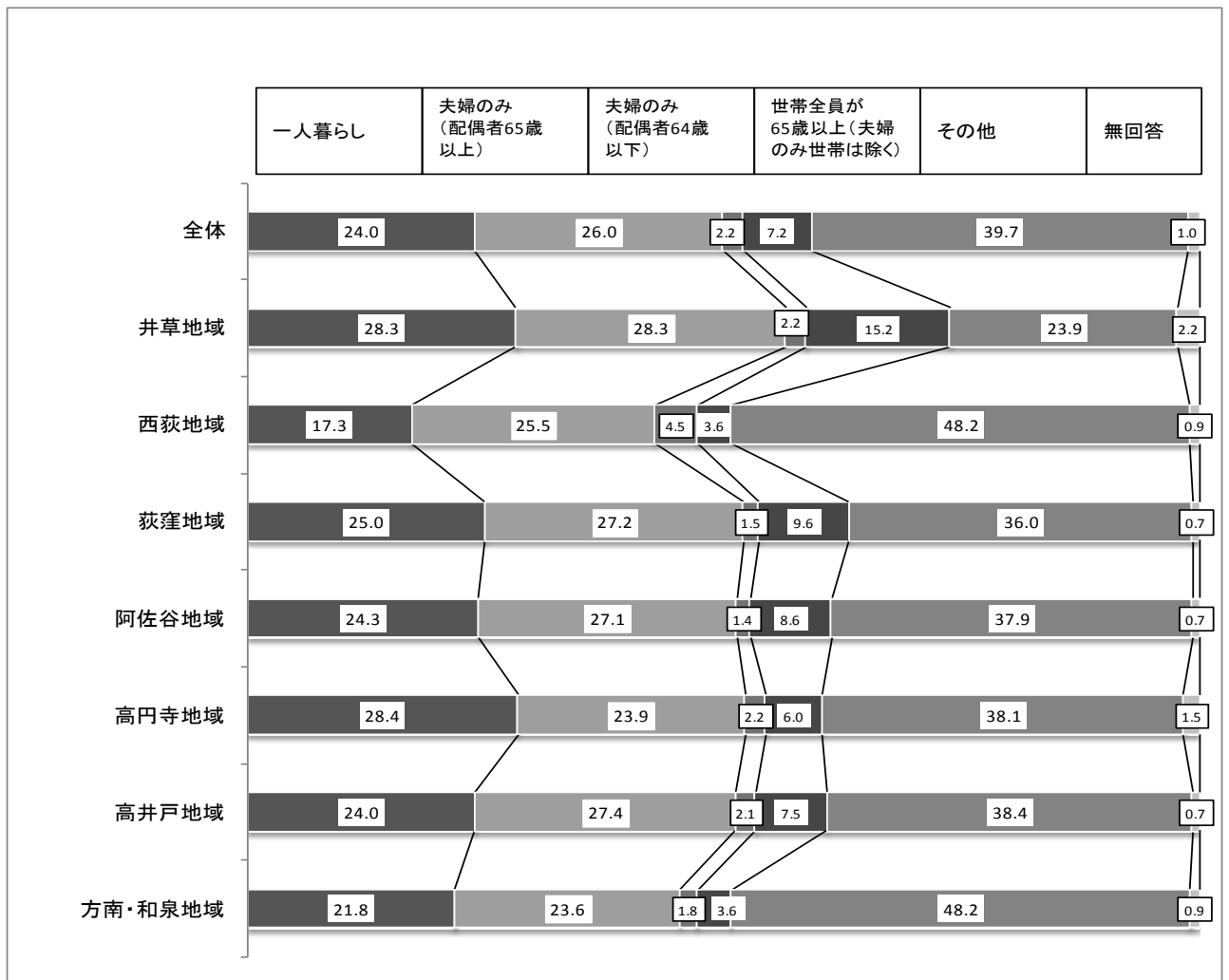
●日常生活圏ニーズ調査（要支援・要介護認定を受けていない方）



●日常生活圏ニーズ調査（要支援1・2の方）



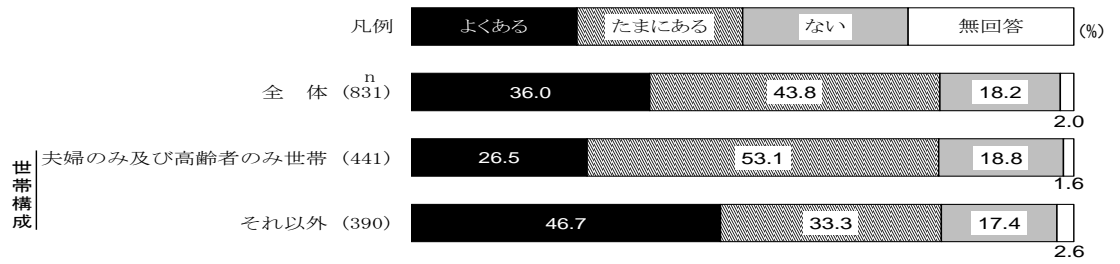
●介護保険に関する調査



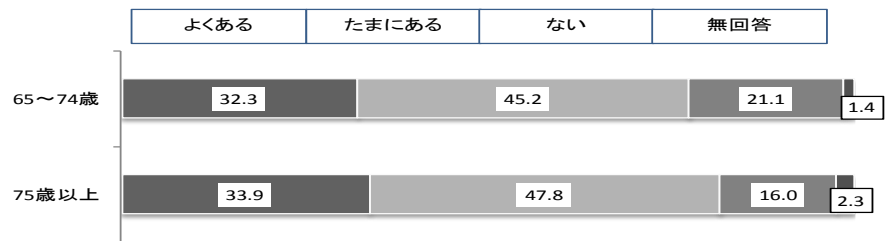
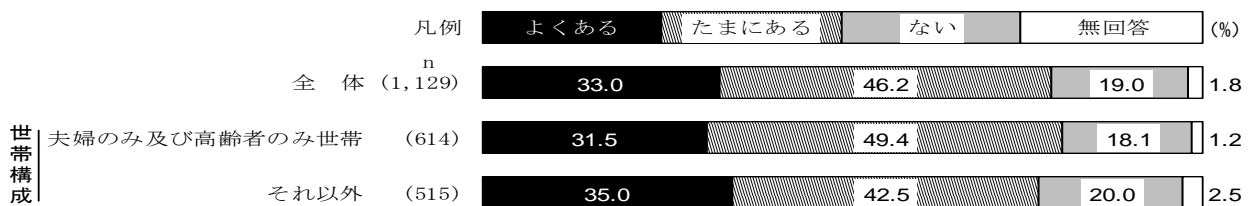
(2) 日中独居の状況

一人暮らし以外の方で、日中ひとりになることがあるか

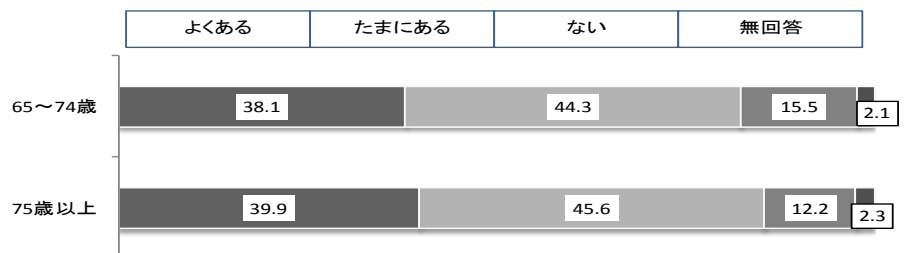
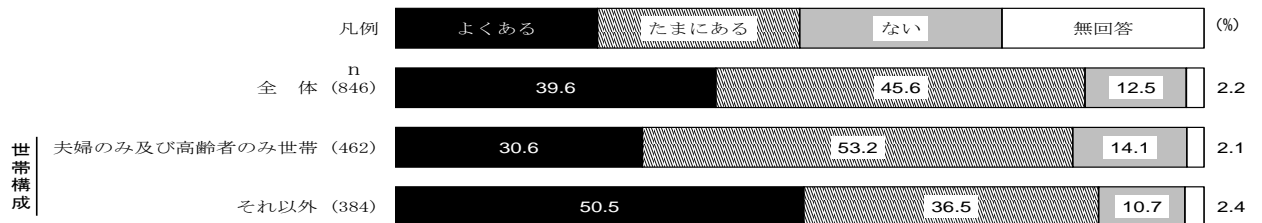
●地域包括ケアモデル実態調査



●日常生活圏域ニーズ調査（要支援・要介護認定を受けていない方）



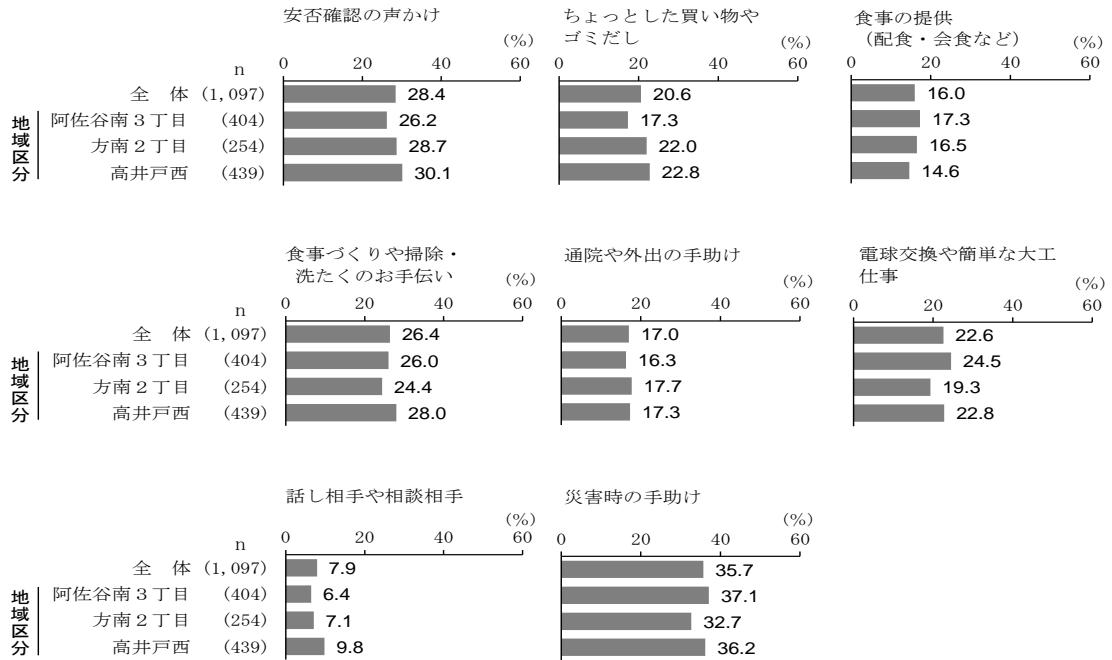
●日常生活圏域ニーズ調査（要支援1・2の方）



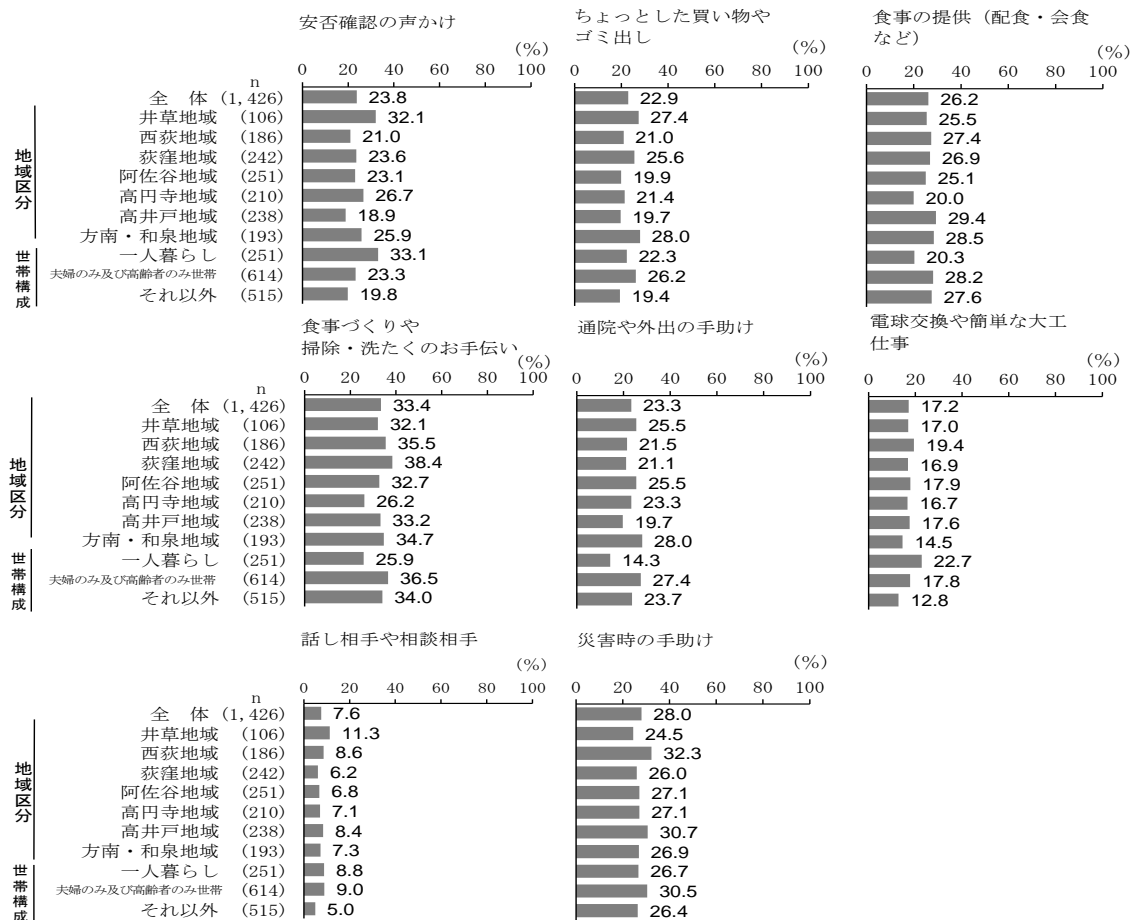
(3) 日常生活で希望する援助

日常生活で手助けが必要になった場合、どんな手助けをしてほしいか (複数回答可)

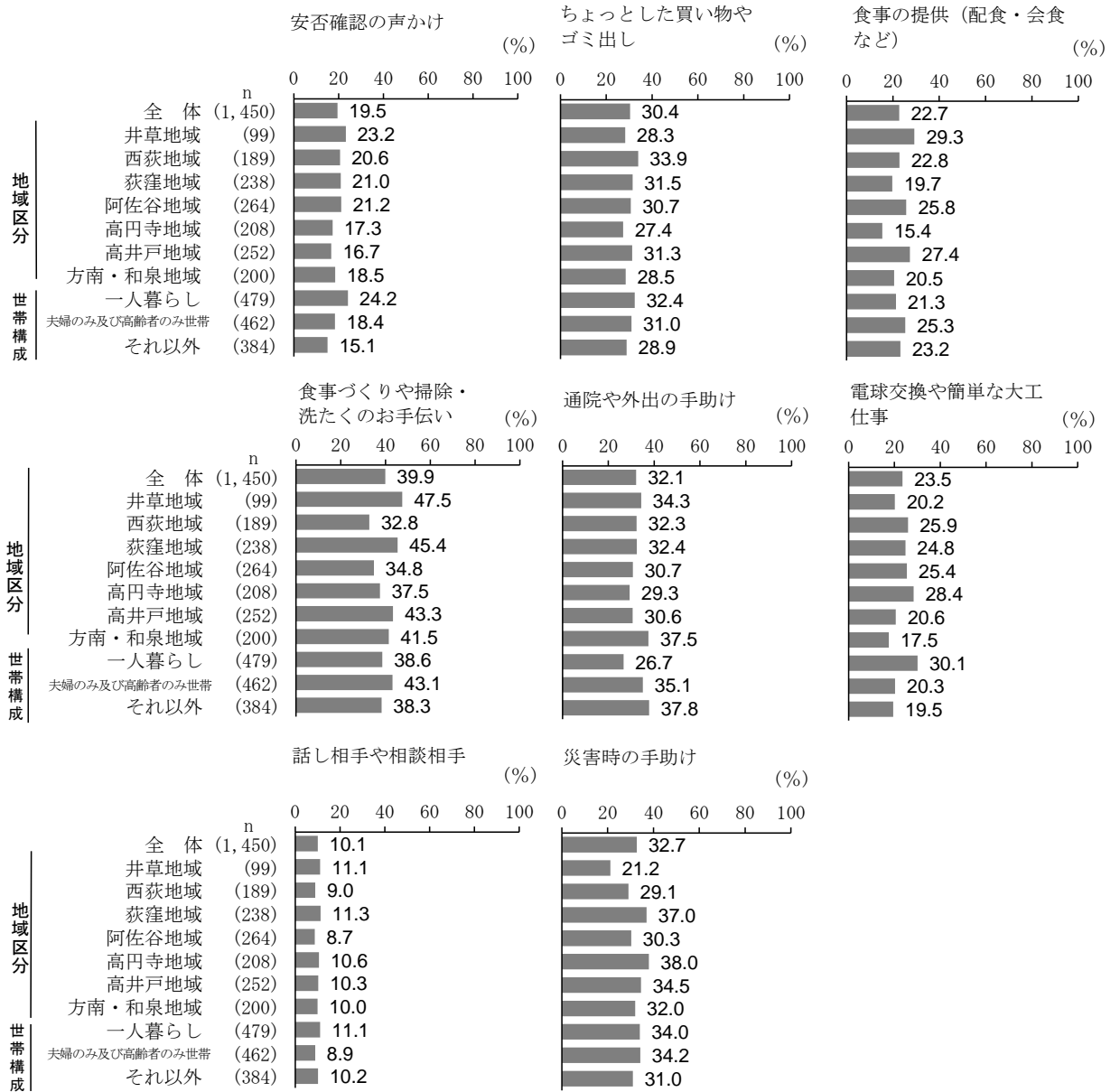
●地域包括ケアモデル実態調査



●日常生活圏域ニーズ調査 (要支援・要介護認定を受けていない方)

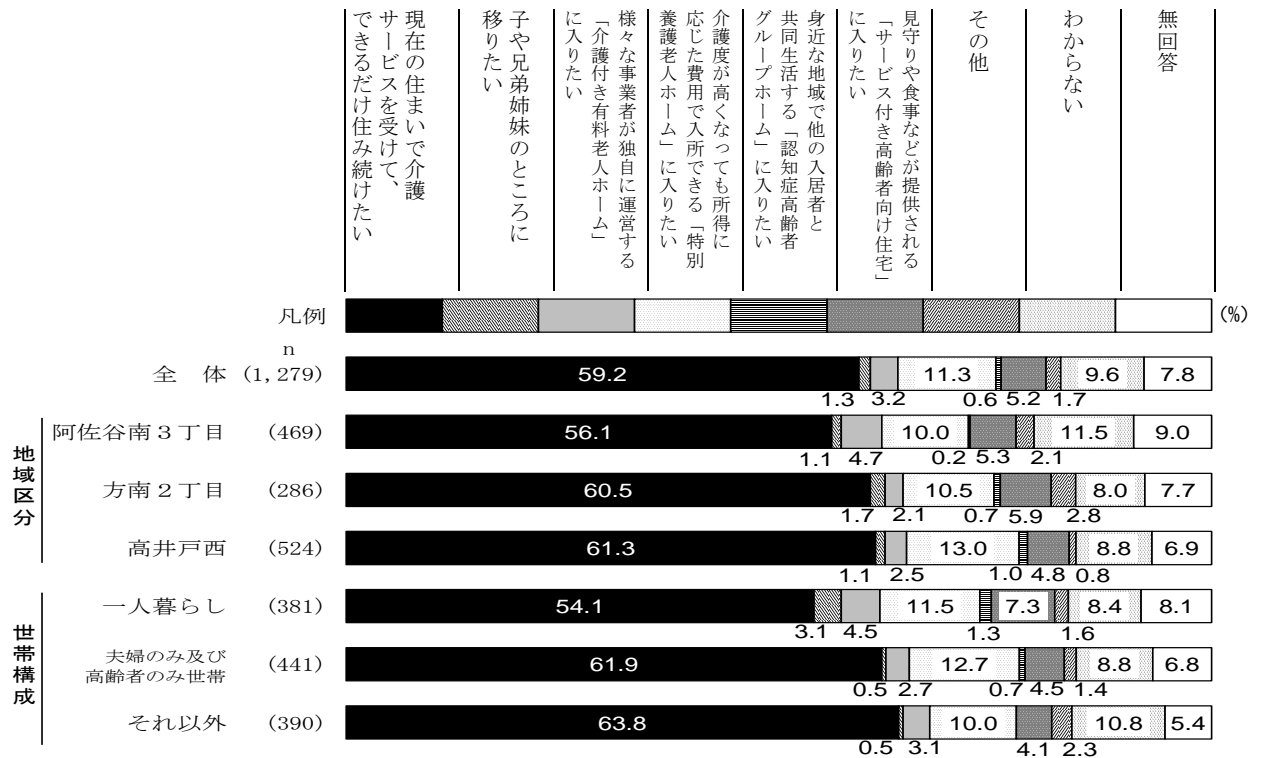


●日常生活圏域ニーズ調査（要支援1・2の方）

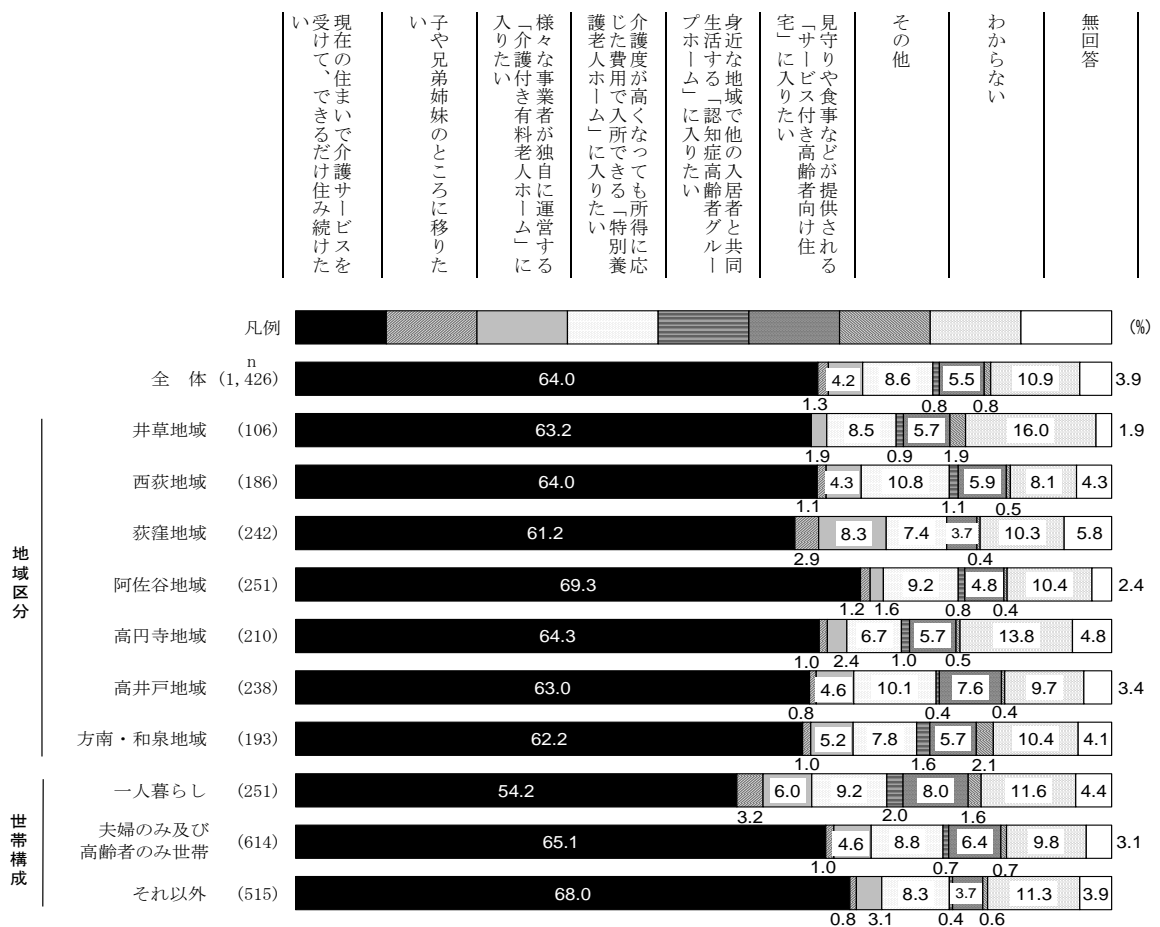


(4) 介護が必要な場合に希望する居住形態

●地域包括ケアモデル実態調査

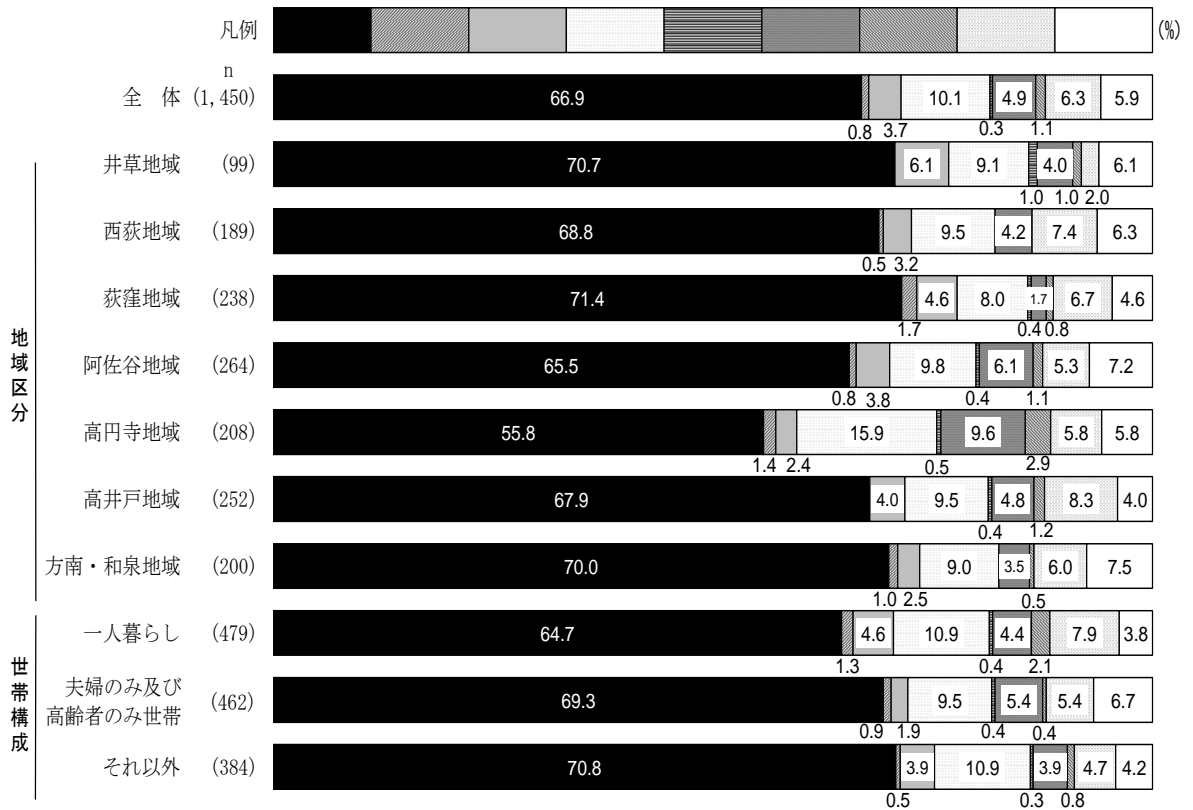


●日常生活圏域ニーズ調査（要支援・要介護認定を受けていない方）



●日常生活圏ニーズ調査（要支援1・2の方）

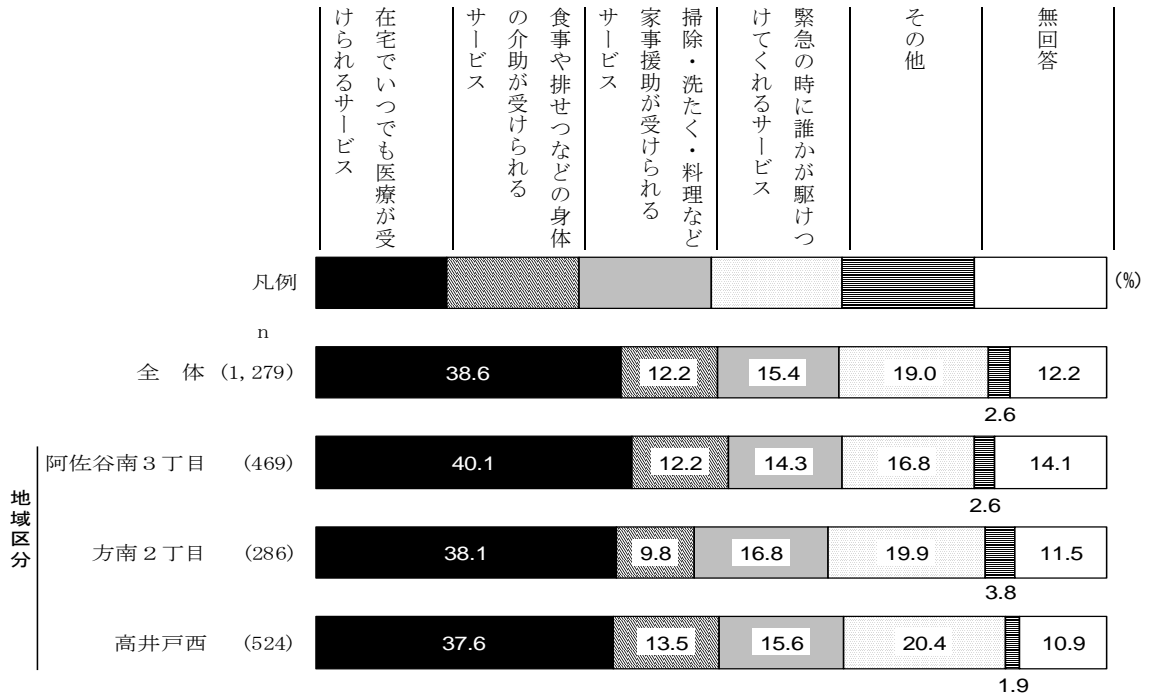
無回答	わからない	その他	見守りや食事などが提供される「サービス付き高齢者向け住宅」に入りたい	身近な地域で他の入居者と共同生活する「認知症高齢者グループホーム」に入りたい	介護度が高くなっても所得に応じた費用で入所できる「特別養護老人ホーム」に入りたい	様々な事業者が独自に運営する「介護付き有料老人ホーム」に入りたい	子や兄弟姉妹のところに移りたい	現在の住まいで介護サービスを受けて、できるだけ住み続けたい
-----	-------	-----	------------------------------------	--	--	----------------------------------	-----------------	-------------------------------



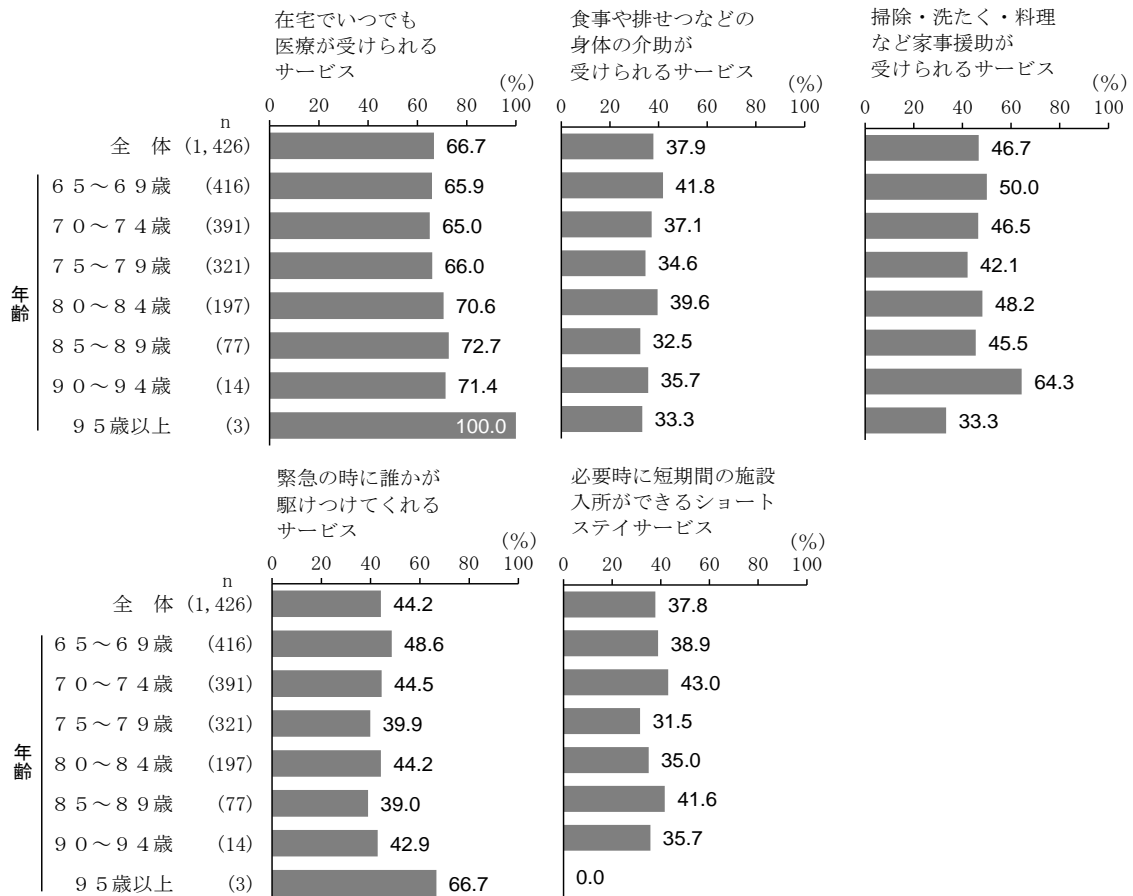
(5) 在宅生活のために必要だと思うサービス

できるだけ自宅に住み続けるために必要だと思うサービスは何か (複数回答可)

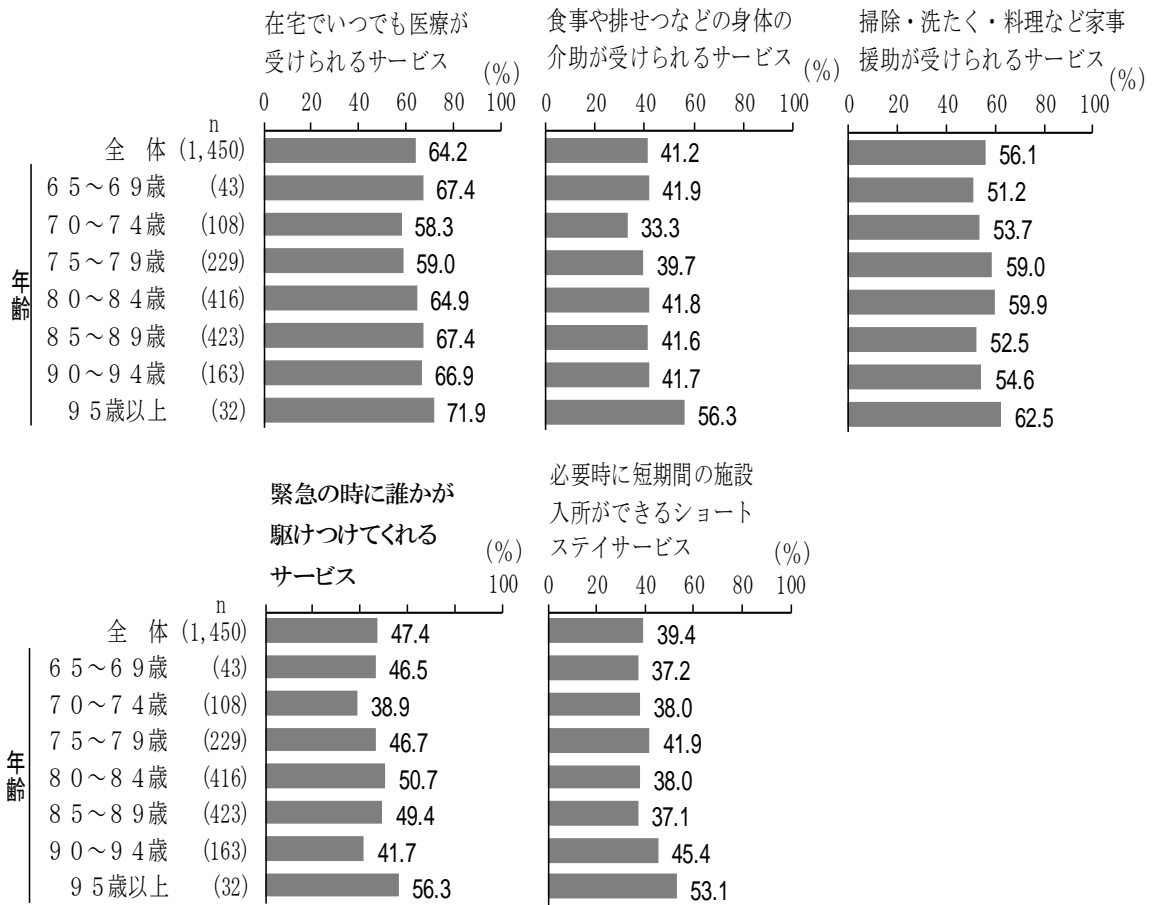
●地域包括ケアモデル実態調査



●日常生活圏域ニーズ調査 (要支援・要介護認定を受けていない方)



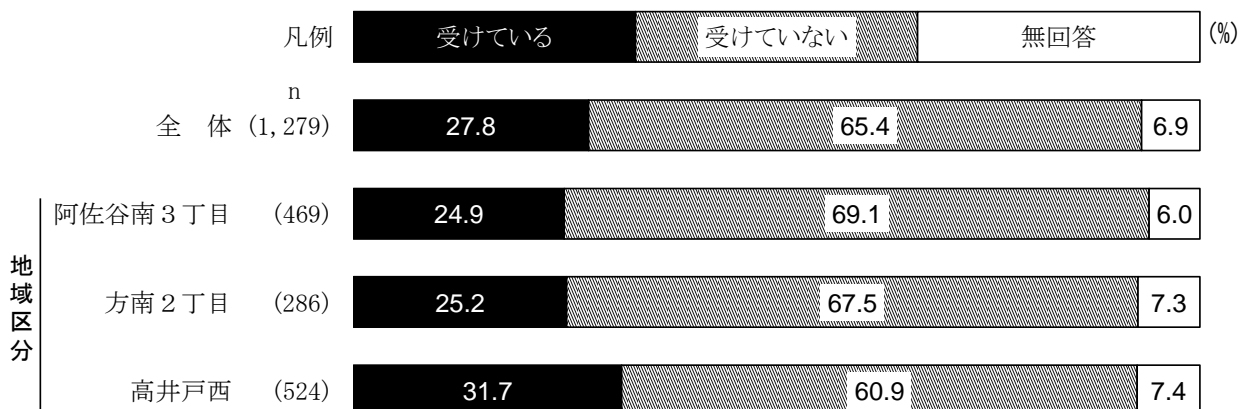
●日常生活圏域ニーズ調査（要支援1・2の方）



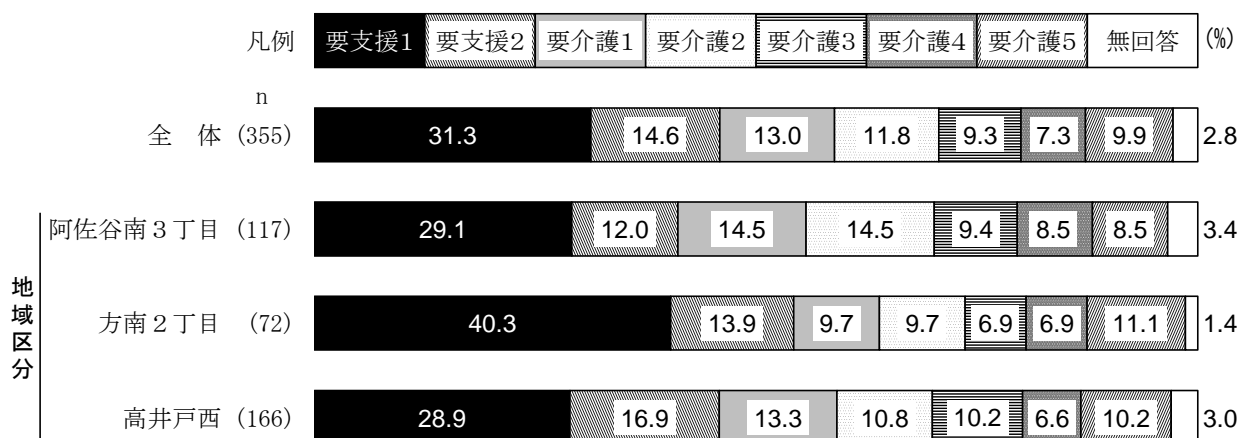
(6) 要支援・要介護認定の状況

要支援、要介護認定を受けているか

●地域包括ケアモデル実態調査



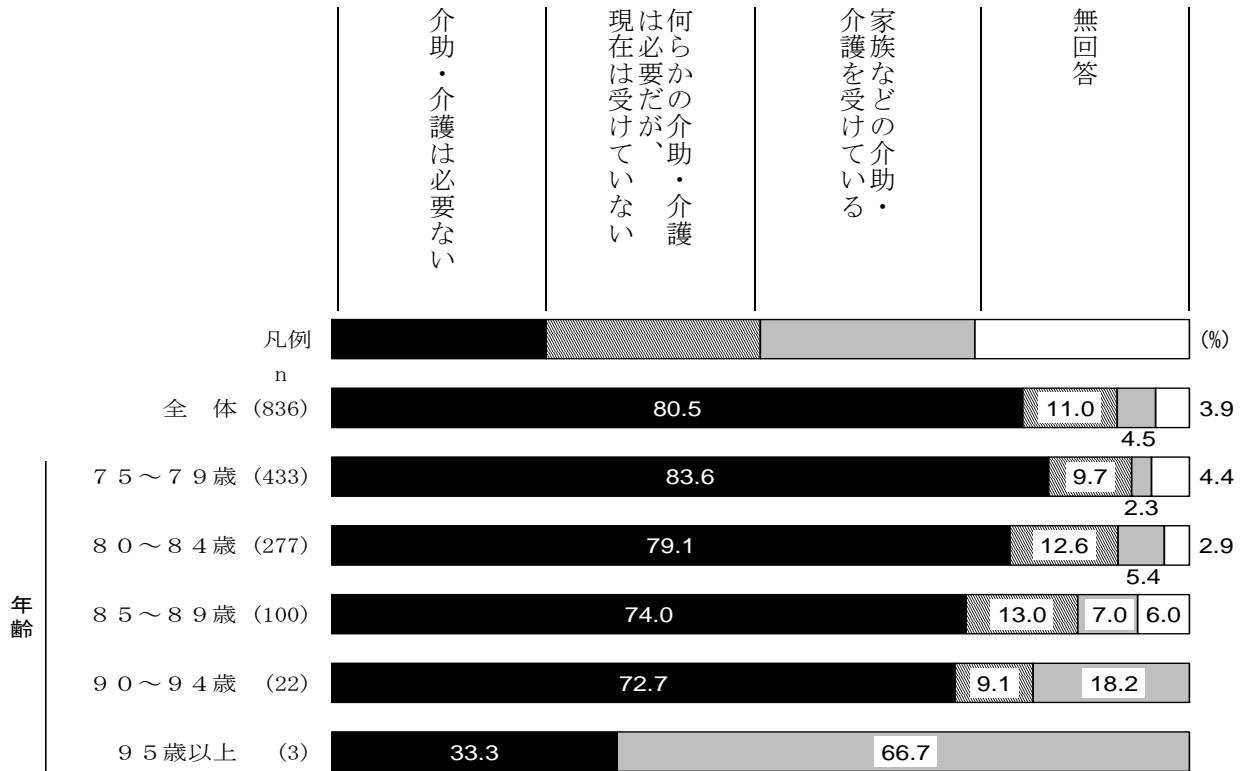
・受けている方の要支援、要介護度



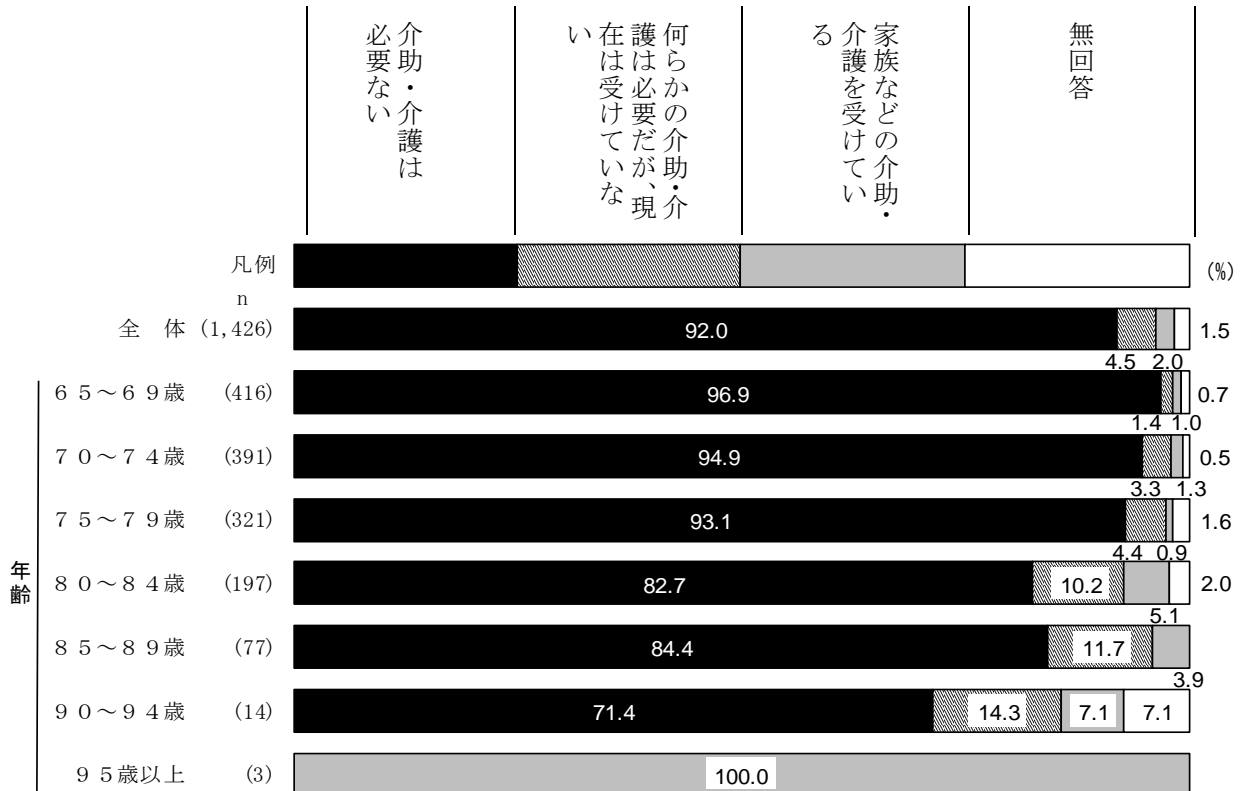
(7) 介護等の必要の有無

要支援、要介護認定を受けていない場合で、普段どなたかの介助、介護が必要か

●地域包括ケアモデル実態調査



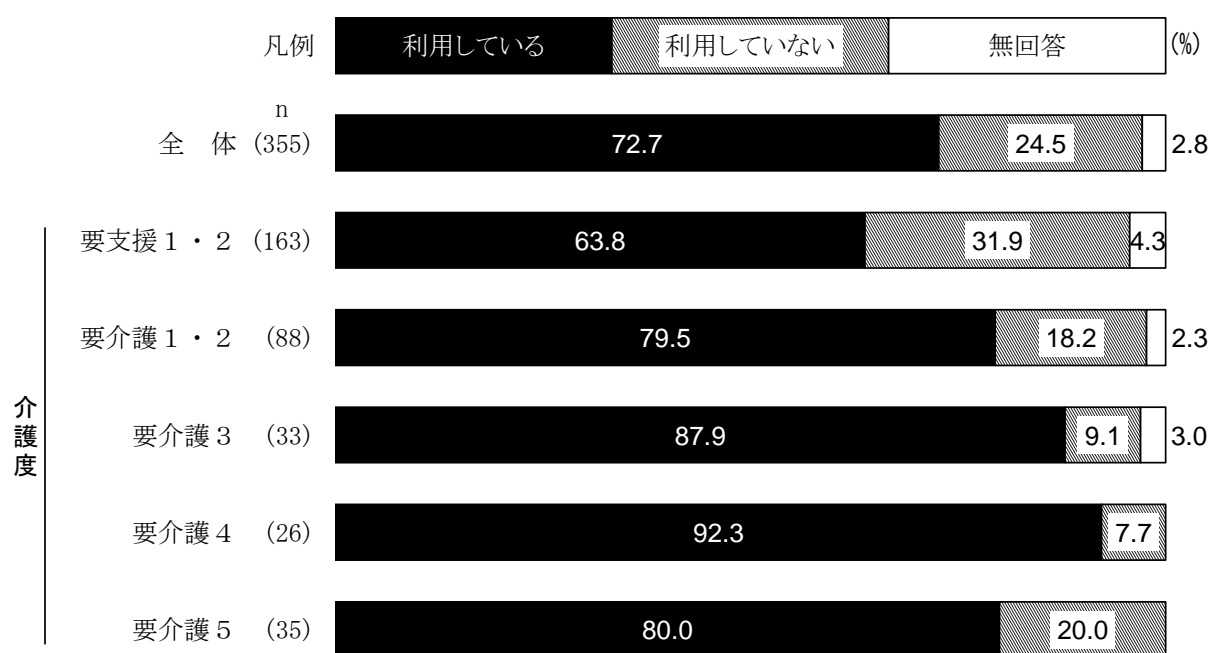
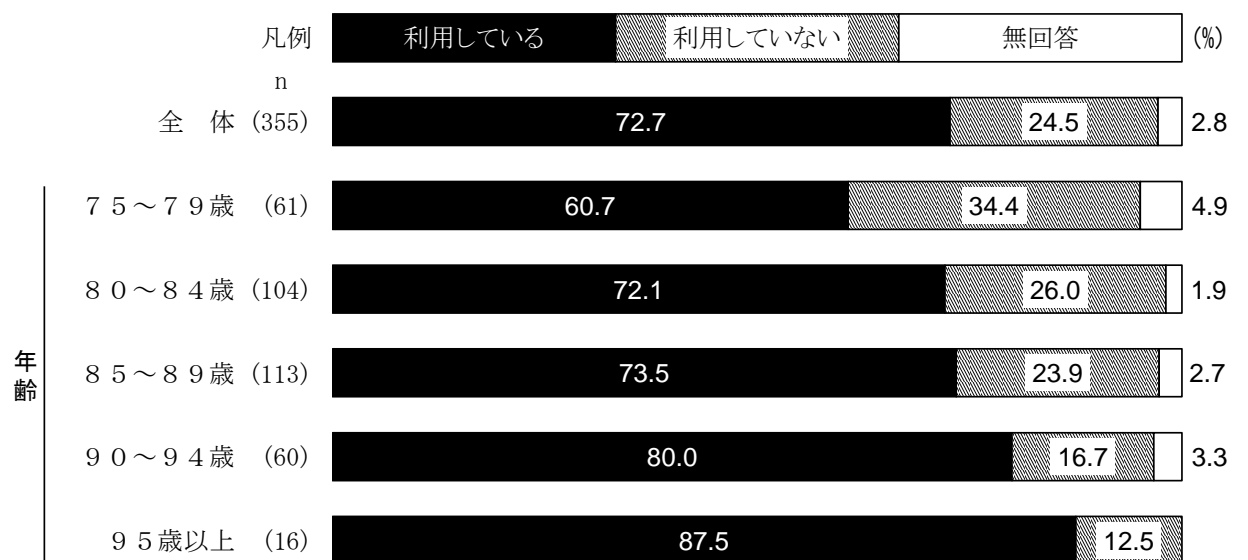
●日常生活圏域ニーズ調査（要支援・要介護認定を受けていない方）



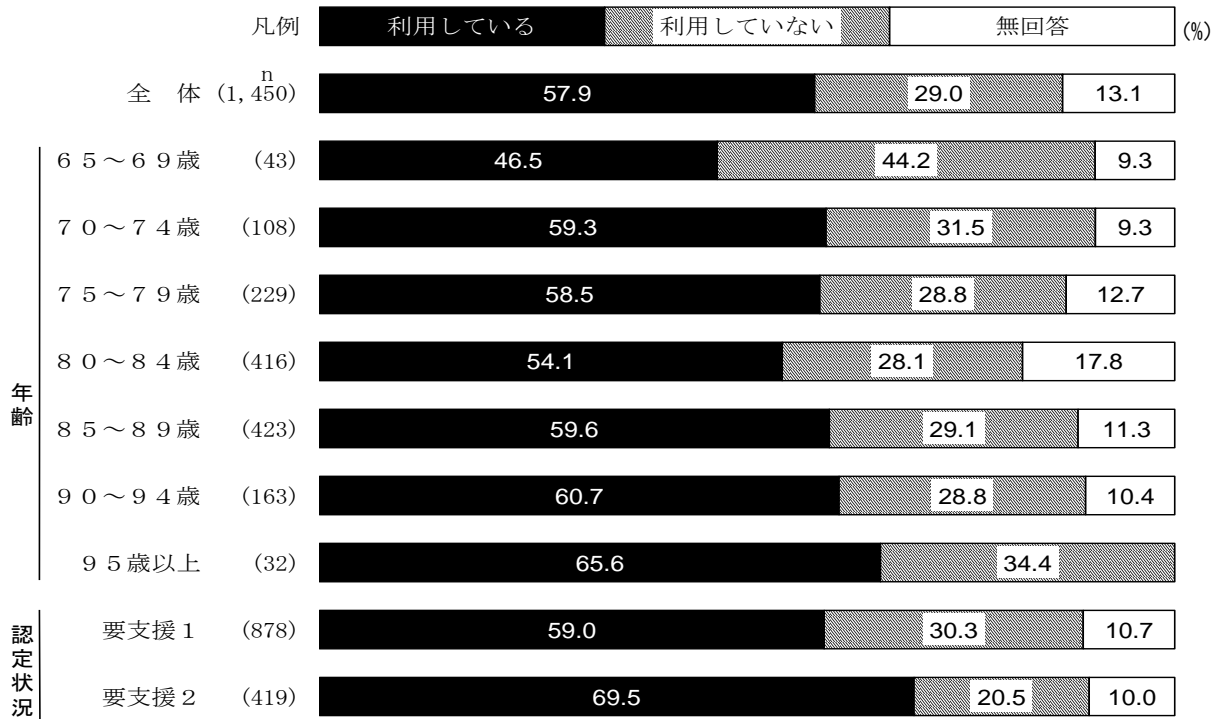
(8) 介護保険サービスの利用状況

要支援、要介護認定を受けている方の、介護保険サービス利用の有無

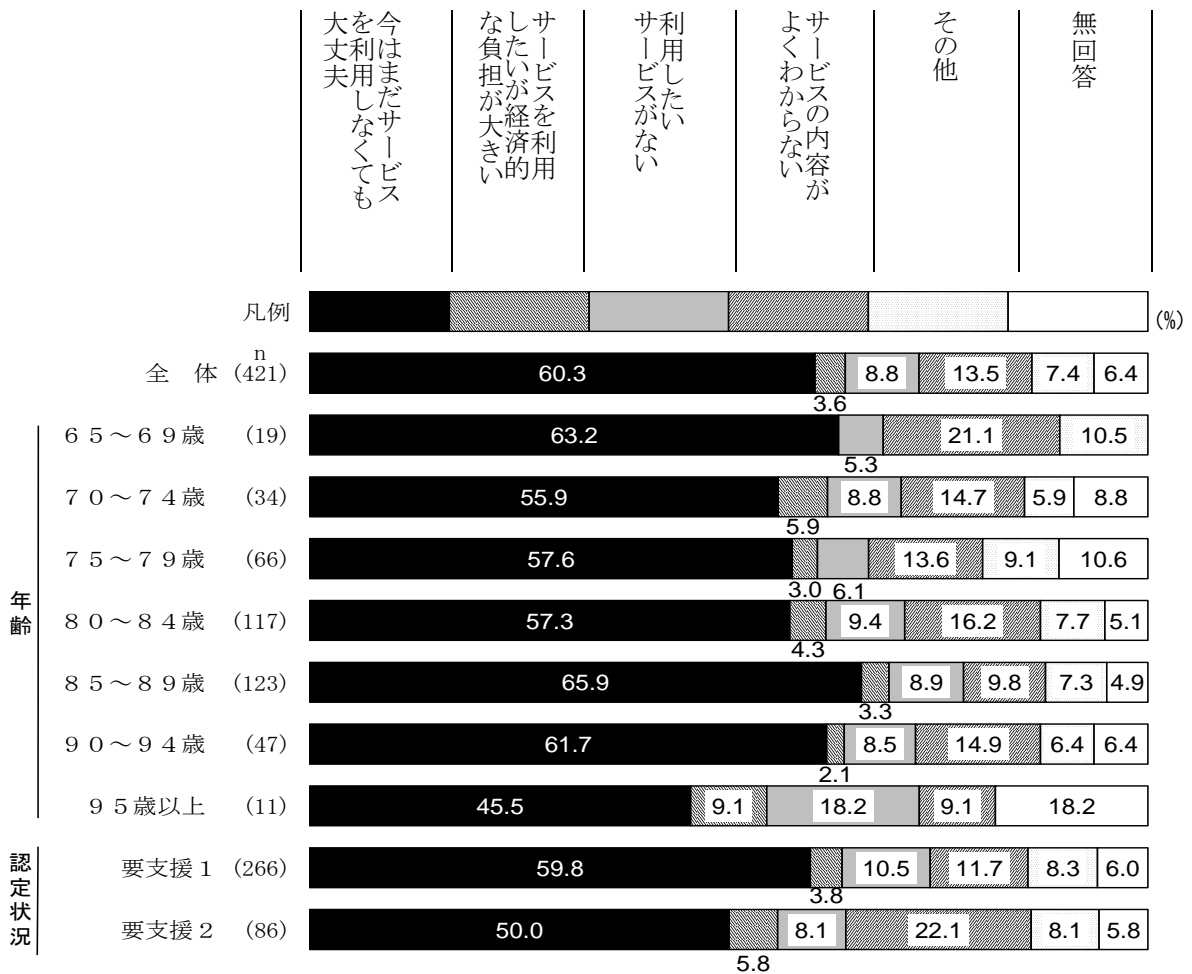
●地域包括ケアモデル実態調査



●日常生活圏ニーズ調査（要支援1・2の方）

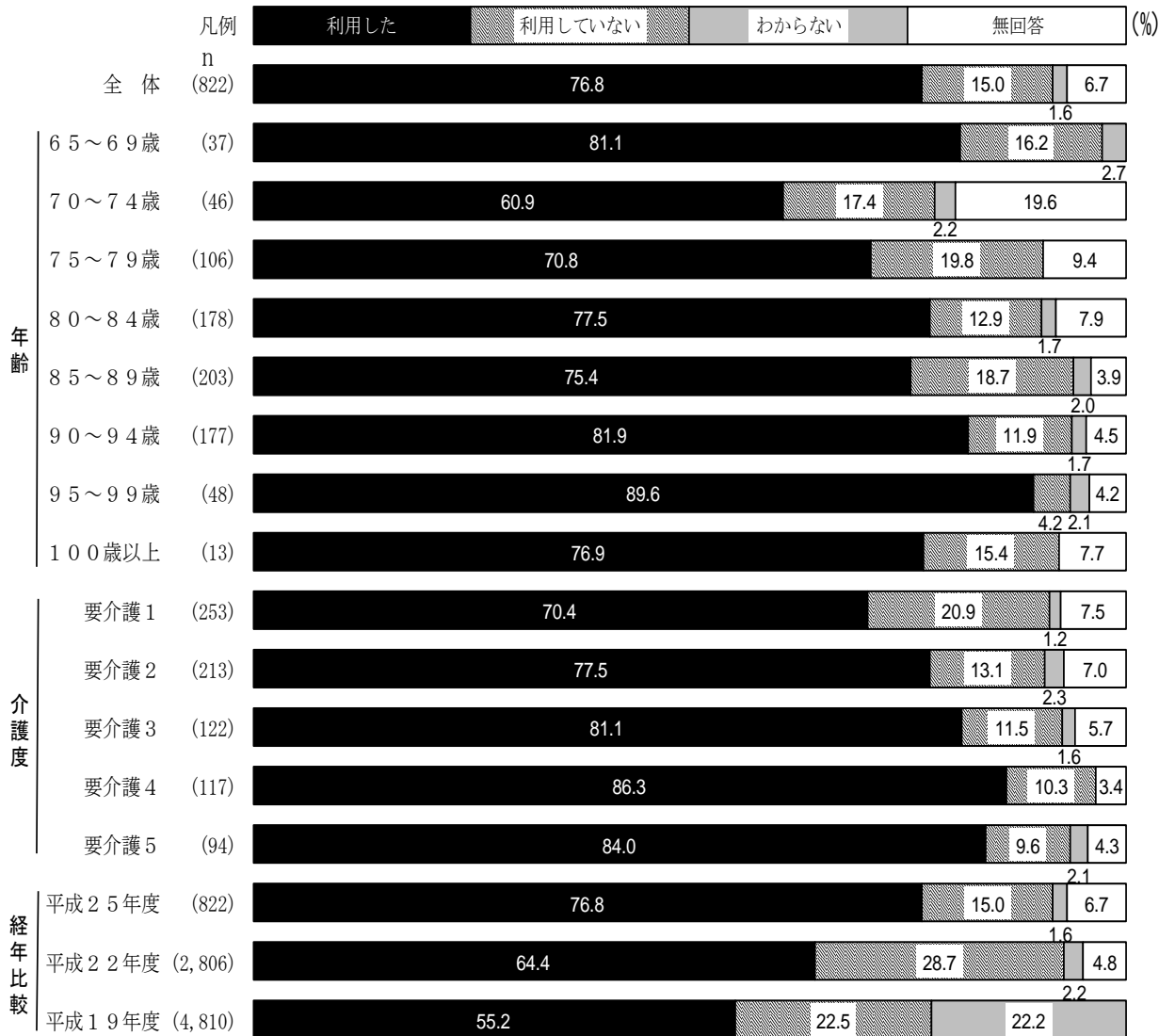


・「利用していない」と回答した方の理由

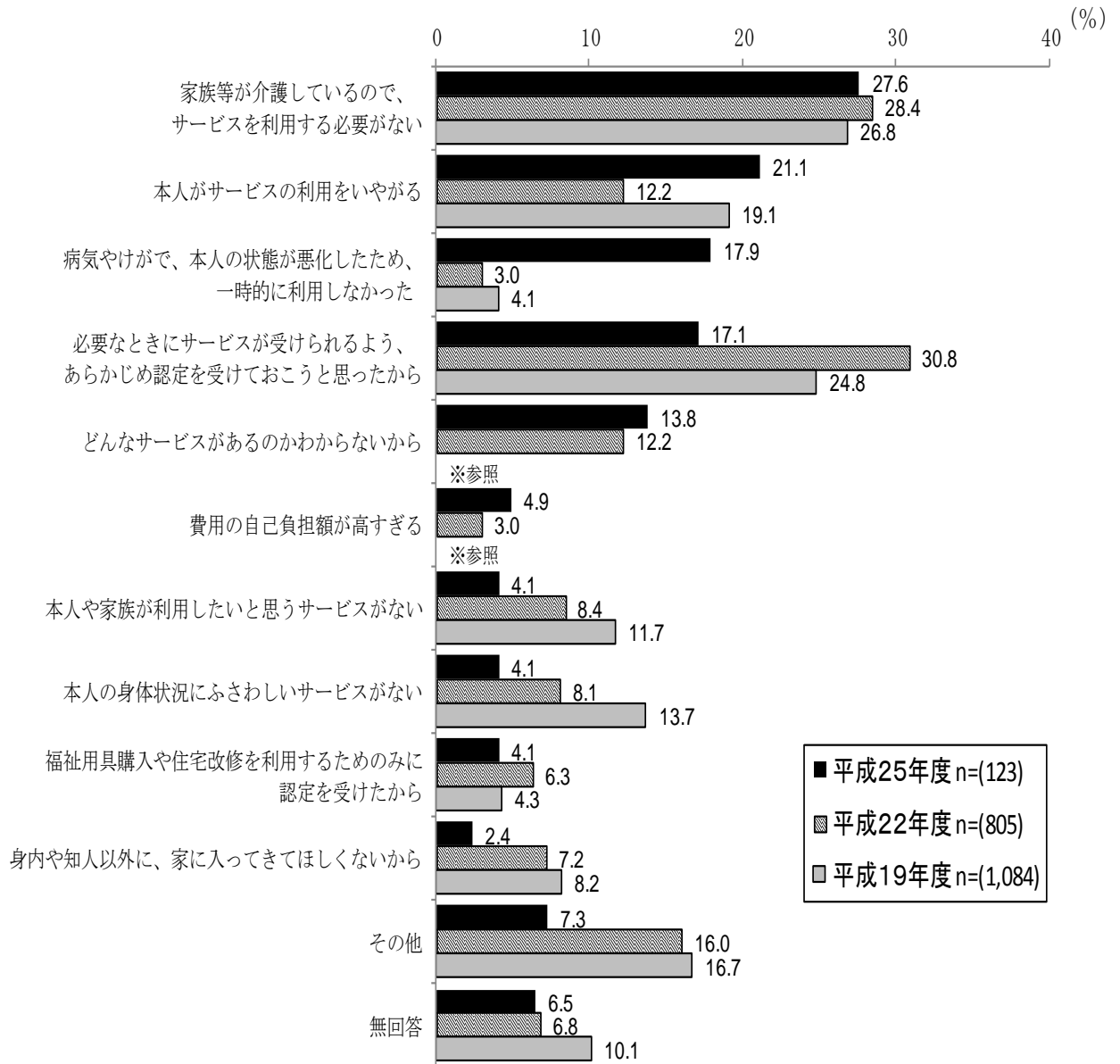


●介護保険に関する調査

・平成25年8月中に、介護保険サービスを利用したか



・ 「利用しなかった」と回答した方の理由 (複数回答可)

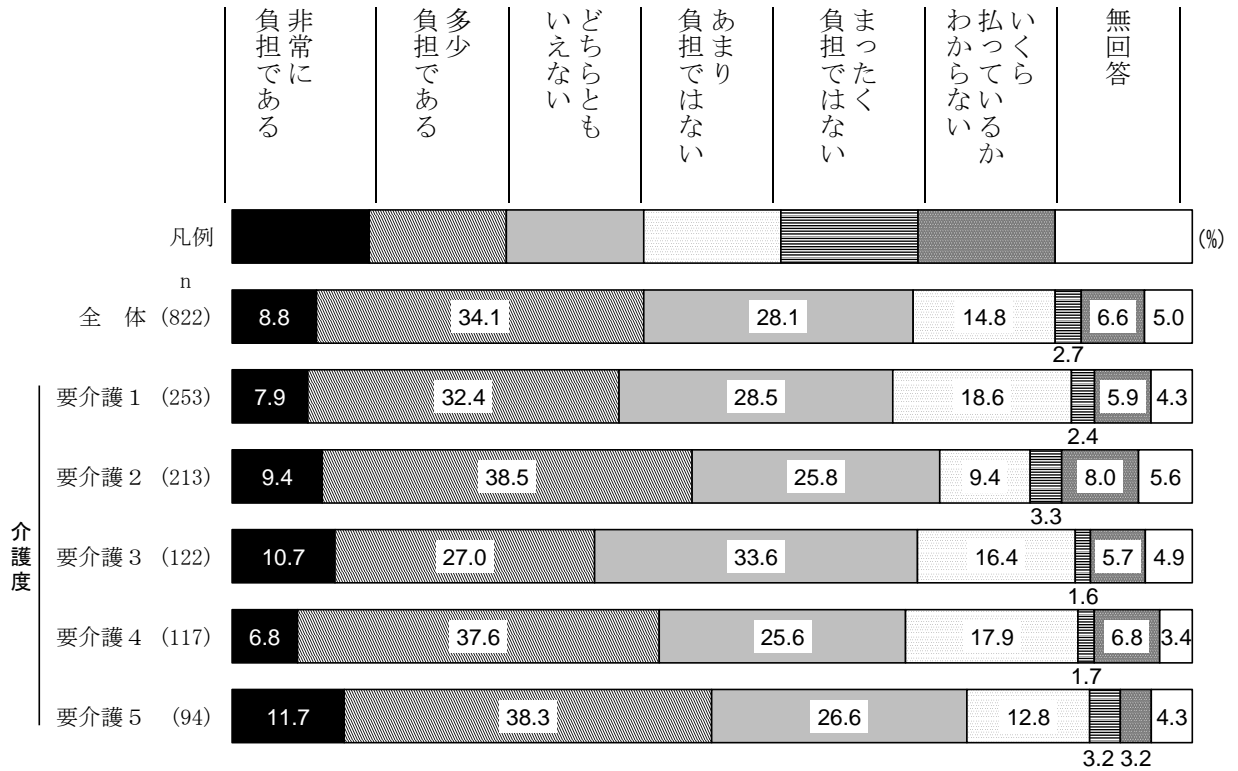


(9) 介護保険料の負担感

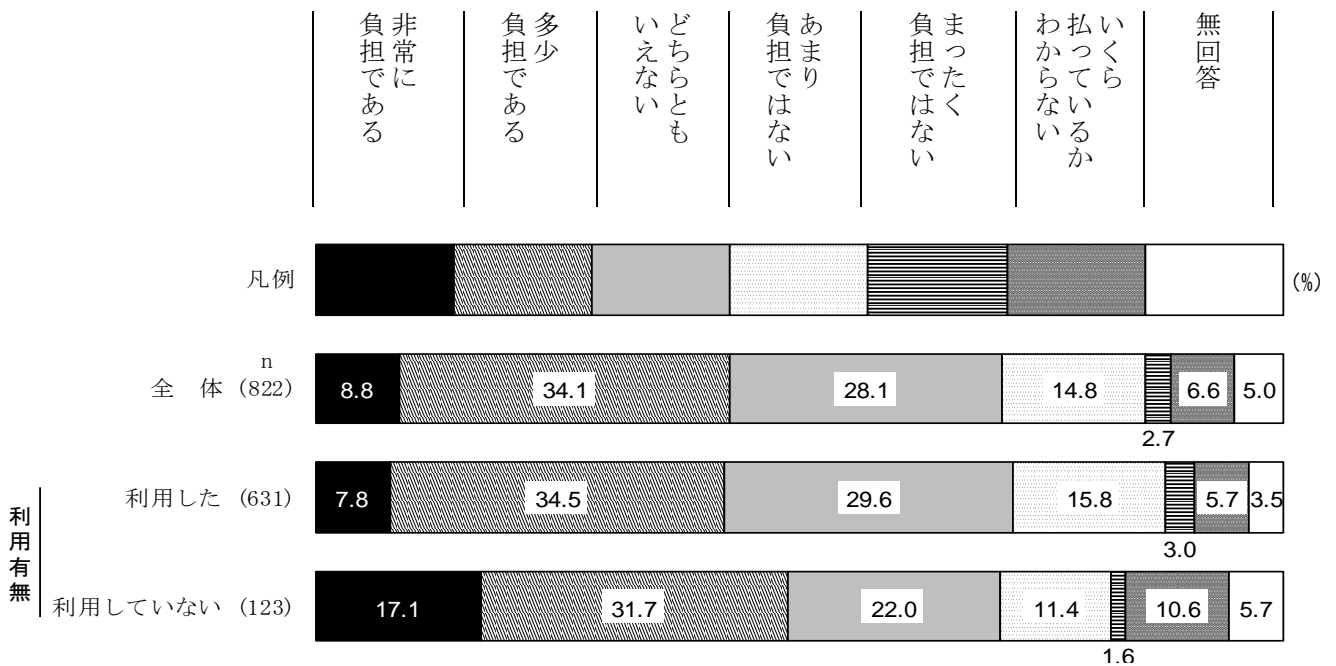
現在の介護保険料をどのように感じているか

●介護保険に関する調査

・ 要介護度別

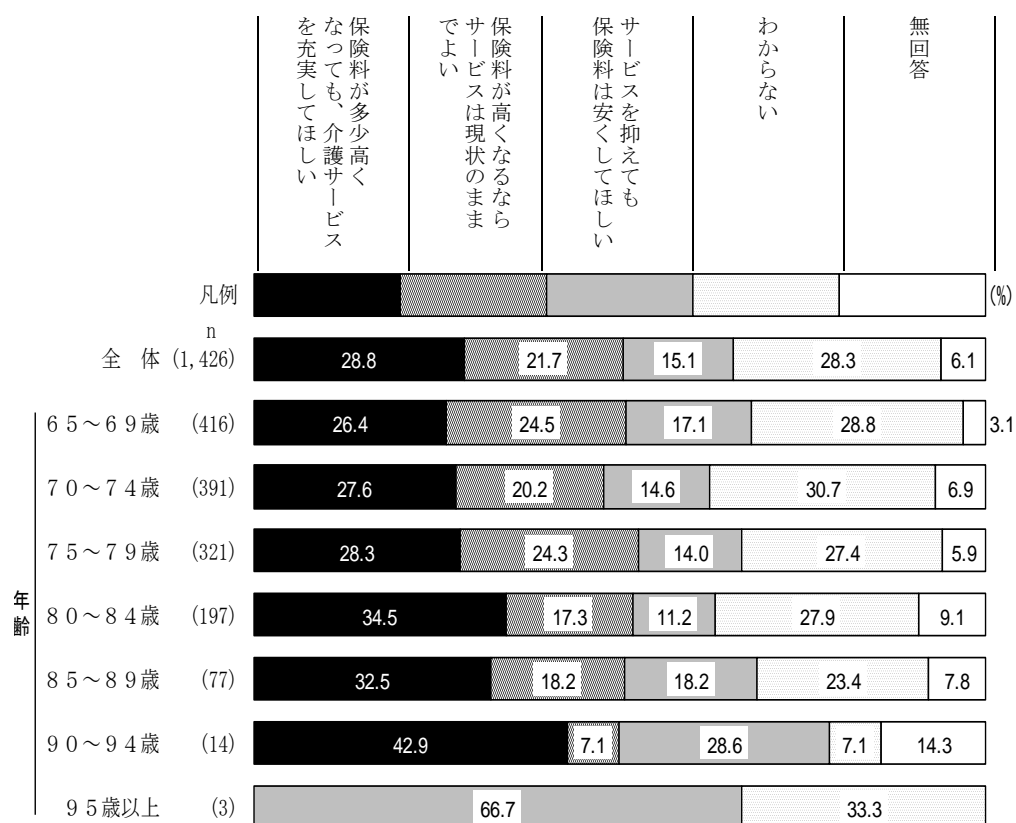


・ サービス利用の有無別

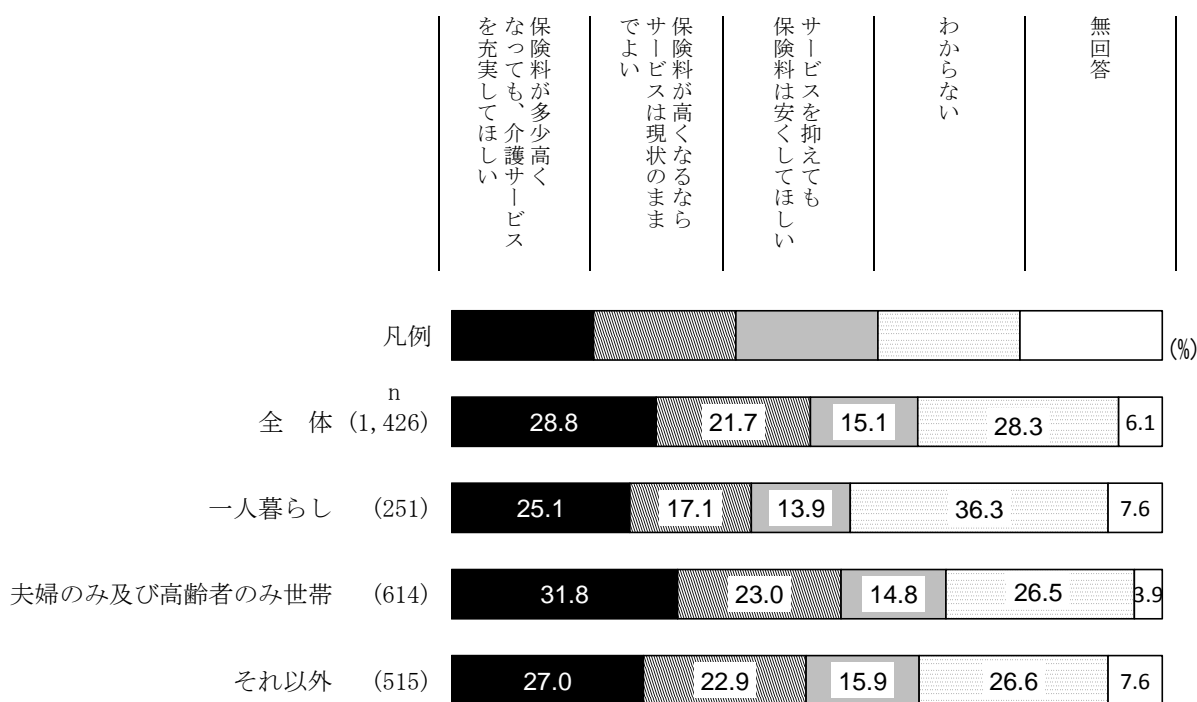


(10) 介護保険料とサービスのあり方

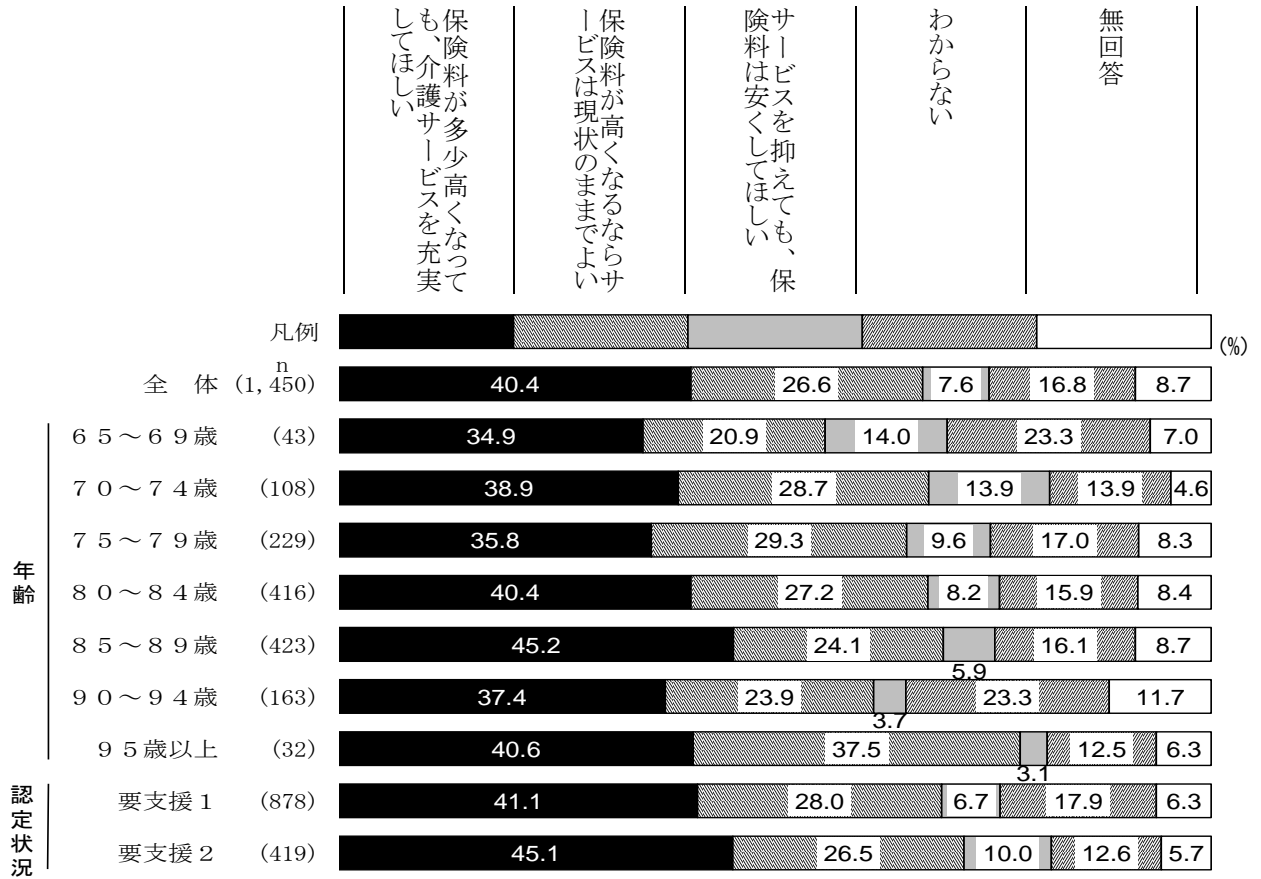
●日常生活圏域ニーズ調査（要支援・要介護認定を受けていない方）



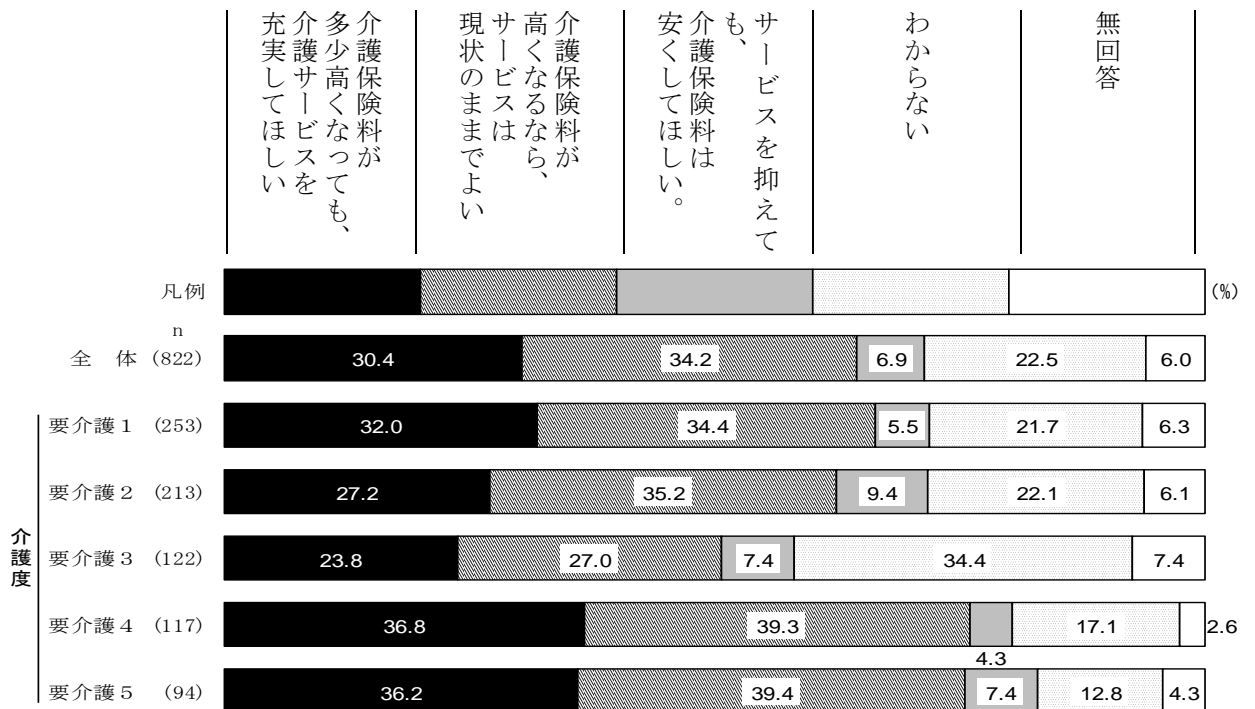
世帯構成



●日常生活圏域ニーズ調査（要支援1・2の方）



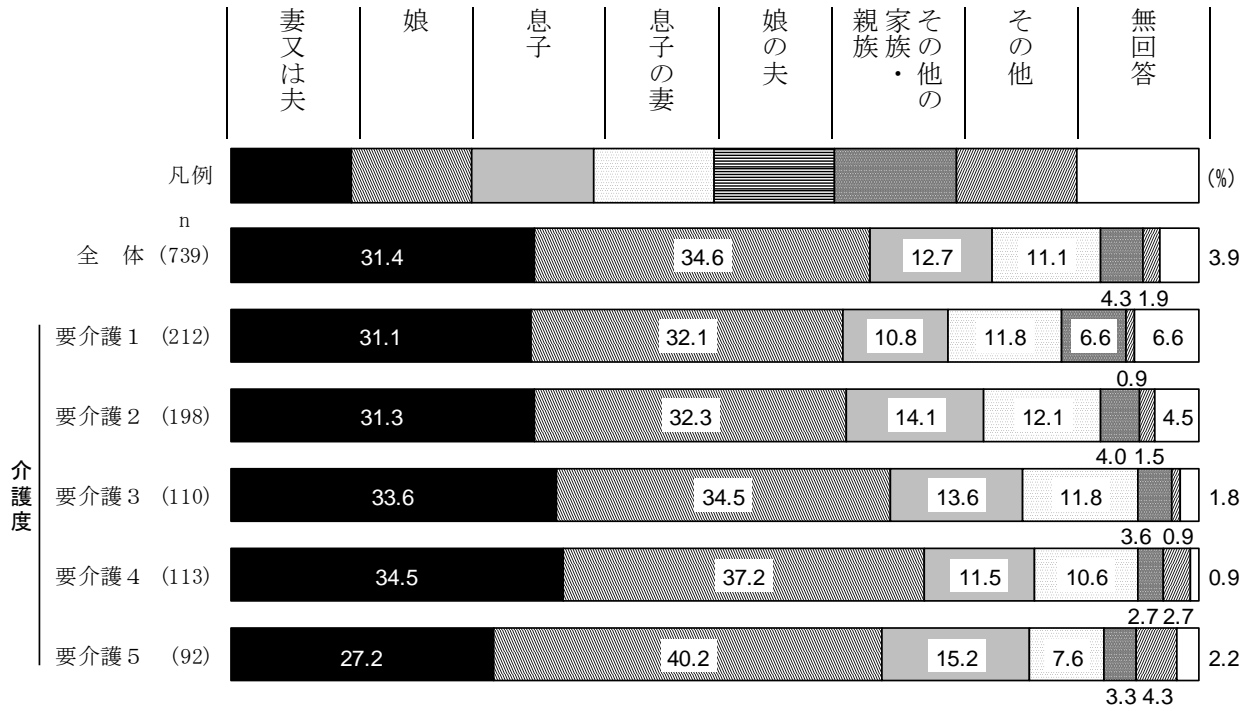
●介護保険に関する調査



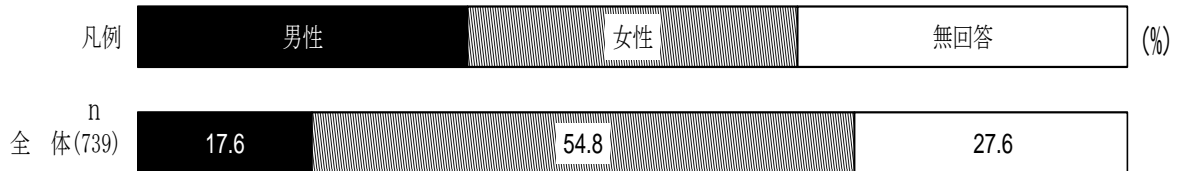
(11) 介護者の現状

●介護保険に関する調査

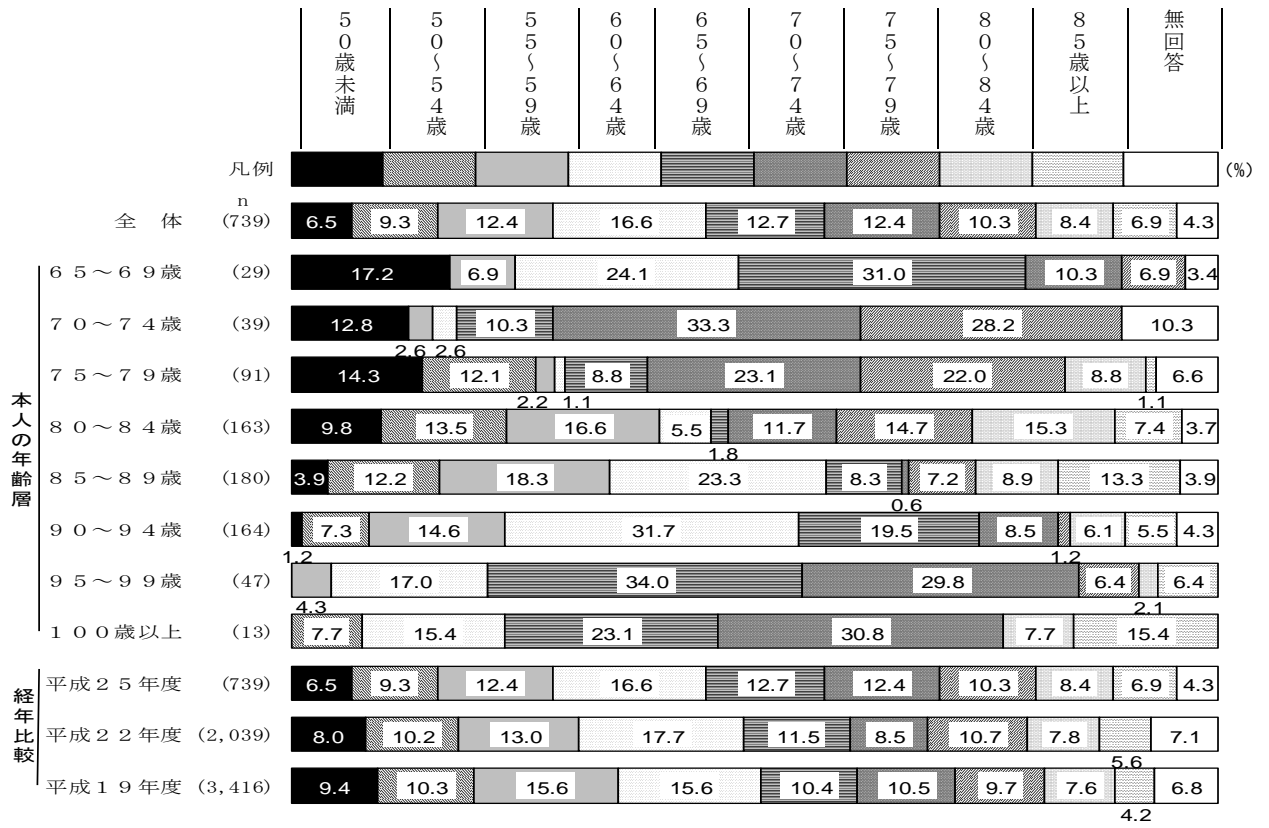
・ ふだん主に介護している方の続柄



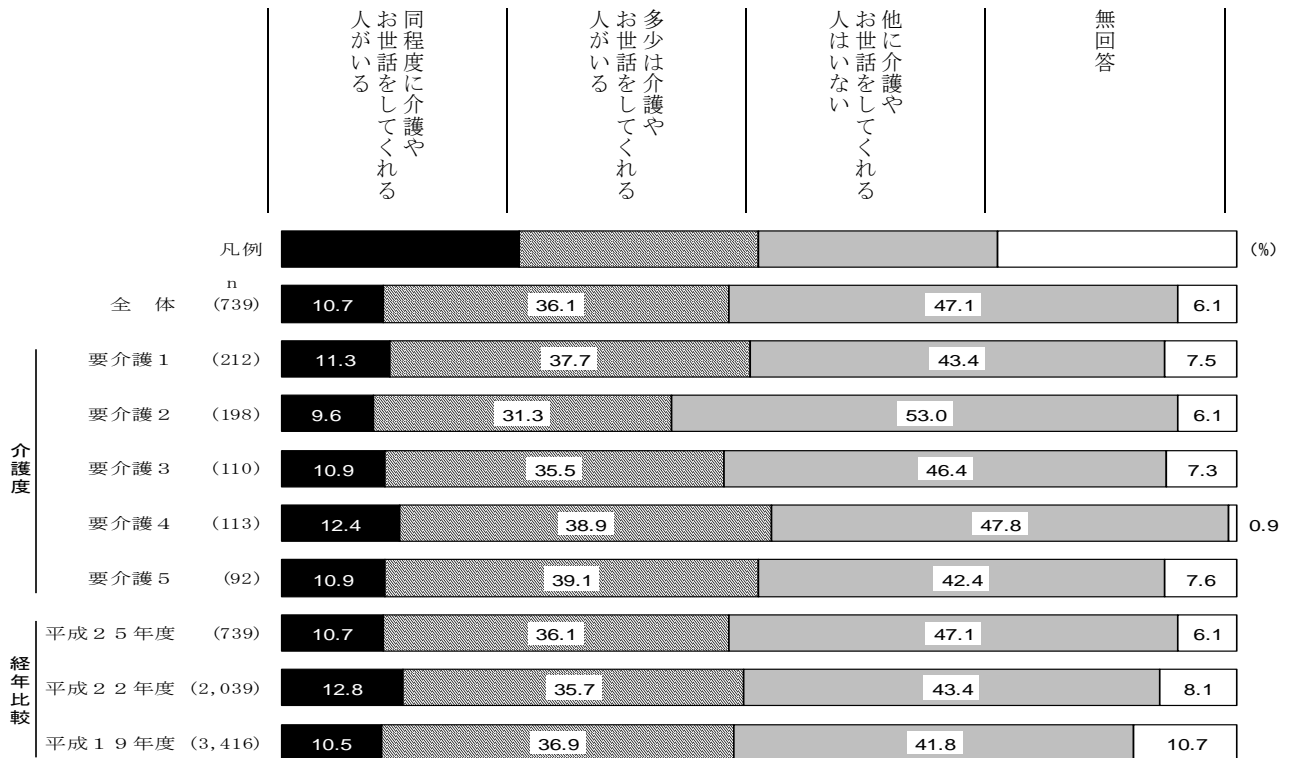
・ 主に介護している方の性別



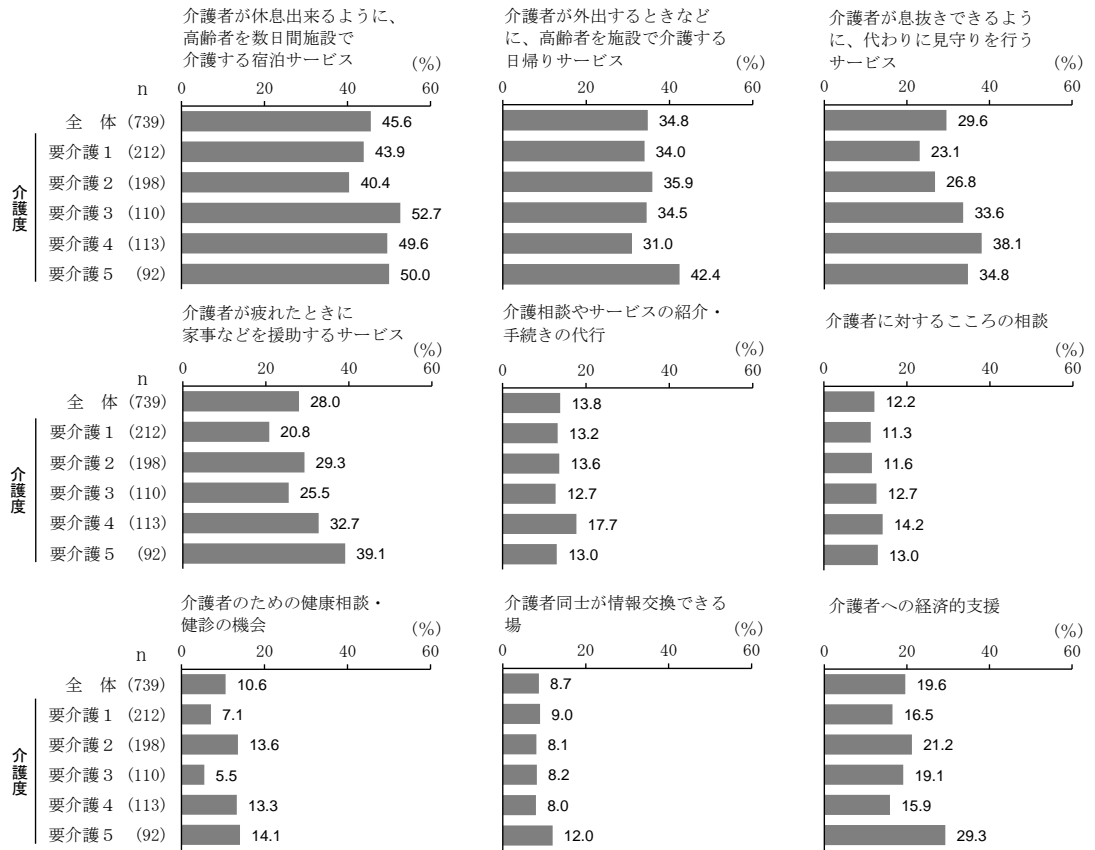
・主に介護している方の年齢



・主に介護している方以外に、介護者がいるか（ヘルパーは除く）

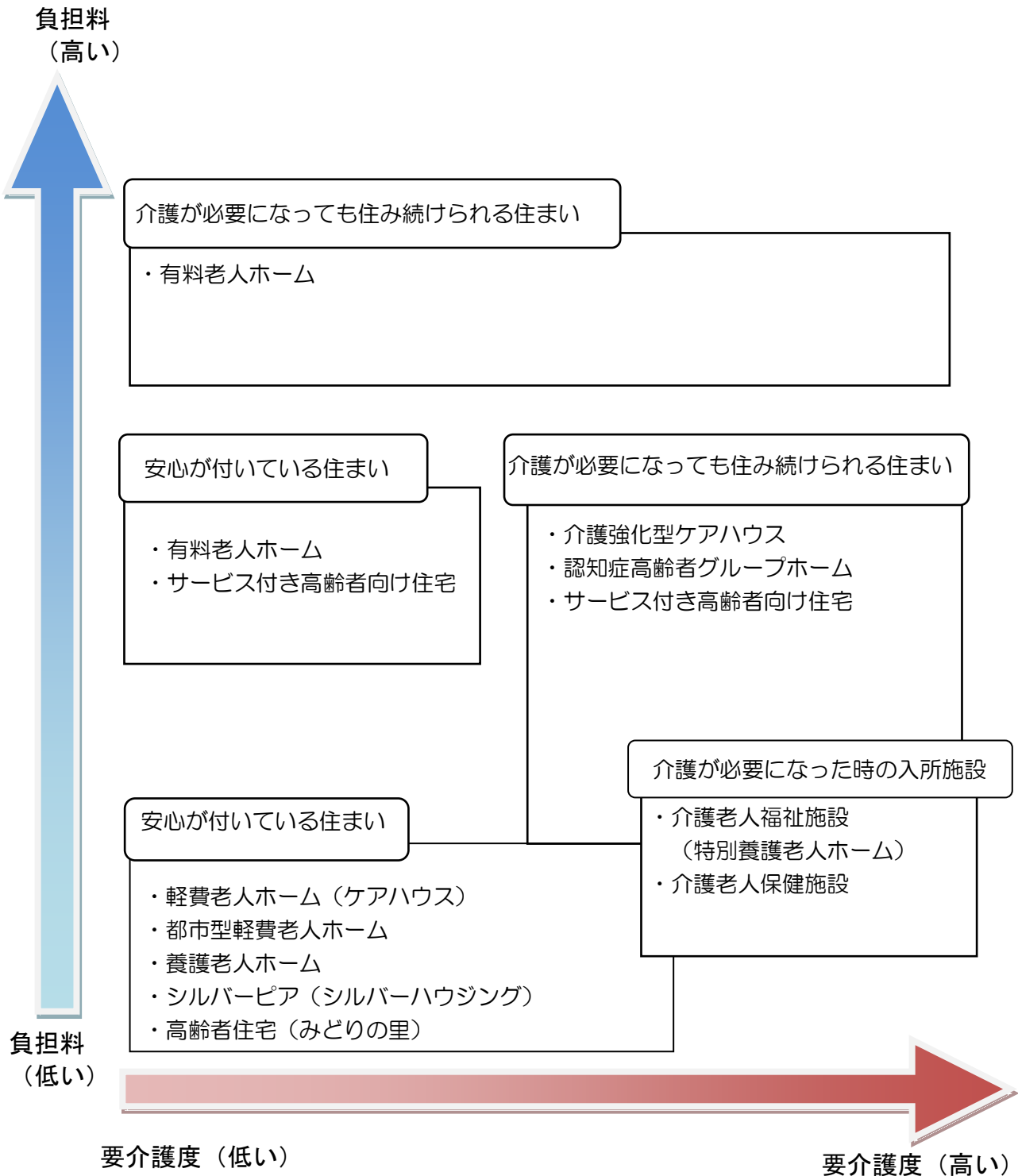


・介護者が必要だと思うサービス（複数回答可）



3 高齢者向け住まい・施設の概要

下図は、身体状況、費用負担の面から、高齢者向けの住まいや施設についての位置づけをイメージした図です。住まい等によっては、位置づけより負担料が低い場合や、要介護度が高い場合があるなど、個別に見れば当てはまらない場合があります。



住まいの名称	概要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要な人に対し、生活全般にわたって介護サービスが提供される施設。個室、多床室などで費用が異なります。
養護老人ホーム	経済的理由及び環境上の理由により、在宅生活が困難となった高齢者が入所し、食事の提供など日常生活に必要な援助が受けられる施設。
介護老人保健施設	病院と自宅の中間施設で、病院で入院治療する必要はないが自宅での療養が困難な方が、介護・看護・リハビリサービスを受けられる施設。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	軽度～中度の認知症で要支援2以上の人が対象。少人数(5人から9人)で一人ひとりの能力をいかしながら家庭的な環境のもと共同生活を送ることができる住まい。
軽費老人ホーム (ケアハウス)	在宅生活が困難となった高齢者が、本人の収入に応じた費用で食事、入浴等の基本的な生活支援サービスを受けながら安心して生活できる住まい。
介護強化型ケアハウス	ケアハウスとしての性格と、介護保険の適用を受ける特定施設入居者生活介護施設の性格を持ち、杉並区独自に手厚い介護サービスの体制を付加した住まい。
有料老人ホーム	民間が主体となって設置・運営する施設で、食事や日常生活上の必要なサービスが提供されます。 (介護付有料老人ホーム) 特定施設入居者生活介護の指定を受けており、介護サービスは直接施設が提供します。 (住宅型有料老人ホーム) 介護が必要となった場合には、訪問介護等の外部の在宅サービスを利用します。
高齢者住宅 (みどりの里)	高齢者住宅「みどりの里」は、高齢者が住みなれた地域で、安心して自立した生活がおくれるように、生活協力員の設置や、設備の面でさまざまな配慮がされている住宅
シルバーピア (シルバーハウジング)	バリアフリー化され緊急時対応等のサービスのついた公営住宅。収入に応じた家賃。介護は外部の介護サービスを利用
都市型軽費老人ホーム	在宅生活が困難となった高齢者が、低額な費用で食事、入浴等の基本的な生活支援サービスを受けながら安心して生活できる住まい。
サービス付き高齢者向け住宅	加齢による身体機能の低下に配慮した住宅で、ケアの専門家等が日中常駐するとともに、生活相談、安否確認、緊急時対応等のサービスが提供されるほか、介護サービス等を選択することができます。

4 保険料額・保険料率の第5期計画との比較

第6期			第5期	
保険料段階 保険料率	対 象 者	保険料月額 (保険料年額)	保険料段階 保険料率	保険料月額 (保険料年額)
第1段階 0.44	○生活保護受給の方 ○非課税世帯で本人が老齢福祉年金受給の方又は本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	※ 2,500円 (30,000円)	第1段階 0.44	2,300円 (27,600円)
			第2段階 0.44	2,300円 (27,600円)
第2段階 0.65	世帯全員が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	3,700円 (44,400円)	第3段階 0.65	3,400円 (40,800円)
第3段階 0.78	世帯全員が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	4,450円 (53,400円)	第4段階 0.79	4,100円 (49,200円)
第4段階 0.84	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	4,800円 (57,600円)	第5段階 0.85	4,400円 (52,800円)
第5段階 1.00	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	5,700円 (68,400円)	第6段階 1.00	5,200円 (62,400円)
第6段階 1.07	本人が区民税課税の方 (合計所得金額125万円未満)	6,100円 (73,200円)	第7段階 1.07	5,550円 (66,600円)
第7段階 1.20	本人が区民税課税の方 (合計所得金額125万円以上200万円未満)	6,850円 (82,200円)	第8段階 1.20	6,250円 (75,000円)
第8段階 1.40	本人が区民税課税の方 (合計所得金額200万円以上300万円未満)	8,000円 (96,000円)	第9段階 1.40	7,300円 (87,600円)
第9段階 1.61	本人が区民税課税の方 (合計所得金額300万円以上500万円未満)	9,150円 (109,800円)	第10段階 1.60	8,300円 (99,600円)
第10段階 1.86	本人が区民税課税の方 (合計所得金額500万円以上700万円未満)	10,600円 (127,200円)	第11段階 1.81	9,400円 (112,800円)
第11段階 2.11	本人が区民税課税の方 (合計所得金額700万円以上1,000万円未満)	12,050円 (144,600円)	第12段階 2.00	10,400円 (124,800円)
第12段階 2.32	本人が区民税課税の方 (合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満)	13,200円 (158,400円)	第13段階 2.20	11,450円 (137,400円)
第13段階 2.54	本人が区民税課税の方 (合計所得金額1,500万円以上2,500万円未満)	14,500円 (174,000円)	第14段階 2.40	12,500円 (150,000円)
第14段階 2.70	本人が区民税課税の方 (合計所得金額2,500万円以上)	15,400円 (184,800円)		

○保険料率は、小数点第3位で四捨五入しています。

※第1段階の保険料は、予定金額です。国の政省令が公布され次第、適用となります。